

畜産・酪農をめぐる情勢

– 令和7年11月27日畜産部会提出資料 –

農林水産省
畜産局



01

畜産・酪農の概況

- ・ 我が国の農業における農業産出額 …… 2
- ・ 畜産物の食料自給率 …… 4

02

牛乳乳製品関係

- ・ 生乳需給構造 …… 5
- ・ 生乳需要 …… 9
- ・ 生乳生産量動向 …… 21
- ・ 乳価・経営収支 …… 23
- ・ 経営安定対策 …… 28
- ・ 改正畜安法・需給調整 …… 30
- ・ その他 …… 34

03

牛肉関係

- ・ 牛肉の需給動向 …… 43
- ・ 牛枝肉卸売価格の推移 …… 44
- ・ 肉用子牛価格等の推移 …… 45
- ・ 肉用子牛対策 …… 47
- ・ 繁殖雌牛対策 …… 51
- ・ 牛マルキン …… 53
- ・ 脂肪交雑の状況 …… 54

04

豚肉関係

- ・ 豚肉の需給動向 …… 56
- ・ 豚枝肉卸売価格の推移 …… 57
- ・ 豚飼養戸数・頭数の推移 …… 58

05

鶏肉関係

- ・ 鶏肉の需給動向 …… 59
- ・ 鶏肉卸売価格の推移 …… 60
- ・ ブロイラーの飼養戸数・羽数の推移 …… 61

06

鶏卵関係

- ・ 鶏卵の需給動向 …… 62
- ・ 鶏卵卸売価格の推移 …… 63
- ・ 採卵鶏の飼養戸数・羽数の推移 …… 64
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策事業 …… 65

07

飼料関係

- ・ 畜種別の経営と飼料 …… 66
- ・ 飼料自給率の現状と目標 …… 67
- ・ 近年の飼料穀物の輸入状況 …… 68
- ・ 配合飼料価格安定制度 …… 69
- ・ 乾牧草の輸入・価格動向 …… 72
- ・ 飼料生産の現状と課題 …… 73
- ・ 飼料基盤に立脚した生産への転換 …… 79

08

その他

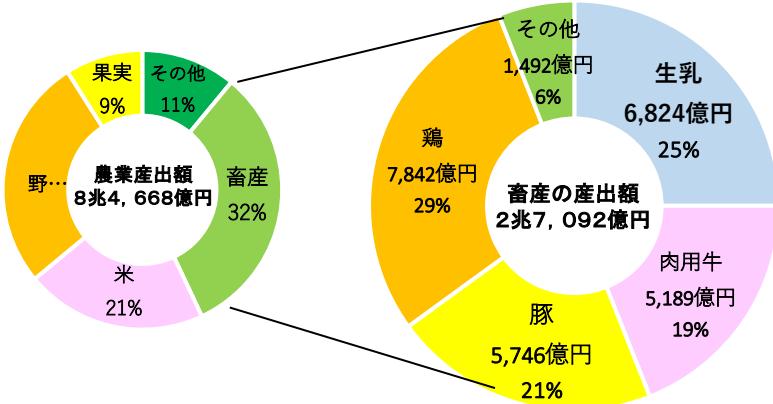
- ・ 畜産物の輸出 …… 80
- ・ アニマルウェルフェア（AW）の推進 …… 86
- ・ 家畜排せつ物の利用の推進 …… 87
- ・ 畜産分野の脱炭素化への取組 …… 88
- ・ 家畜遺伝資源不正競争防止法 …… 89

畜産・酪農の概況

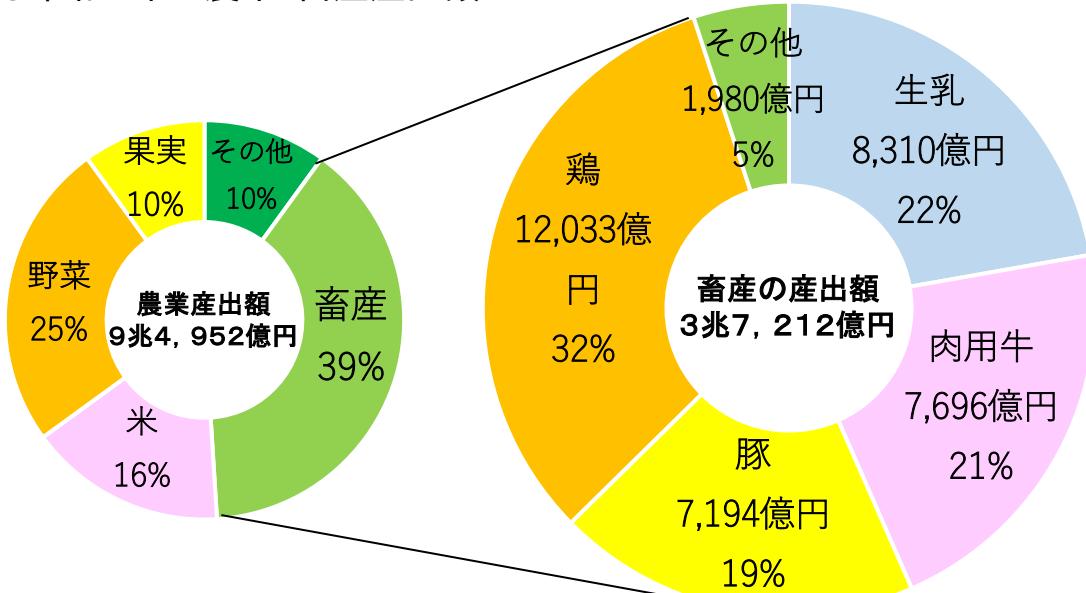
我が国の農業における畜産の地位

- 令和5年の農業産出額は9兆4,952億円。うち畜産は3兆7,212億円となっており、産出額の約39%を占める。
(畜産の産出額に占める割合: 生乳:22%、肉用牛:21%、豚:19%、鶏:32%)
- 10年前(平成25年)と比べ、額で1兆120億円、農業生産額に占めるシェアで7ポイント増加。

○平成25年の農業・畜産産出額



○令和5年の農業・畜産産出額



○平成25年から令和5年の10年間で
農業産出額は112%、
畜産の産出額は137%に増加

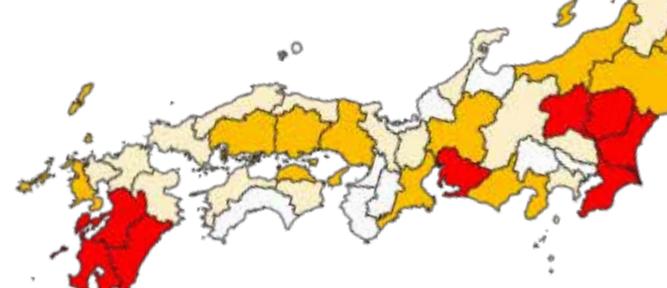
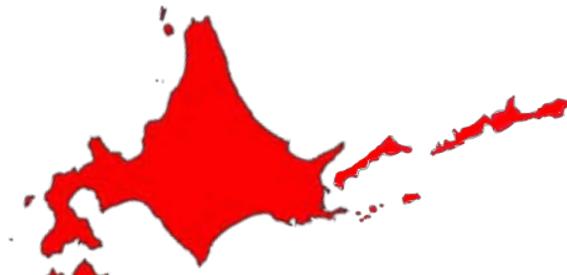
資料: 農林水産省「令和5年農業総産出額(全国)」

畜産の都道府県別産出額

産出額を都道府県別に見ると、1,000億円以上が11道県(北海道、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)となっており、この11道県で全国の約67%を占める。

| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 愛知県 | 熊本県 | 宮崎県 | 鹿児島県 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 7,837 億円 | 1,090 億円 | 1,975 億円 | 1,353 億円 | 1,367 億円 | 1,319 億円 | 1,501 億円 | 1,047 億円 | 1,371 億円 | 2,483 億円 | 3,754 億円 |

計 2兆5,097億円
 \div 3兆7,685億円(全国) \approx 67%



| | |
|-------------|---|
| 1,000億円～ |  |
| 500～1,000億円 |  |
| 100～500億円 |  |
| ～100億円 |  |

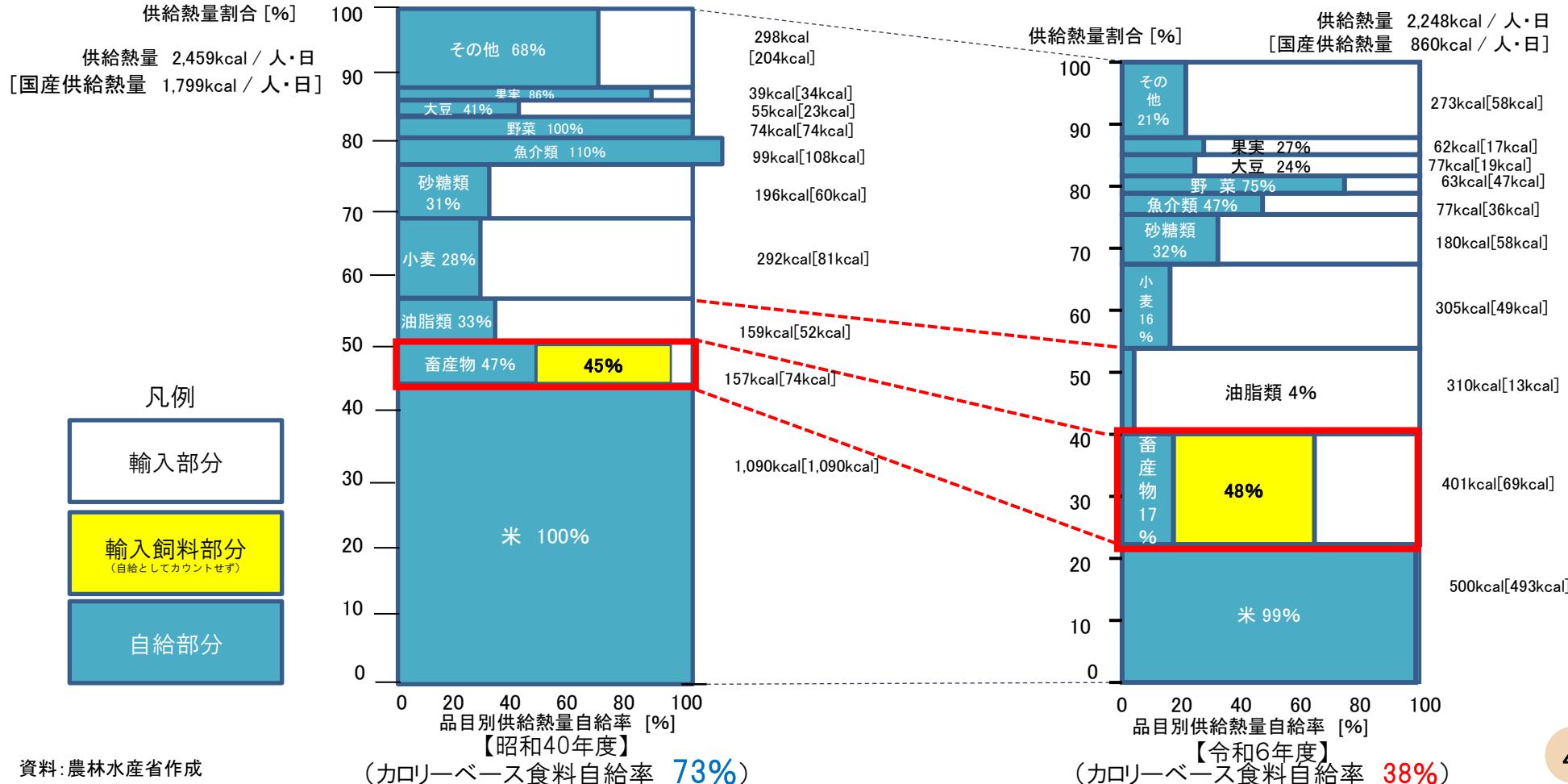
資料:農林水産省「令和5年農業産出額(都道府県別)」

注:都道府県別の全国合計値は中間生産物(子豚等)が重複計上されているため、前ページの数値とは一致しない。

畜産物の食料自給率

- 昭和40年度と比較すると、食生活の洋風化等が進み、自給率の高い米の消費が減少する一方、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費が増大。
- 畜産物は、消費拡大に伴い輸入の割合が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高まっている状況

○カロリーベース食料自給率の推移(昭和40年度と令和6年度の比較)



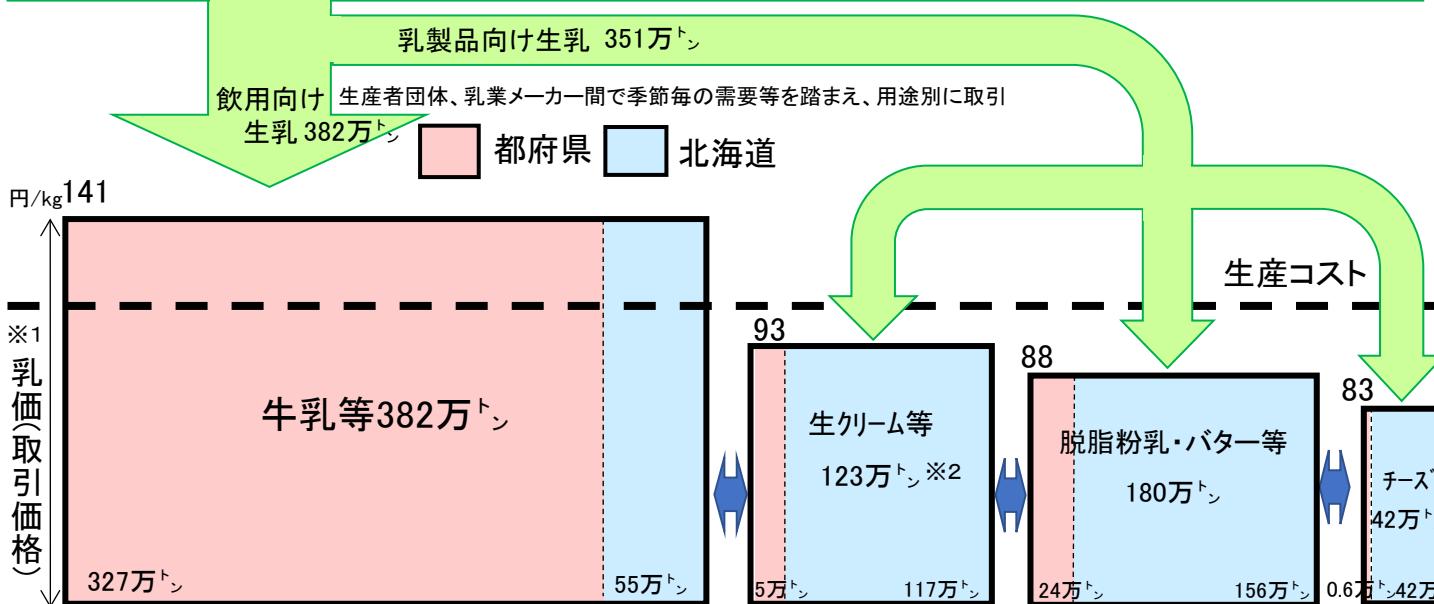
牛乳乳製品関係

生乳需給構造①

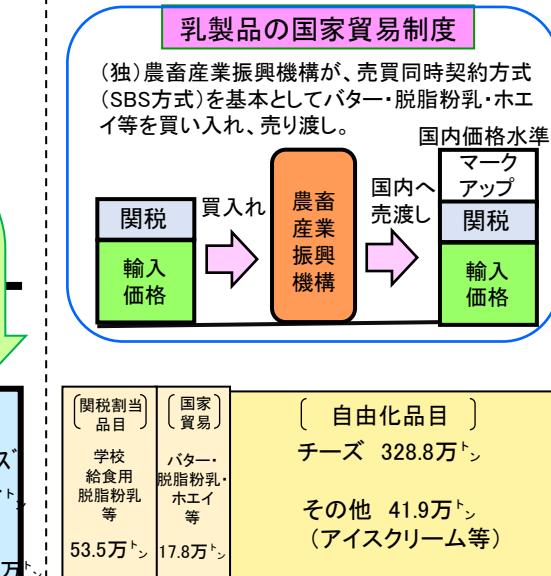
生乳の需給構造

- 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和6年度) 737万トン(北海道426万トン、都府県311万トン)



輸入乳製品 442万トン



- 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和3年度までは増加傾向で推移してきたが、令和4～5年度は需給緩和等を背景に生産者が抑制的な生産に取り組んだこと等から減少。令和6年度は生乳生産抑制の見直し等を受け、+0.7%増加。
- 令和7年度(4～9月)の北海道の生乳生産量は前年同期比+2.4%の増加、都府県は▲0.1%の減少、全体で+1.3%の増加。
- 令和7年度(4～9月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同期比▲0.2%の減少、乳製品向けは+3.2%の増加。
- 令和7年度(4～9月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同期比▲0.7%の減少、乳飲料は▲1.7%の減少。はつ酵乳は+0.5%の増加。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

| | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 (4～9月) |
|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 生産量 | 765 (+2.9) | 753 (▲1.5) | 732 (▲2.8) | 737 (+0.7) | 373 (+1.3) |
| 北海道 | 431 (+3.7) | 425 (▲1.3) | 417 (▲1.9) | 426 (+2.1) | 218 (+2.4) |
| 都府県 | 334 (+1.8) | 328 (▲1.7) | 315 (▲4.0) | 311 (▲1.3) | 155 (▲0.1) |
| 牛乳等向け処理量 | 400 (▲0.9) | 394 (▲1.4) | 384 (▲2.6) | 382 (▲0.5) | 194 (▲0.2) |
| 乳製品向け処理量 | 360 (+7.3) | 354 (▲1.5) | 344 (▲3.0) | 351 (+2.0) | 177 (+3.2) |
| うち脱脂粉乳・バター等向け | 186 (+10.0) | 181 (▲3.1) | 173 (▲4.5) | 180 (+4.1) | 91 (+6.3) |
| うちチーズ向け | 44 (+5.7) | 45 (+3.0) | 43 (▲4.8) | 42 (▲0.9) | 22 (+0.7) |
| うち生クリーム等向け | 125 (+4.3) | 123 (▲1.1) | 122 (▲0.8) | 123 (+0.2) | 61 (▲0.2) |

牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

| | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 (4～9月) |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 飲用牛乳等 | 3,579 (▲0.1) | 3,535 (▲1.2) | 3,461 (▲2.1) | 3,432 (▲0.8) | 1,727 (▲0.7) |
| 牛乳 | 3,197 (+0.1) | 3,150 (▲1.5) | 3,082 (▲2.1) | 3,072 (▲0.3) | 1,555 (▲0.2) |
| 加工乳・成分調整牛乳 | 382 (▲1.6) | 385 (+0.8) | 379 (▲1.7) | 360 (▲4.8) | 172 (▲4.8) |
| 乳飲料 | 1,084 (▲3.3) | 1,076 (▲0.8) | 1,061 (▲1.3) | 1,005 (▲5.3) | 524 (▲1.7) |
| はつ酵乳 | 1,126 (▲3.3) | 1,039 (▲7.8) | 988 (▲4.8) | 1,040 (+5.2) | 530 (+0.5) |

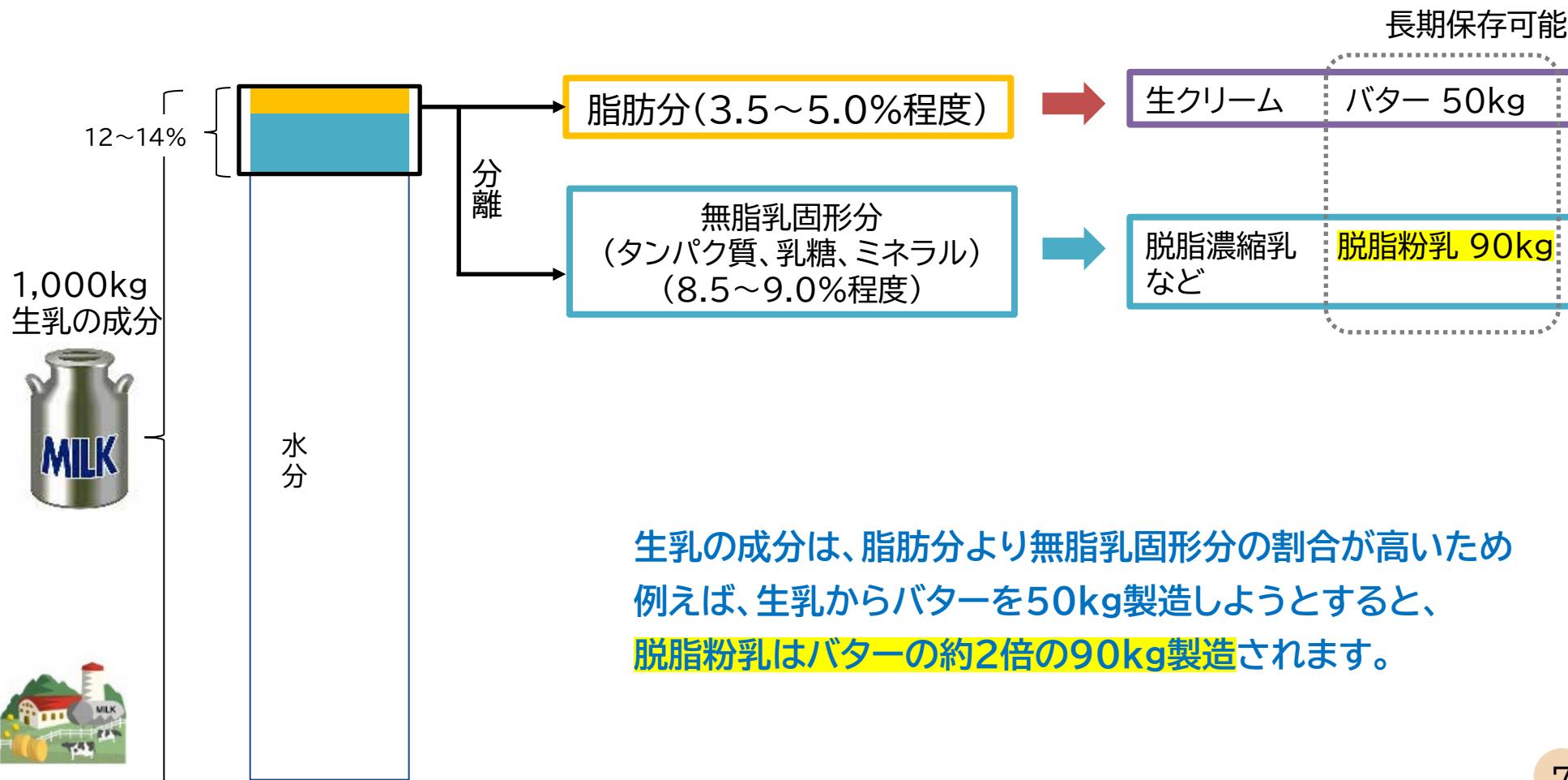
資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものという。

※ 令和6年度及び令和7年度の数値は速報値。

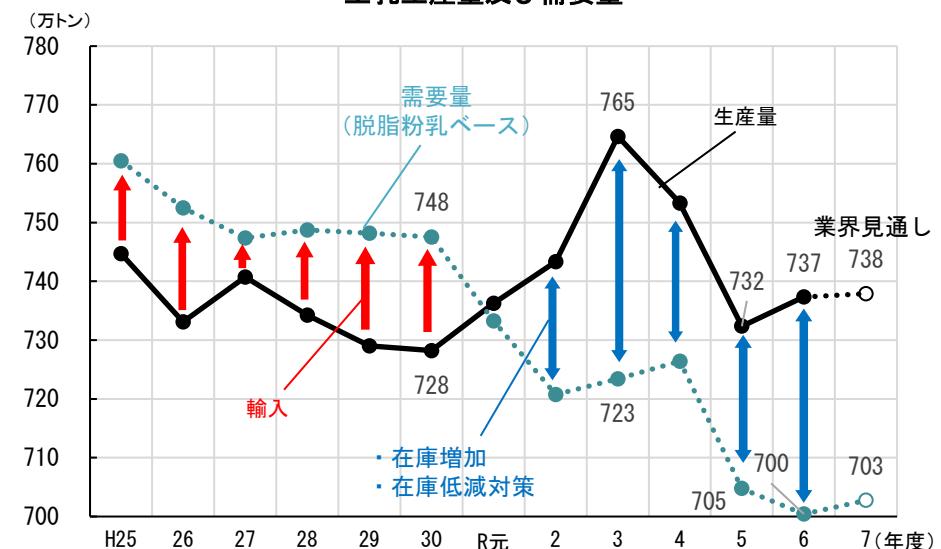
資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

- ・バターを製造すると必ず脱脂粉乳など(無脂乳固体分)が製造される。
 - ・バターだけでなく、脱脂粉乳の需要も踏まえた生乳生産量となるよう調整していく必要



- 酪農経営は、**生乳需給の安定を通じた円滑な乳価の形成**が重要
- **生乳は乳製品によって需給調整**が行われているが、コロナ禍以降、**ヨーグルト需要の低迷等**により**特に脱脂粉乳の需要が低迷し、過剰在庫が発生**。これに対して、**全国の生産者と乳业が協調した在庫低減対策を実施**。国もこれを支援してきた。

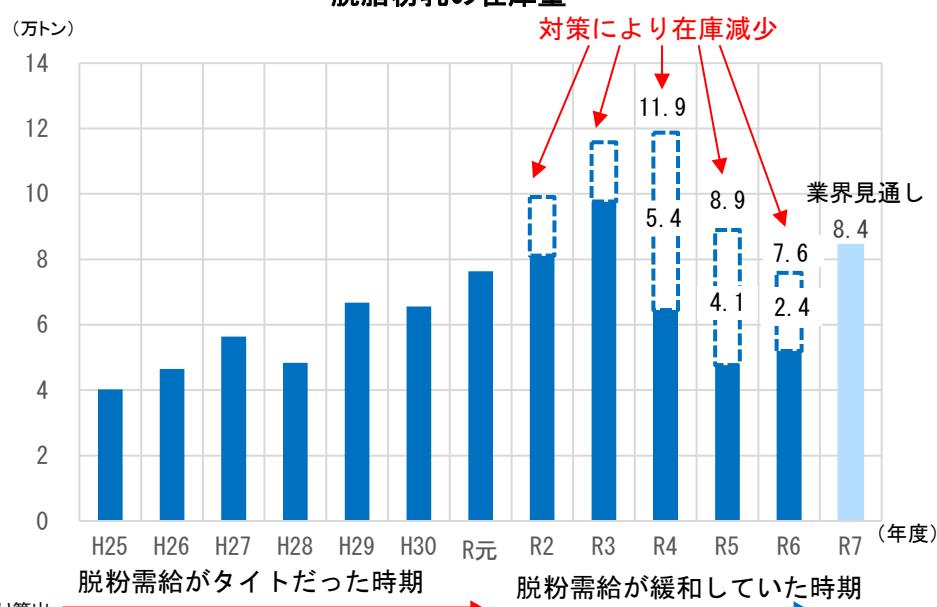
生乳生産量及び需要量



※ 需要量は、国内生乳生産量+バターまたは脱脂粉乳輸入量(CA含む)-それぞれの在庫增加分(又は+在庫減少分)により算出
(資料)H25~R6:農林水産省「牛乳乳製品統計」、農畜産業振興機構調べ

R7:生産量、脱脂粉乳在庫量はJミルク予測値(R7.9月30日時点)、需要量はJミルク予測値を元に牛乳乳製品課で
推計

脱脂粉乳の在庫量



脱粉需給がタイトだった時期

脱粉需給が緩和していた時期

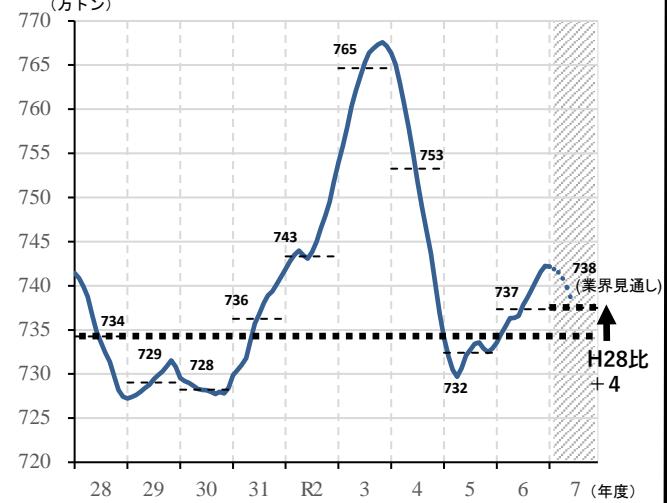
- R4年度以降の急激な円安により生産資材が急騰し、酪農経営環境が悪化、価格転嫁が急務に。
- 他方で、コロナ禍以降、脱脂粉乳需給が過剰基調で推移。

- 在庫低減対策による需給の安定を通じ、乳価交渉の環境を整え、R4.11以降計6回の乳価引き上げに結実。
- これにより酪農家の売上は1,600億円程改善(R3年の酪農の產出額は約9,000億円)

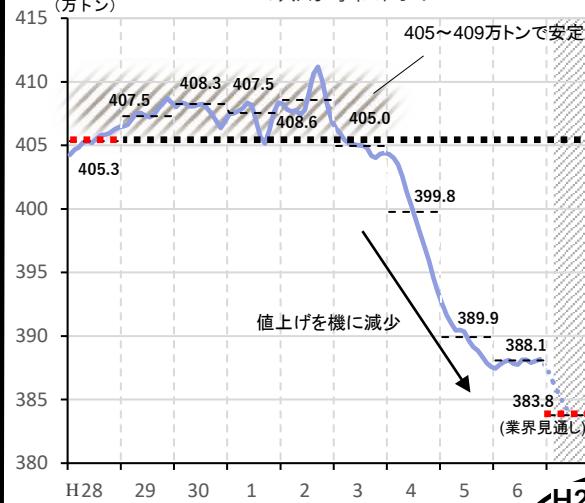
生乳需要①

生乳生産量、用途別需要量及び脱脂粉乳対策量の傾向・推移(詳細)

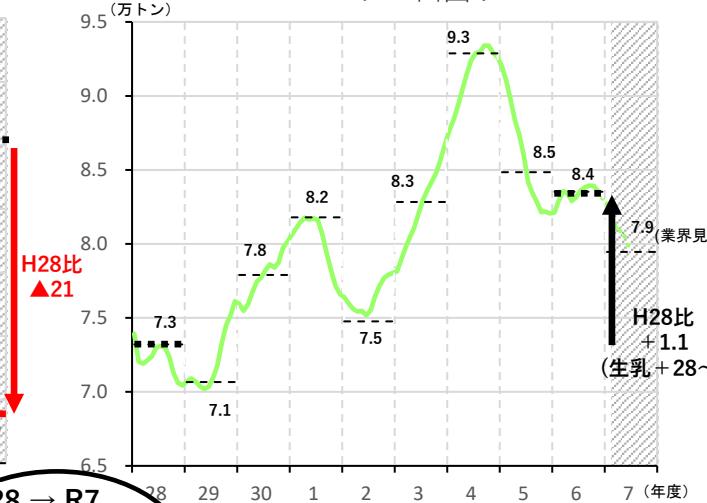
A.生乳生産量



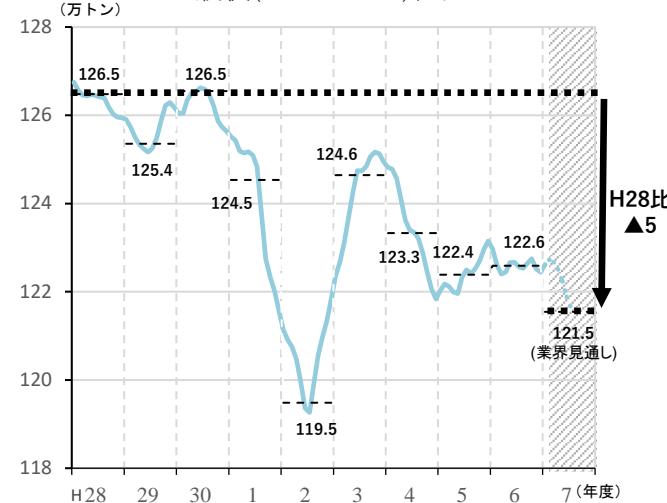
B.飲用等仕向け



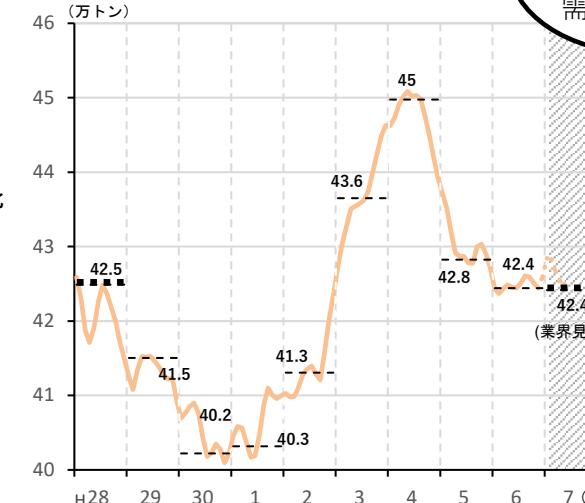
E.バター出回り



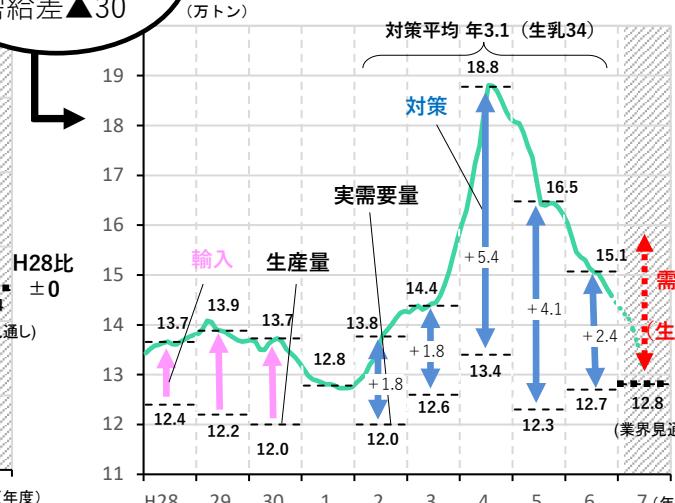
C.液状(生クリーム)仕向け



D.チーズ仕向け



F.脱脂粉乳出回り

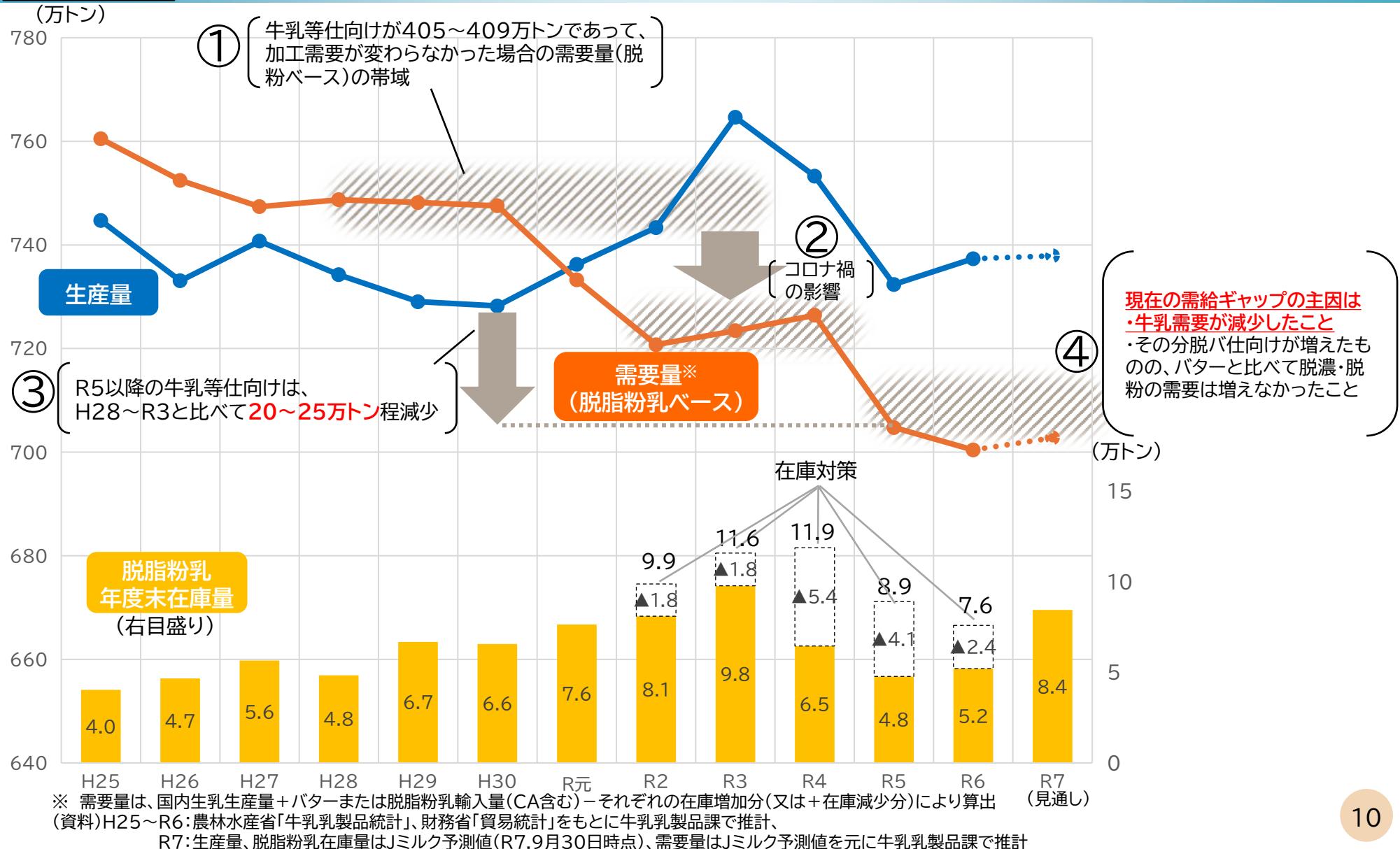


資料:牛乳乳製品統計(毎月の値の12カ月移動累積値)、Jミルク需給見通し

→ 現在の過剰脱脂粉乳の主因は、牛乳需要の減少

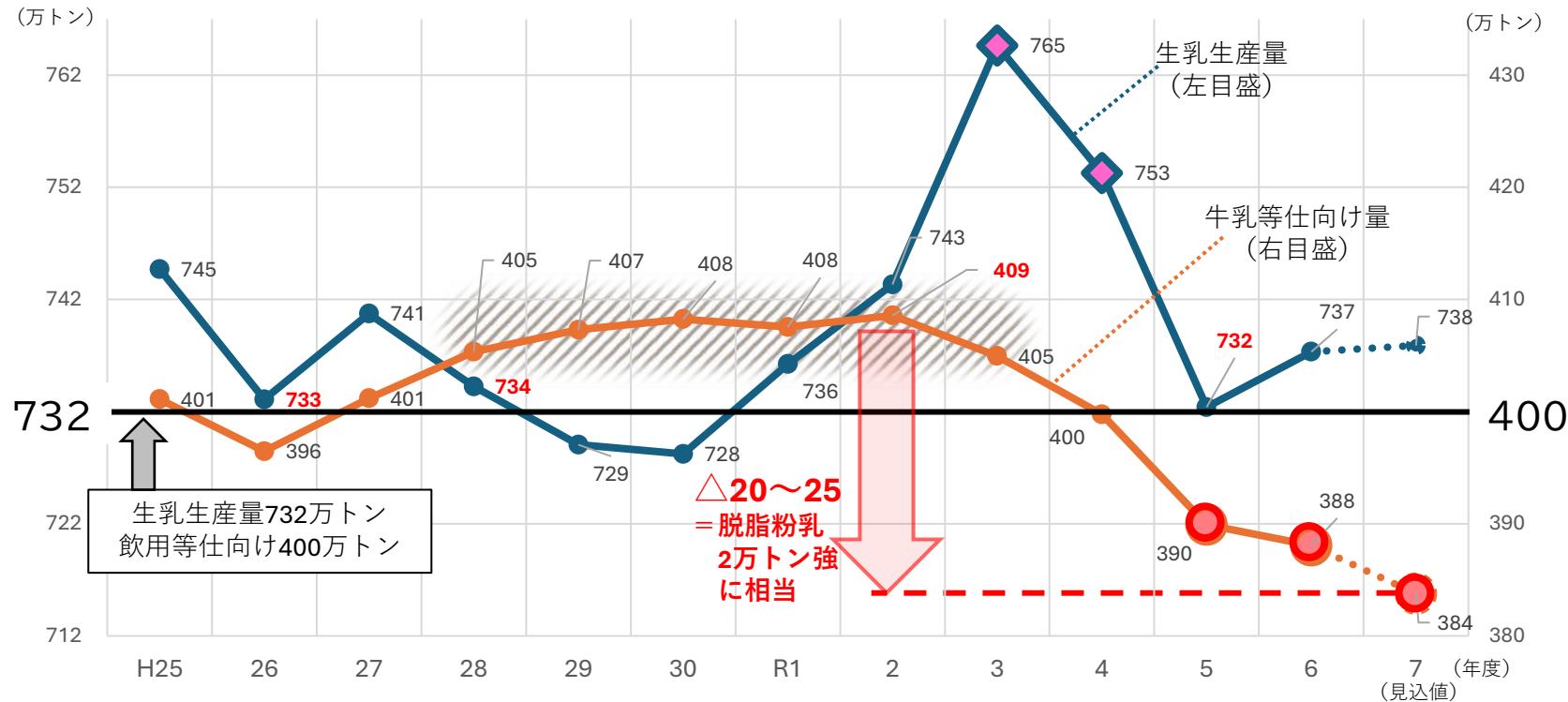
生乳需要②

生乳生産量、生乳需要量及び脱脂粉乳対策の関係



生乳生産量、牛乳需要量及び過剰脱脂粉乳の関係

- 令和5年度以降の脱脂粉乳の過剰は、牛乳需要の減少や、バター需要と比べて低迷している発酵乳等脱脂濃縮乳・脱脂粉乳の需要量が主要な要因となっている。
- 具体的には、H28年度からR3年度の牛乳等仕向けは405～409万トンであったのに対して、R7年度の見込みは384万トンと20～25万トンの需要が減少。これは脱脂粉乳で2万トン強に相当。



出典：牛乳乳製品統計、Jミルク需給見通し

牛乳乳製品の消費拡大の取組

- 消費者への理解醸成を推進することは、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組んでいくうえで重要。酪農・乳業の民間関係者が自らの創意工夫で多様な手法により広報活動を展開しており、国や地方自治体もこれに連携。
- 学校給食用牛乳の供給支援に併せて、栄養士や教諭など関係者の理解醸成活動を推進。
- 学校給食が無くなることで、牛乳の飲用機会が低下する高校生を対象とした健康増進等を目的に高校等への自動販売機設置を推進。

○ 業界を挙げた消費拡大の取組

- ✓ 脱脂粉乳を活用した新商品の開発
- ✓ ヨーグルトの消費拡大に向けたCM等PRの展開



○ 官民連携の事例

- ・牛乳でスマイルプロジェクト

○ 共通ロゴマーク



○ 地方自治体による取り組み事例

- ✓ 産官学連携プロジェクトとして調理製菓専門学校とコラボし、県産牛乳を使ったパンを商品開発、県アンテナショップで期間限定販売
- ✓ 町公式SNSで町の酪農の紹介や乳和食を紹介する動画を配信 等

○ 連携した取組例

- ✓ 乳業 × 調理専門学校による牛乳を用いた食品の販売
- ✓ 小売 × 食品メーカーによる牛乳乳製品を活用した料理のための食材の割引

○ 学校給食用牛乳等供給推進の取組



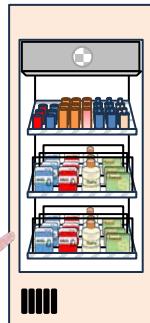
学校給食用牛乳供給円滑化推進事業

- 栄養士や教諭など関係者の理解醸成活動
- 配送効率化に向けた取組(隔日配送等)等の実施を支援

○ 高校等における自動販売機の設置

- 学校給食が無くなることで牛乳の飲用機会が低下する高校生を対象とした健康増進等を目的に高校等への自動販売機設置を推進

- 令和6年度には、全酪が実施主体となり東京都内で実証。引き続き、各地の酪農団体を通じたこうした取組の普及を支援



※その他、地方創生臨時交付金を活用した地域の取組など

牛乳・乳製品の需要拡大のための業界一体の取組

- Jミルクが中心となって本年8月8日に8の全国組織連名で地方会員等へ業界一体的な取組への参加協力を依頼。
今後、各地各主体でバラバラに実施されている活動を融合・連携させていく。
- また、ヨーグルトの消費拡大対策として、今夏は乳の水分保持効果に着目しつつ、全国約450の小売店頭PRなどを実施。これを今冬も展開予定。

業界への周知と今後の展開

- 本年8月8日、8の全国組織（※）の連名で、
業界一体となつた取組実施の決意を表明。

農林水産省からも同表明を小売等の団体や行政へ展開。



〔※〕Jミルク、中酪、全農、全酪、乳協、
全国農協乳業協会、全国乳業協同組合連合会及び
全国牛乳流通改善協会

- この中で以下を表明。
 - ・ 消費者も対象とするプラットフォームの設立
 - ・ 「牛乳でスマイルプロジェクト」への参加促進
 - ・ 各地各主体の取組の実施時期を集中させつつ、共通口号（牛スマ）を使用
 - ・ 各取組でコラボ・連携し、相互に情報発信
- 以上の展開の皮切りとして、Jミルクが**11月15日に豊洲でイベントを展開。**
47都道府県産の牛乳飲み比べや牛スマメンバーが出展。
入場者のべ3万人(速報)、SNSはXで5万回再生。

今後、各地各主体でバラバラに実施されている活動を融合・連携。



キックオフイベントで
牛乳で乾杯!!

- 更に上記をより有効に実施するため、
 - ・ 各取組主体に個別に数値目標を設定させ、それぞれの取組の結果を自己検証。また、Jミルクにおいても業界全体の数値目標を設定。
 - ・ 不需要期の取組状況を踏まえて、Jミルクで、各取組の中で効果的なものを選定・発信。

ヨーグルトや牛乳の消費拡大の取組例

- 今夏、プロ野球時の牛乳配付やアニメとのコラボ、小売店での牛乳やアイス購入者への懸賞、様々な新商品販売を実施 等々
今後、**こうした取組間の連携をより強化。**



イベント例) 六本木ヒルズでのサンプリングは3日間で1万人が利用。

- 更に、2025年1月から実施している「私らしくヨーグルト新発見プロジェクト」では、今夏は、熱中症予防としての乳タンパクの水分保持機能に着目し「**夏の猛暑に、ヨーグルト**」をキャッチコピーに関連イベント、**店頭施策、メディア展開等を実施。**
今冬も展開予定。



メディア例) YouTube、Tver、全国56局等でCMを展開。

- 例えば外食業界ではメニューを1年前には決定するため、更なる取組拡大に向け、関係者は、**複数年の事業実施を希望。対応計画中。**

TV番組での発信例

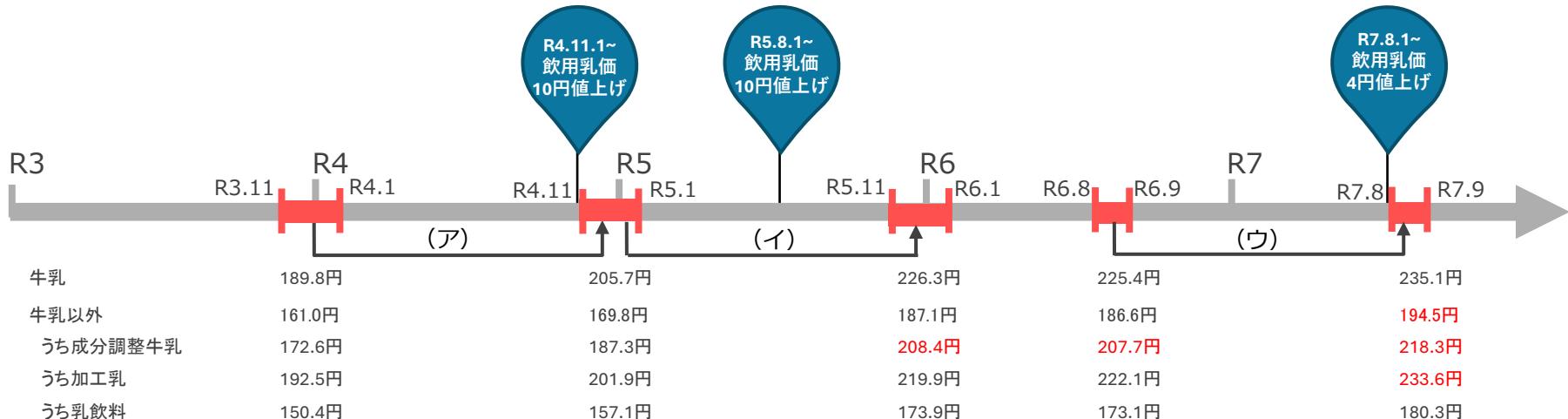
(主要局全国放送の情報番組)

- 「**牛乳は 熱中症を防いでくれる効果的な飲み物**」と取り上げ。



全国約450の小売店頭で共通POPを展開。
店頭例)

令和4年以降の飲用需要減少の状況(価格弾力性)①



(ア) R3.11~R4.1.1⇒R4.11~R5.1

| | 価格比 | 本数比 | 価格弾力性 | 売上総額 |
|----------|------|-------|-------|------|
| 牛乳 | 8.4% | ▲4.8% | 0.6 | 3.1% |
| 牛乳以外 | 5.4% | ▲0.3% | 0.1 | 5.2% |
| うち加工乳 | 4.9% | ▲2.1% | 0.4 | 2.7% |
| うち成分調整牛乳 | 8.5% | ▲6.9% | 0.8 | 1.0% |
| うち乳飲料 | 4.4% | 3.5% | ▲0.8 | 8.1% |

(イ) R4.11~R5.1⇒R5.8.1~R6.1

| | 価格比 | 本数比 | 価格弾力性 | 売上総額 |
|----------|-------|--------|-------|-------|
| 牛乳 | 10.0% | ▲3.7% | 0.4 | 5.9% |
| 牛乳以外 | 10.2% | ▲6.0% | 0.6 | 3.5% |
| うち加工乳 | 8.9% | 1.8% | ▲0.2 | 10.9% |
| うち成分調整牛乳 | 11.3% | ▲17.2% | 1.5 | ▲7.8% |
| うち乳飲料 | 10.7% | ▲1.7% | 0.2 | 8.9% |

- 牛乳は、過去3回の価格改定において価格弾力性が0.4~0.6で、一貫して売上を伸ばしている。
- 牛乳以外は、1回目の値上げでは牛乳より価格弾力性が低く売上を伸ばしたが、2回目以降は牛乳より価格弾力性が高く、売上も牛乳ほど伸びていない。
- 成分調整牛乳は、一貫して牛乳よりも価格弾力性が高く、2回目の値上げから売上はマイナスに転落。
- 加工乳及び乳飲料は、2回目の値上げまでは牛乳より価格弾力性が低く売上を大きく伸ばしたが、直近の値上げでは牛乳より売上を落としている。

令和4年以降の飲用需要減少の状況(価格弾力性)②

| | 1回目値上げ ※1 R4.11.1～ +10円 | 2回目値上げ R5.8.1～ +10円 | 3回目値上げ R7.8.1～ +4円 | 備考 |
|---------------------------------|--|---|--|------------------------|
| 牛乳 | 価格: 189.8円→205.7円 (+8.4%, +15.9円) 数量: 2,824万本→2,687万本 (▲4.8%, ▲137万本) 弾力性: 0.6 (=4.8÷8.4) | 価格: 205.7円→226.3円 (+10.0%, +20.5円) 数量: 2,687万本→2,587万本 (▲3.7%, ▲100万本) 弾力性: 0.4 (=3.7÷10.0) | 価格: 225.4円→235.1円 (+4.3%, +9.7円) 数量: 3,022万本→2,967万本 (▲1.8%, ▲55万本) 弾力性: 0.4 (=1.8÷4.3) | 値上げに対する数量の減少が小さくなっている。 |
| 相対的な 価値・価格の バランス | A (加工乳等 が優位) | V (牛乳が優位) | V (牛乳が優位) | |
| 牛乳以外 ・加工乳 ・成分調整牛乳 ・乳飲料 | 価格: 161.0円→169.8円 (+5.4%, +8.8円) 数量: 877万本→875万本 (▲0.3%, ▲3万本) 弾力性: 0.1 (=0.3÷5.4) | 価格: 169.8円→187.1円 (+10.2%, +17.3円) 数量: 875万本→822万本 (▲6.0%, ▲53万本) 弾力性: 0.6 (=6.0÷10.2) | 価格: 186.6円→194.5円 (+4.2%, +7.9円) 数量: 902万本→857万本 (▲5.0%, ▲45万本) 弾力性: 1.2 (=5.0÷4.2) | 値上げに対する数量の減少が大きくなっている。 |
| 牛乳・ 牛乳以外 合計 | 価格: 183.0円→196.9円 (+7.6%, +13.9円) 数量: 3,701万本→3,562万本 (▲3.8%, ▲139万本) ※2 弾力性: 0.5 (=3.8÷7.6) | 価格: 196.9円→216.8円 (+10.1%, +19.9円) 数量: 3,562万本→3,409万本 (▲4.3%, ▲153万本) 弾力性: 0.4 (=4.3÷10.1) | 価格: 216.5円→226.0円 (+4.4%, +9.5円) 数量: 3,924万本→3,824万本 (▲2.5%, ▲100万本) 弾力性: 0.6 (=2.5÷4.4) | |

※1 各回における値上げ前後の比較期間は以下のとおり。

1回目値上げ: R3年11月～R4年1月とR4年11月～R5年1月を比較

2回目値上げ: R4年11月～R5年1月とR5年11月～R6年1月を比較

3回目値上げ: R6年8月～9月とR7年8月～9月を比較

※2 約4,000万本×1ℓ×52週(1年)÷200,000万ℓ

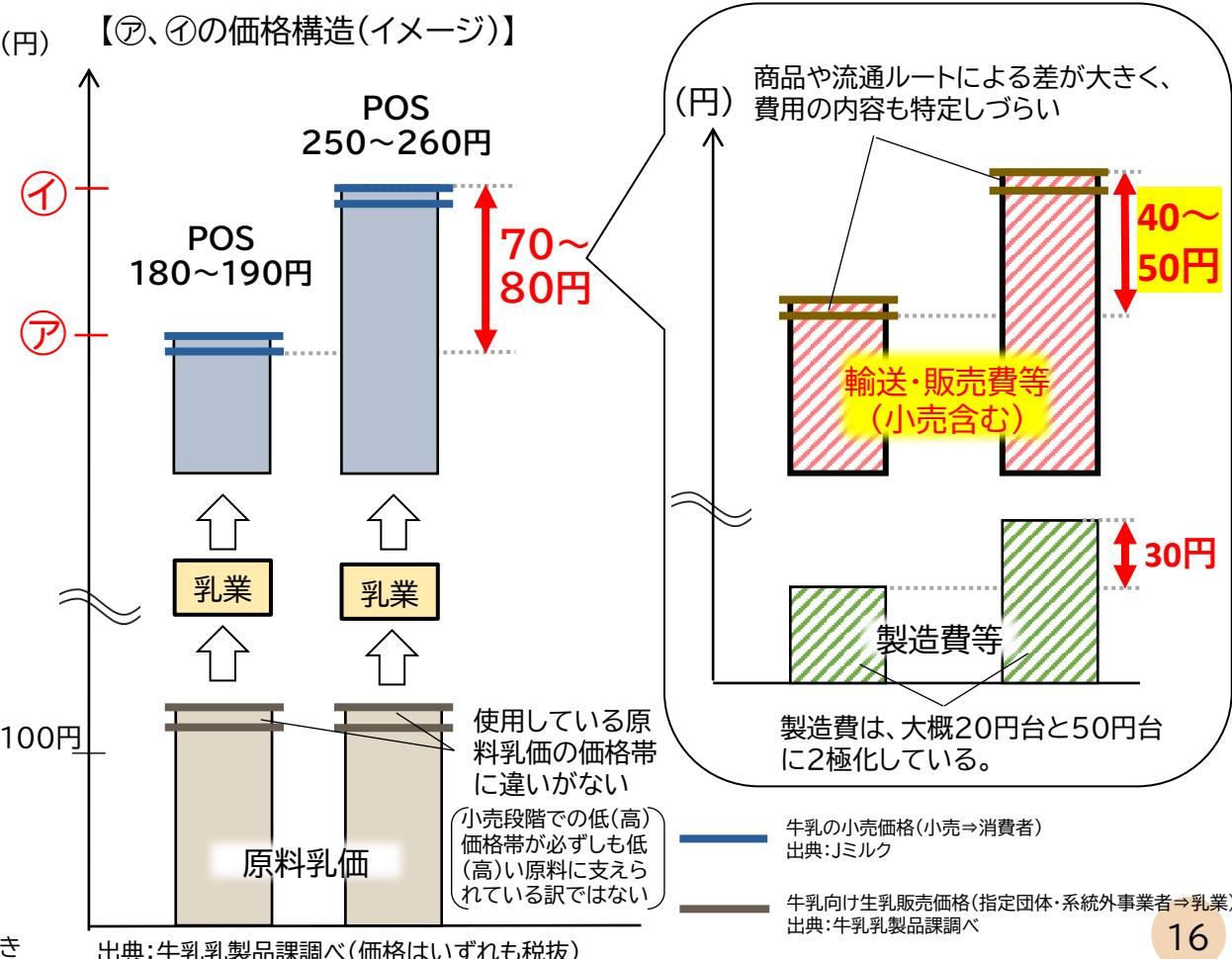
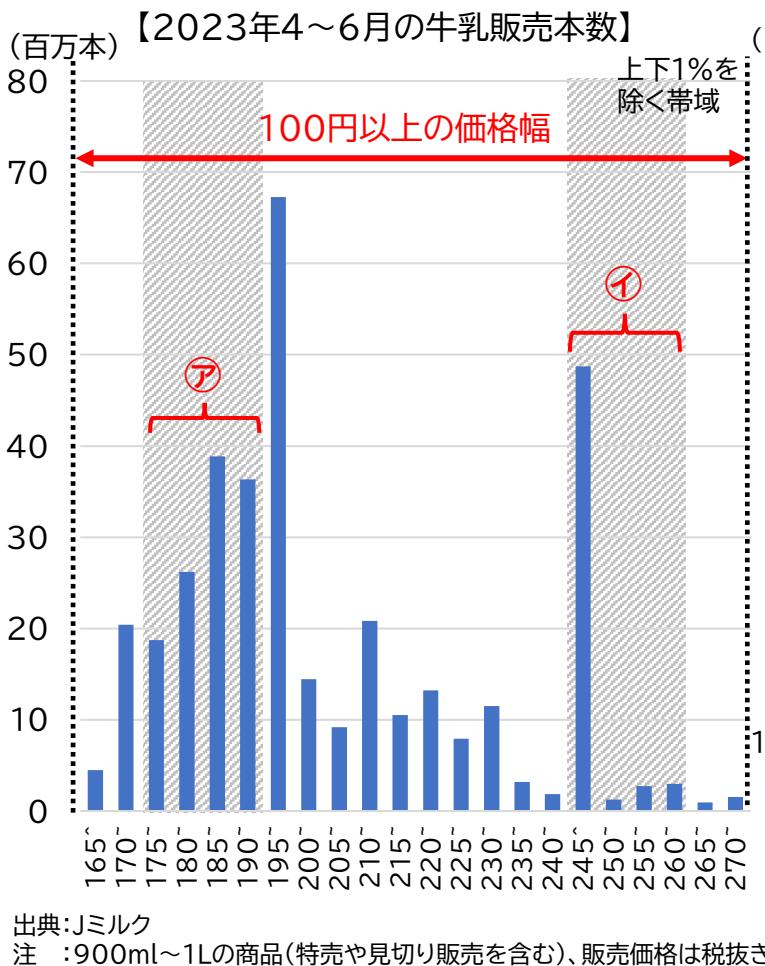
飲用牛乳等及び乳飲料の年間生産量 約400,000万ℓ

捕捉率: 200,000万÷400,000万=50%

出典: Jミルク

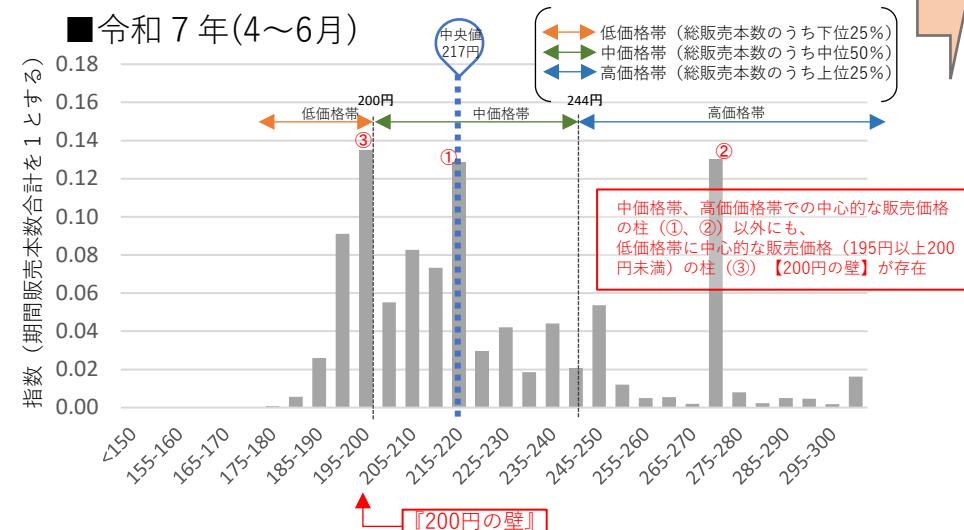
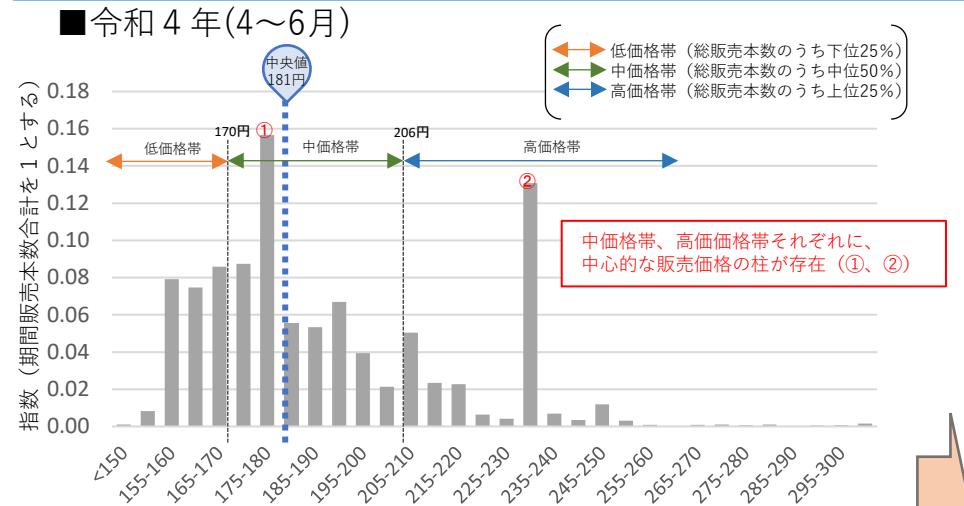
飲用牛乳の価格構造イメージ

- ・ 飲用牛乳は小売り段階で100円以上の価格差があり、その差は、主に、原料乳価ではなく、製造から小売までの間で、ブランド、品質、輸送・販売等の考え方方が異なっていることから生じている。
- ・ 中でも輸送・販売費の価格差が大きい。例えば、研究開発費、広告費、物流費等で差が生じやすい。



牛乳(成分無調整)の購入価格帯(税抜)の推移(指数)

○令和7年において、低価格帯域での販売本数が増えている(分布が低価格帯に寄る形に)⇒低下価格帯での販売競争が激化



■令和4年(4~6月)及び令和7年(4~6月)比較

- ・左の令和4年、令和7年の価格分布図を中心的な販売価格の柱(①、②)が合うように重ね合わせ
- ・価格帯域は令和4年のものを表示



○各価格帯域(令和4年を基準)における、販売本数の割合

| | 低価格帯 | 中価格帯 | 高価格帯 |
|------|-----------|----------|---------|
| 令和4年 | 25% ↓+15% | 50% ▲12% | 25% ▲3% |
| 令和7年 | 40% | 38% | 22% |

○令和4年から7年にかけての販売状況の変化

| | 低価格帯 | 中価格帯 | 高価格帯 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 本数比 | +45.4% | ▲30.1% | ▲18.5% | ▲8.3% |
| 価格比 | +21.9% | +21.9% | +19.1% | +18.4% |
| 価格弾力性 | ▲0.5 | +1.4 | +1.0 | +0.5 |
| 売上総額 | +77.3% | ▲14.8% | ▲2.9% | +8.5% |

② 低価格帯市場が拡大
① 中・高価格帯は値上げ幅と同程度
又はそれ以上に数量が減少

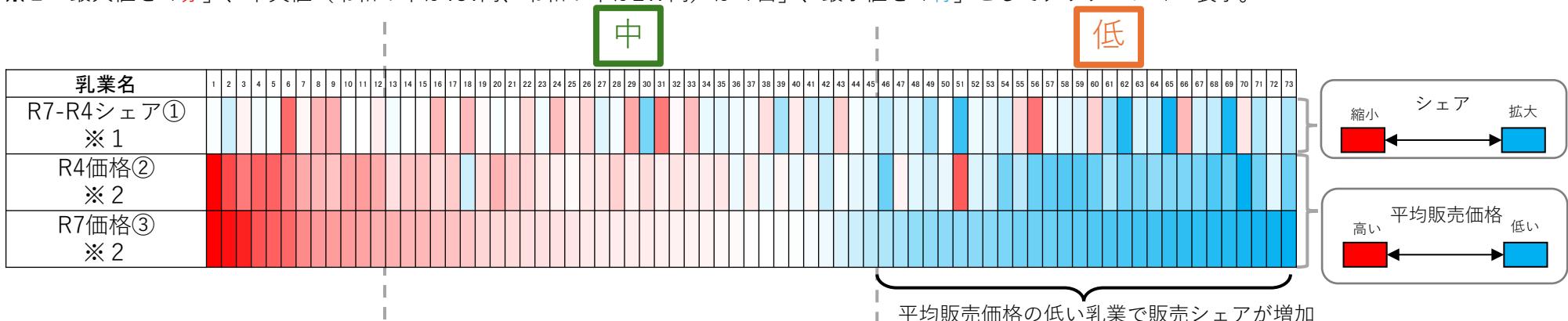
各乳業ごとの平均販売価格と販売シェアの推移の比較

- ・令和4年4月から7年4月にかけて、平均販売単価の低い乳業で販売シェアが拡大している傾向。
 - ・総じて令和4年には中価格帯であったが令和7年には低価格帯にシフトしている乳業だけでなく、
元々低価格帯であり令和7年も変わらず低価格帯となっている乳業が低価格帯でシェアを拡大させている。

■ 販売シェア（令和7年4月）0.1%以上の各乳业を令和7年4月の平均販売価格（③）を基に整列し、令和4年4月と令和7年4月の販売シェアの差（①）との傾向を比較

※1 令和4年4月から令和7年4月にかけて販売シェアが1%以上拡大した場合を「青」、0%を「白」、-1%以下の場合「赤」としてグラデーション表示。

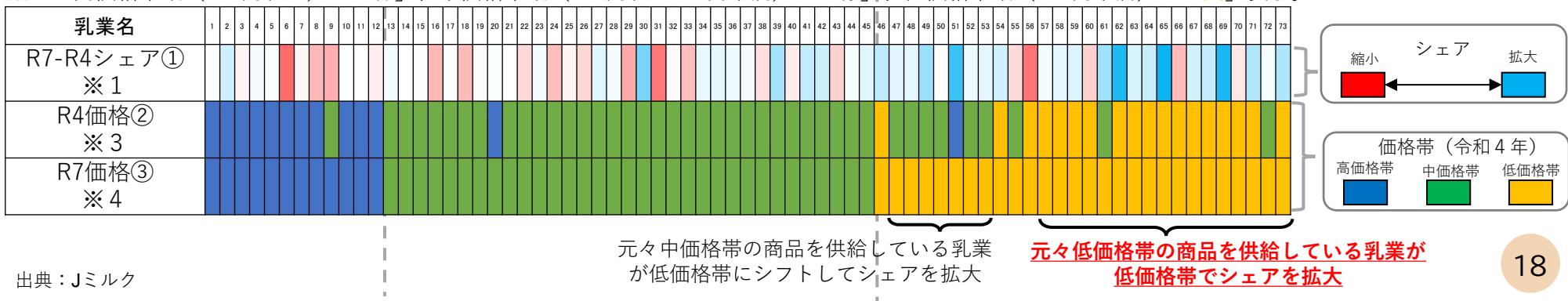
※2 最大値を「赤」、中央値（令和4年は181円、令和7年は217円）は「白」、最小値を「青」としてグラデーション表示。



■ 販売シェア（令和7年4月）0.1%以上の各乳业を令和7年4月の平均販売価格（③）を基に整列し、令和4年4月と令和7年4月の各乳业の平均販売価格の価格帯域（②、③）を比較。

※3 高価格帯域（206円以上）を「青」、中価格帯域（170円以上206円未満）を「緑」、低価格帯域（170円未満）を「黄」表示。

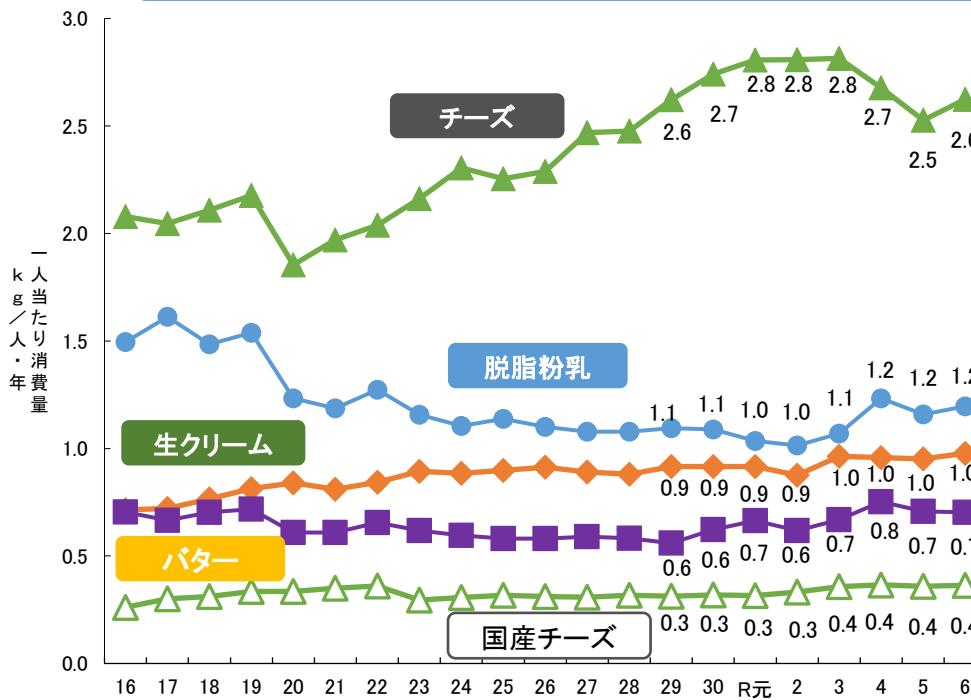
※4 高価格帯域（246円以上）を「青」、中価格帯域（210円以上246円未満）を「緑」、低価格帯域（210円未満）を「黄」表示。



乳製品の1人あたり消費量等の推移

- ・ 乳製品の1人あたり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- ・ 令和6年度の牛乳・乳製品の自給率は、国内生乳生産量は増加したものの、チーズ等の輸入量も増加したこと等により、前年度から横ばいで推移。
- ・ チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度以降は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により、消費量は概ね減少傾向で推移。

乳製品の1人あたり消費量の推移



資料:農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計

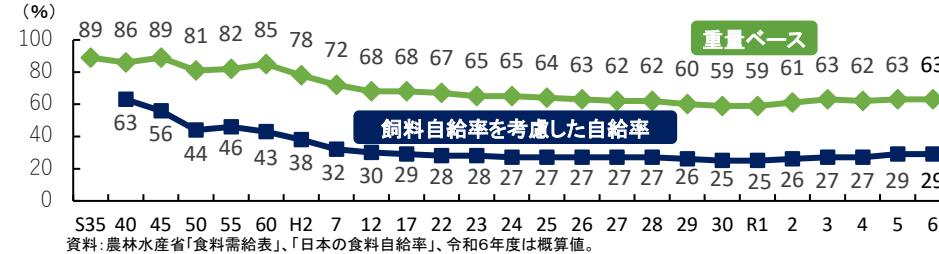
注1:1人当たり消費量=(生産量+輸入量)在庫増減-輸出量)÷各年10月1日時点の総人口

注2:国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

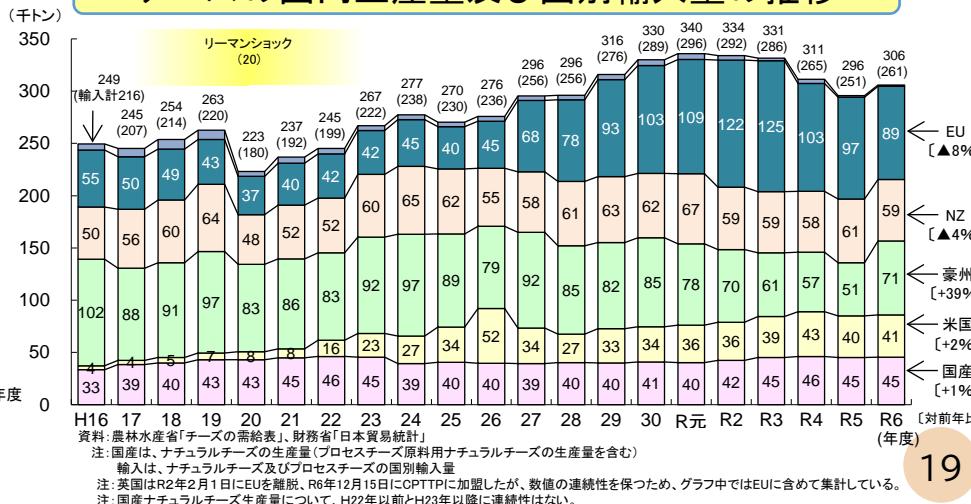
注3:「チーズ」及び「国産チーズ」の1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

注4:「チーズ」はナチュラル及びプロセスチーズを、「国産チーズ」は国産ナチュラルチーズを指す。

牛乳・乳製品の自給率の推移



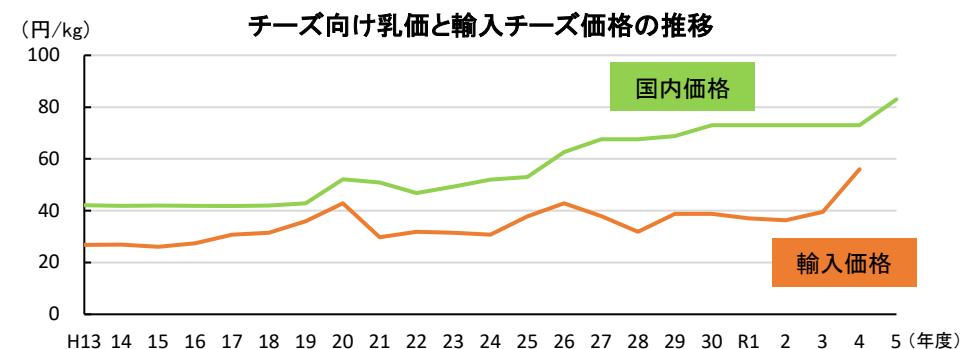
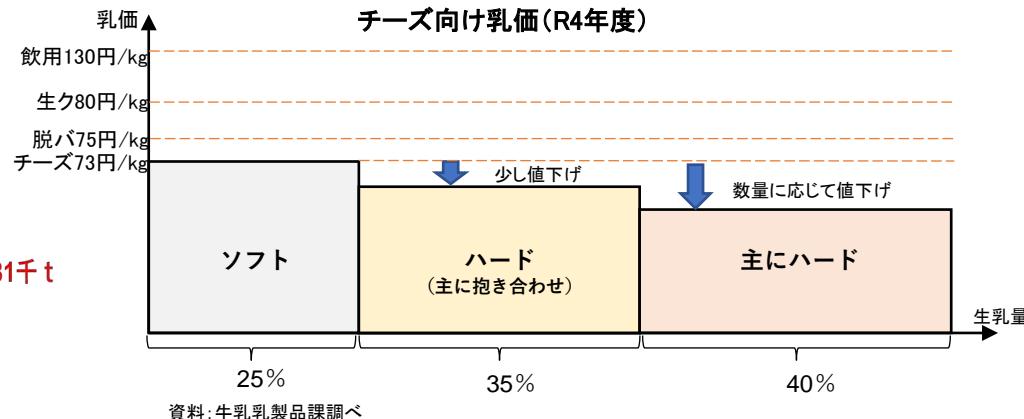
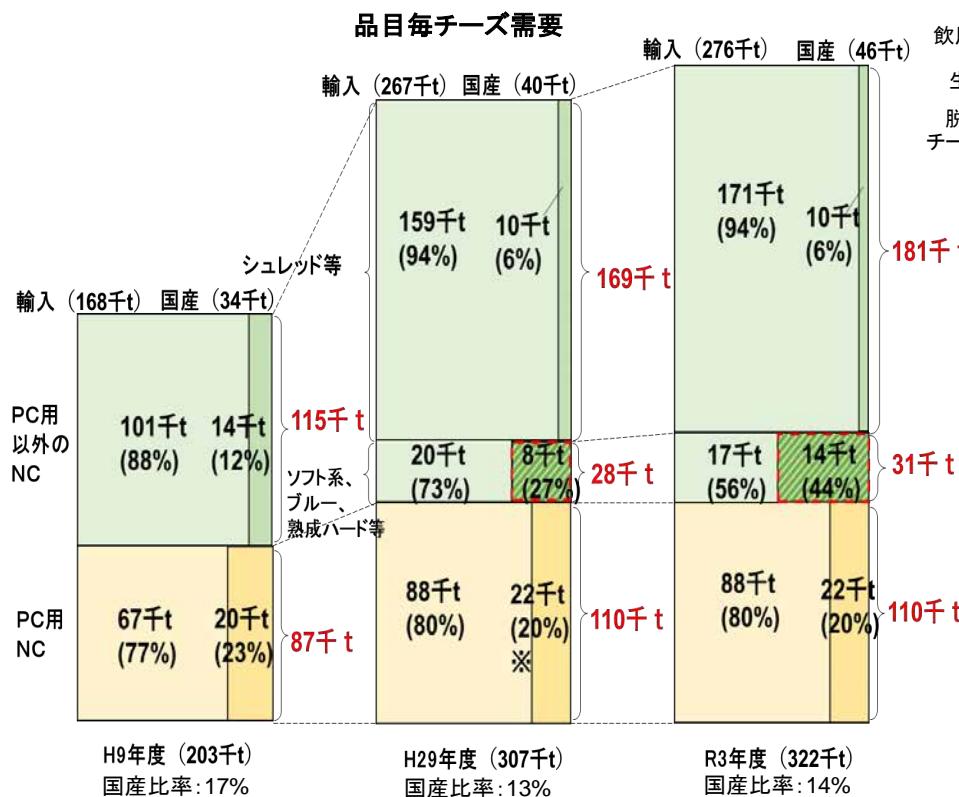
チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



今後の国産チーズ向け乳価の構造

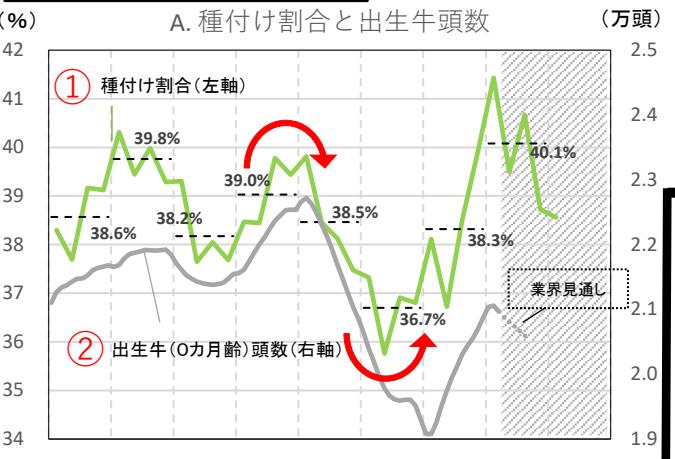
- 増加してきたナチュラルチーズ需要の多くは、相対的に安価なシュレッドチーズ等が中心。かつて国産生乳は主にプロセスチーズに仕向けられてきたが、最近は、国産に優位性があり高い乳価を支えるソフトチーズが拡大。TPP対策でもソフトチーズ等高付加価値なものを支援。
- これまで、ハードチーズ向け乳価は、抱き合わせ制度(※)を背景に階段状の価格が形成されてきたが、TPP合意等により、2033年(令和15年)迄にこの制度の機能がなくなっていく。

※一定割合の国産品の使用を条件に輸入品の関税を無税とする制度

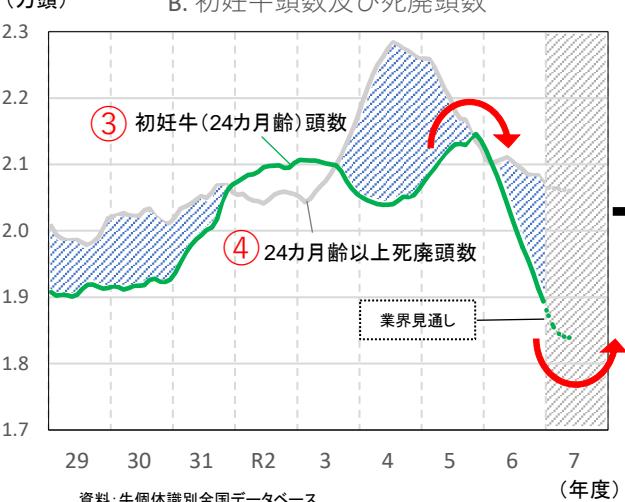


生乳生産量動向①

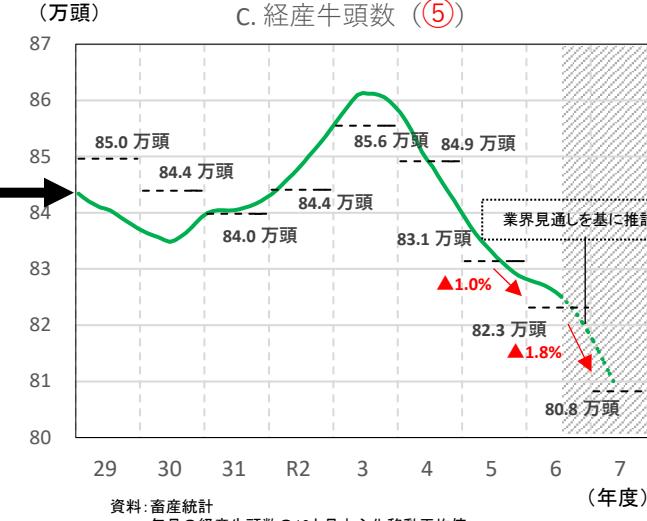
生乳生産量の動向



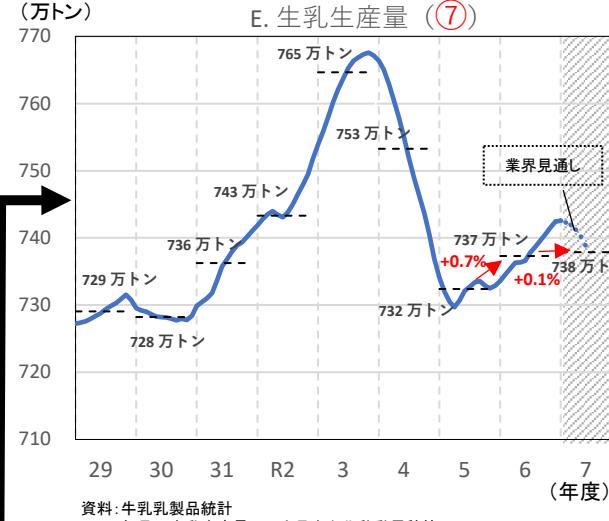
資料:種付け割合:(一社)日本人工授精師協会「乳用牛への黒毛和種の交配状況(年度)
出生牛頭数:牛個体識別全国データベース
毎月の頭数の12カ月中心化移動平均値を、種付け時期に合わせて
3四半期前にずらした。



⇒R6年度を中心とする初妊牛の減少傾向は、R7年度中に底を打つ見込み。



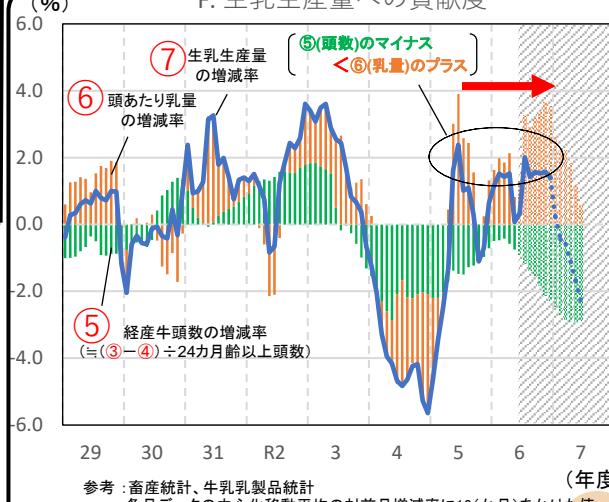
資料:畜産統計
毎月の経産牛頭数の12カ月中心化移動平均値
黒点線は毎年2月の経産牛頭数の2年平均(当年と翌年)



資料:牛乳乳製品統計
毎月の生乳生産量の12カ月中心化移動累積値



参考:畜産統計、牛乳乳製品統計
各月生乳生産量÷各月経産牛頭数の12カ月中心化移動累積値
黒点線は年度の値。グレー点線は増殖目標の政策効果最大値及びすず勢値
⇒R5年度以降、乳量の増加が続いている。

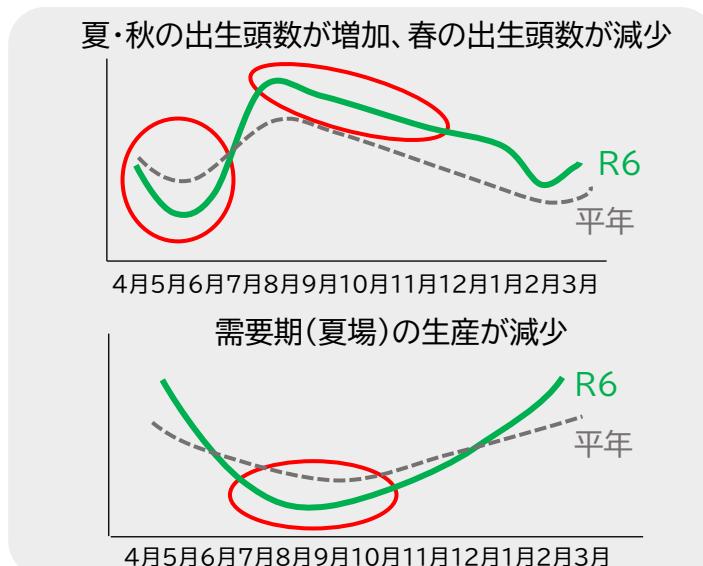
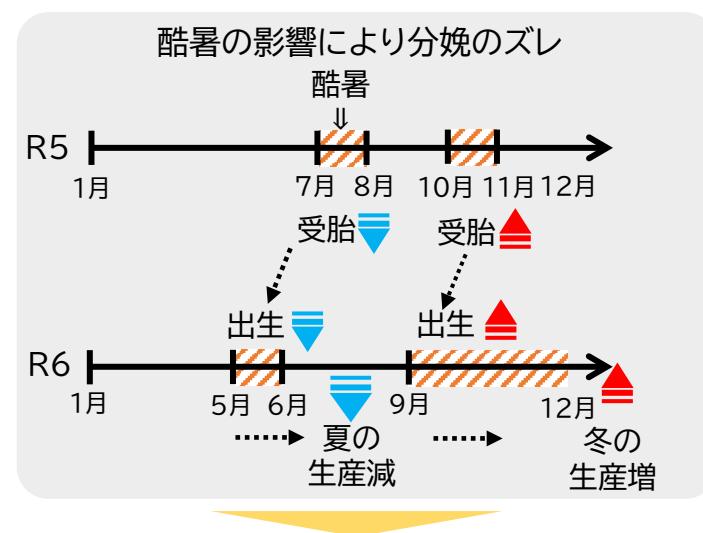


参考:畜産統計、牛乳乳製品統計
各月データの中心化移動平均の対前月増減率に12(か月)をかけた値
⇒R5、6年度は、頭数の減少を乳量の増加が補ってきている。

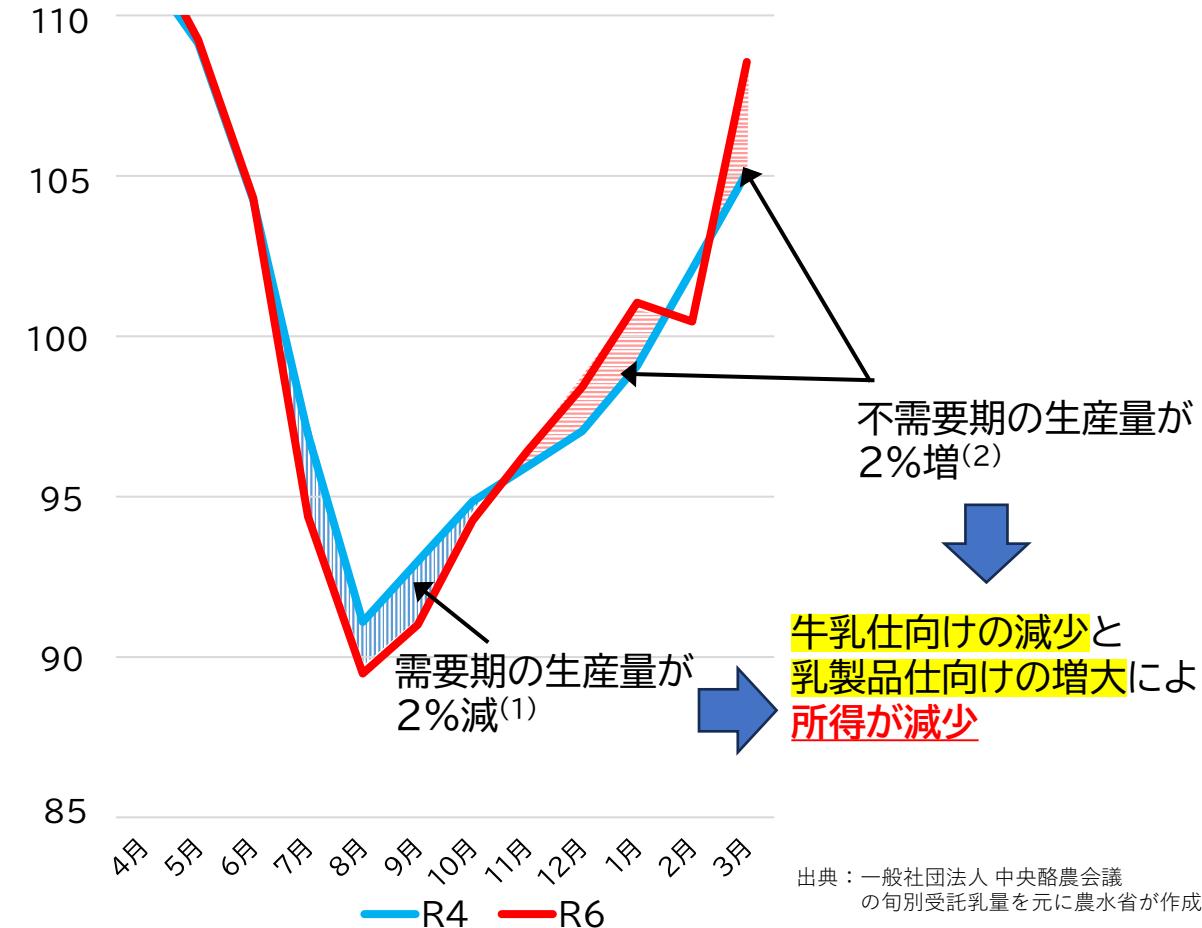
生乳生産量動向②

酷暑が翌年の生産量に与える影響の例

近年、夏場の気温が上昇(酷暑の増加)



九州のR4(冷夏の翌年)とR6(酷暑の翌年)の受託乳量比較

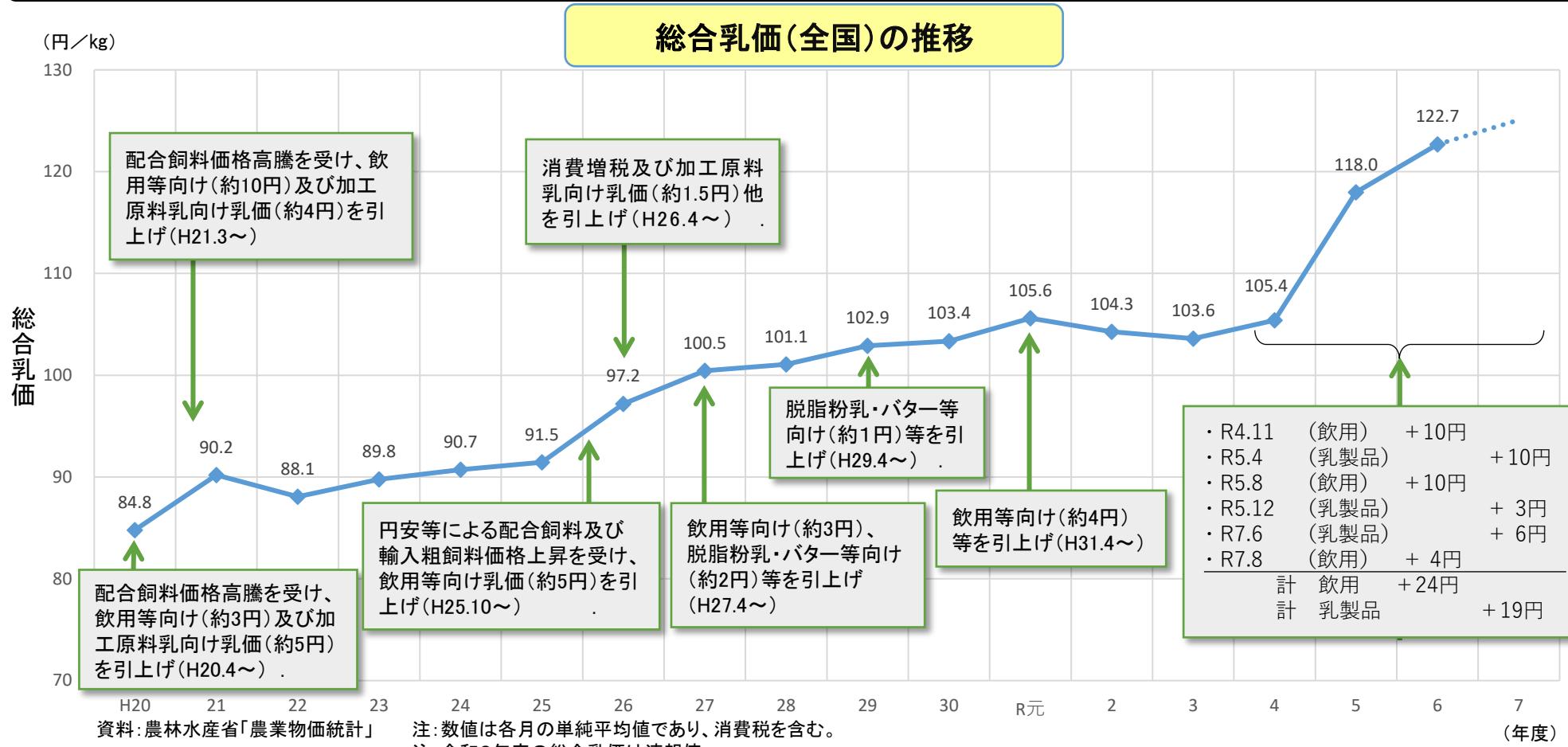


出典：一般社団法人 中央酪農会議
の旬別受託乳量を元に農水省が作成

※月ごとの受託乳量の日数は30日で補正済
※各年の月平均を100として指数化
※7～10月の指値の差をパーセンテージで表示
※11～1、3月の指値の差をパーセンテージで表示

- 酷暑により、分娩時期がずれることで、翌年の春産みが減少。
- その結果、夏の乳量が減少し、秋以降の乳量が増加。

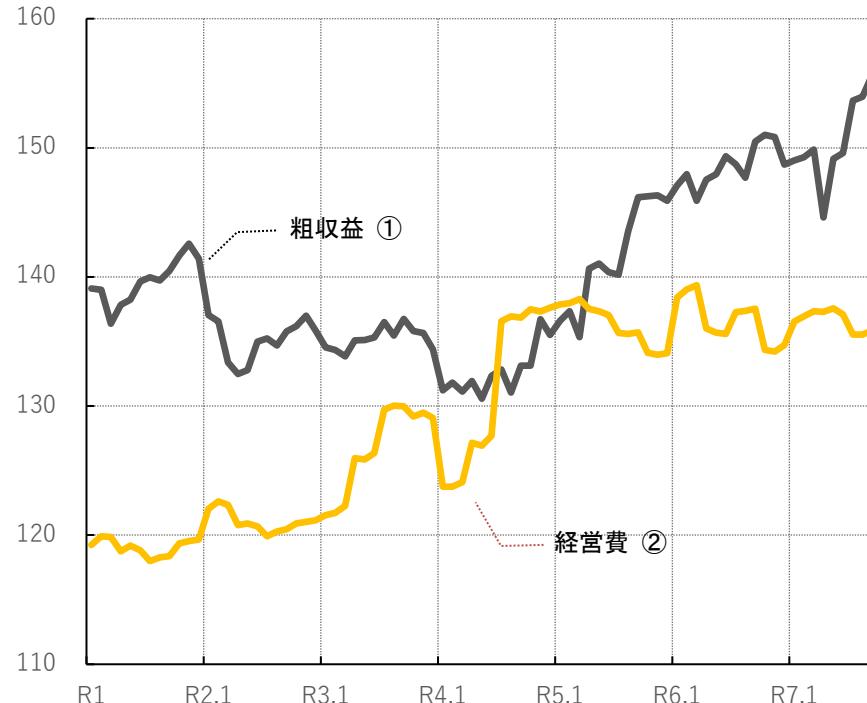
- 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月以降累次引き上げ。



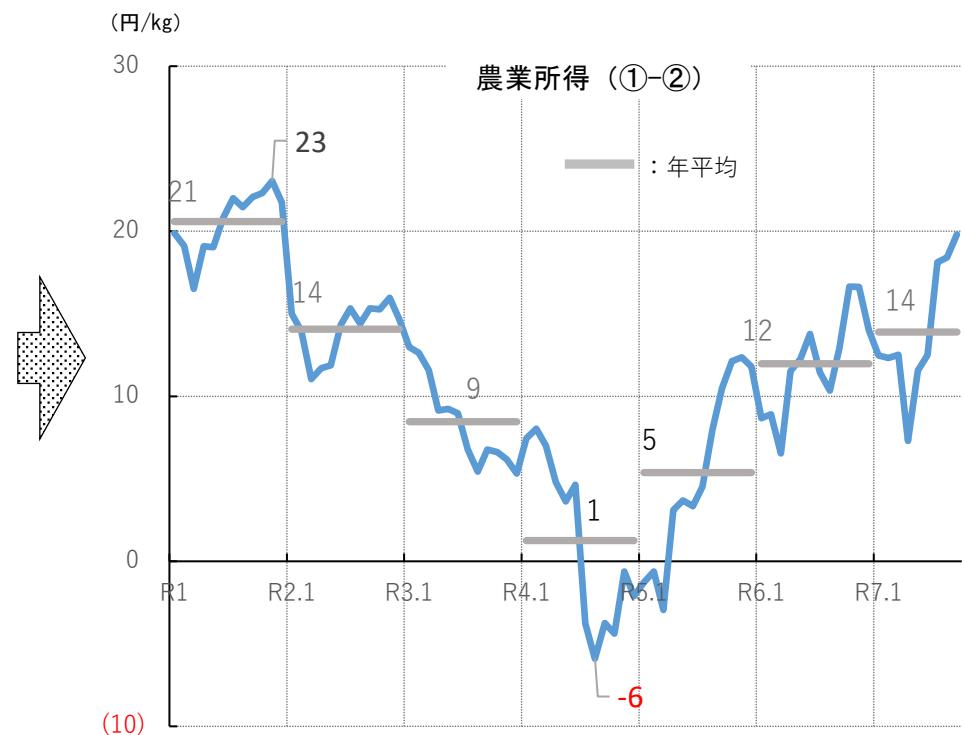
酪農経営収支の推移①

(北海道、搾乳量1kg当たりの試算値)

収入、支出の推移



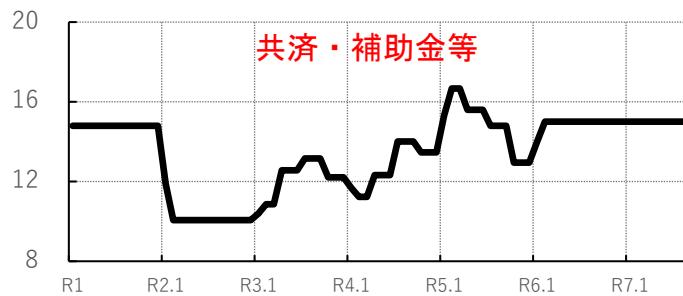
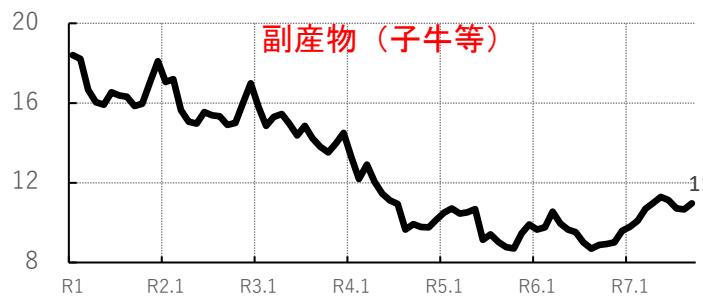
収支差の推移



資料：『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に牛乳乳製品課で作成（R6.1以降は推計値）。

酪農経営収支の推移②

(北海道、搾乳牛飼養頭数約100頭、搾乳量1kg当たりの試算値)



収入・支出に占める
主な項目の割合 (R5年実績)

生乳
78%

飼料費
40%

減価
償却費
13%

雇人費
8%

動力
光熱費
・その他
支出
39%

収入

支出

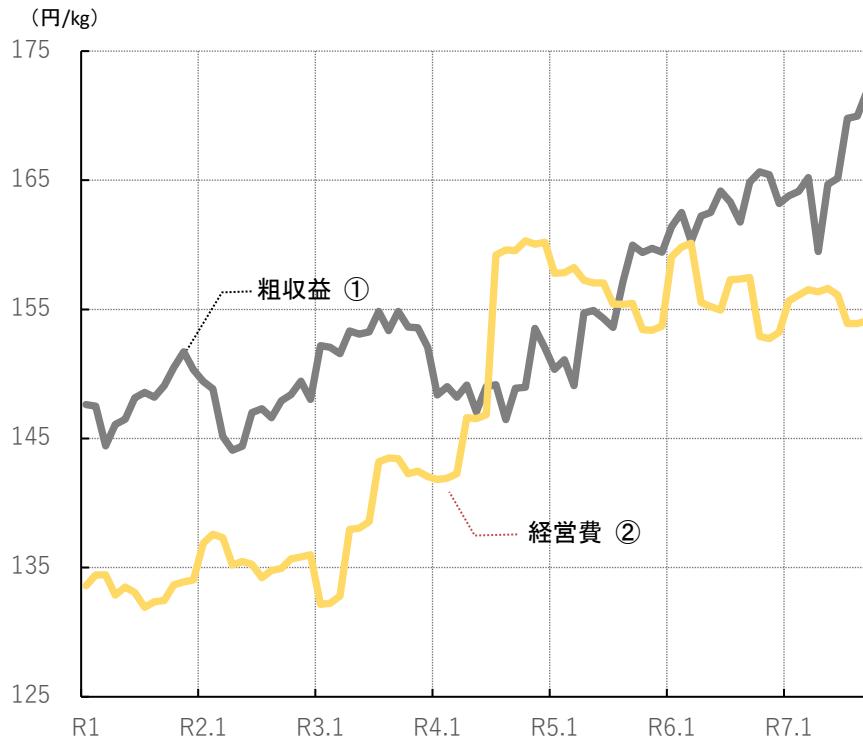


資料：『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成 (R6.1以降は推計値。)

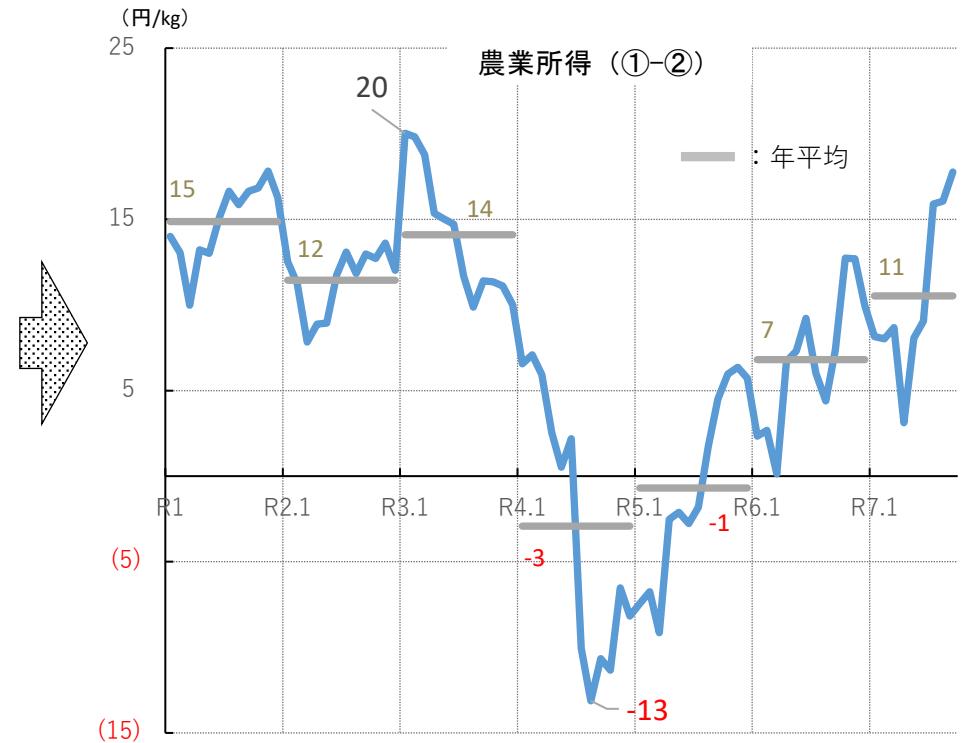
酪農経営収支の推移③

(都府県、搾乳量1kg当たりの試算値)

収入、支出の推移



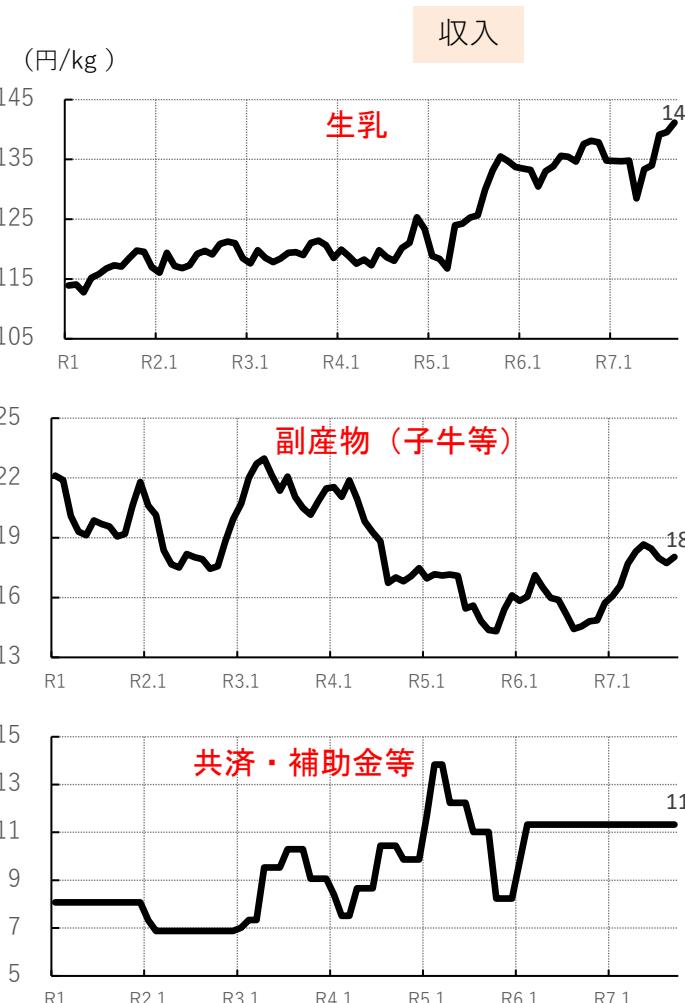
収支差の推移



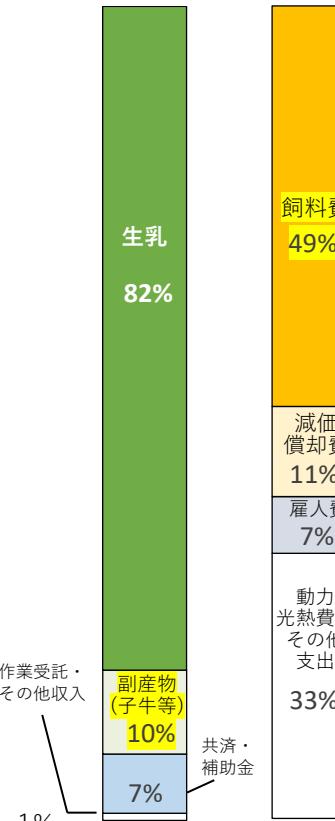
資料:『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成 (R6.1以降は推計値。)

酪農経営収支の推移④

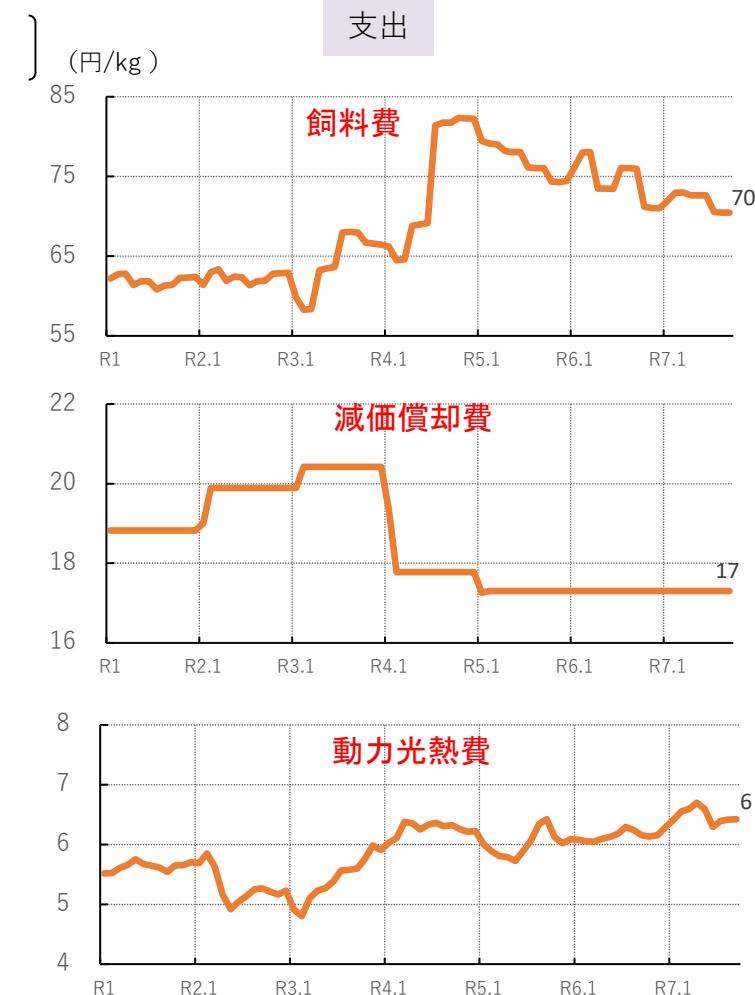
(都府県、搾乳牛飼養頭数約50頭、搾乳量1kg当たりの試算値)



収入・支出に占める
主な項目の割合 (R5年実績)



収入 支出



資料：『農業類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成
(R6.1以降は推計値。)

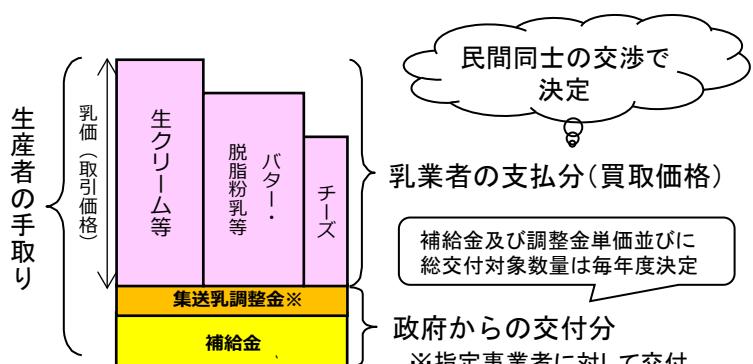
→ 都府県では、北海道と比べると収入に占める副産物の割合が大きい。
また、支出に占める飼料費の割合が大きく、輸入飼料への依存が相対的に高いことを意味。

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

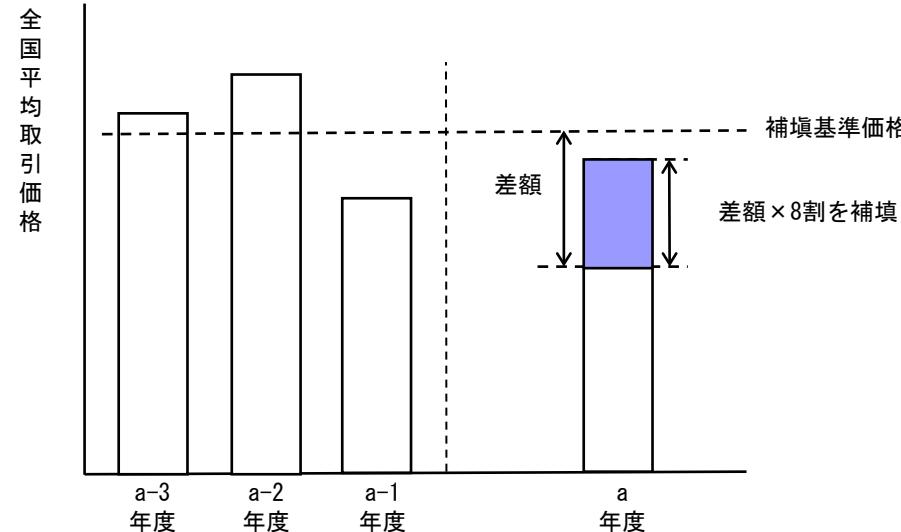
加工原料乳生産者補給金制度

令和7年度

| | |
|---------------|-----------|
| 加工原料乳生産者補給金単価 | 9.09円/kg |
| 集送乳調整金単価 | 2.73円/kg |
| [関連対策 | 0.08円/kg] |
| 総交付対象数量 | 325万トン |
| [関連対策 | 18万トン] |
| | 343万トン |

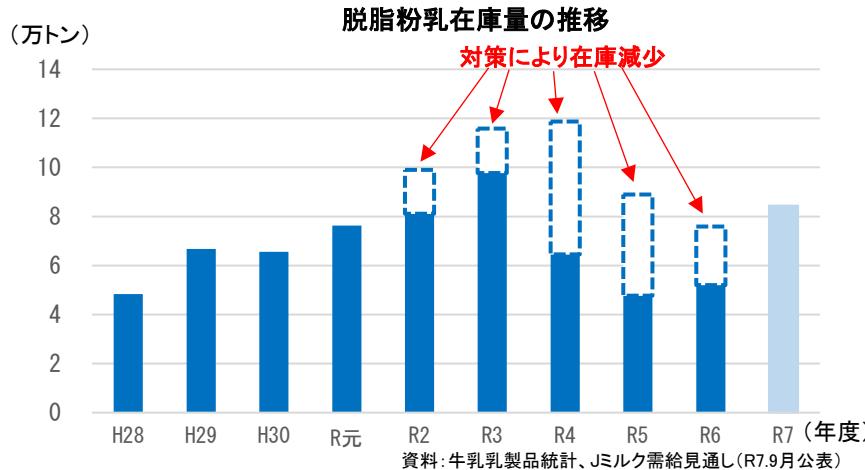


加工原料乳生産者経営安定対策事業



酪農経営の安定のための乳価交渉の環境整備と経営危機への備え

1. 需給改善による乳価交渉の環境整備を継続し、 関係者の参加も拡大



- 酪農経営は、需給改善を通じた乳価の安定により図っていくことが基本。
- この数年間、生産者、乳業者、国が負担し合い、子牛用ミルクへの仕向けや新商品開発などの需要拡大・脱脂粉乳在庫の削減を通じて需給を改善することにより、乳価引上げの環境を整えてきた。
- この取組への参加を、国の主要な補助金事業への申請要件(クロス・コンプライアンス)とし、拡大。

この2年間の乳価引上げ

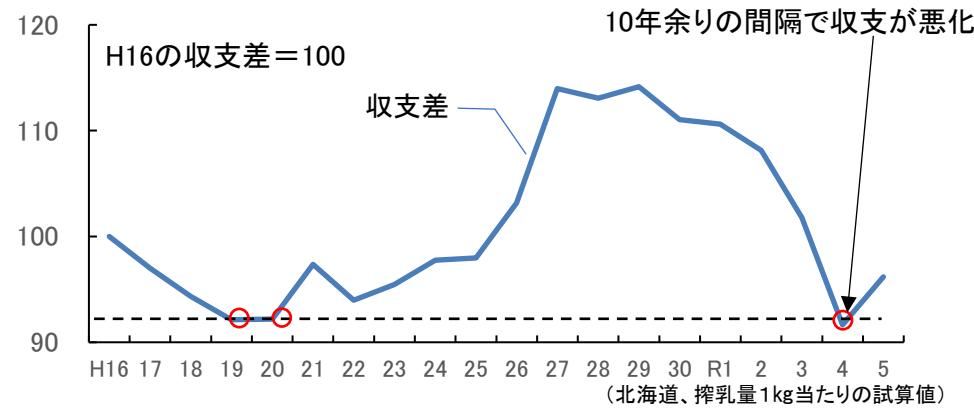
- ・R4.11(飲用) +10円
- ・R5.4(乳製品) +10円
- ・R5.8(飲用) +10円
- ・R5.12(乳製品) +3円
- ・R7.6(乳製品) +6円
- ・R7.8(飲用) +4円

乳価引上げによる収入額増加効果

$$\begin{aligned} \text{飲用} &: 390\text{万トン} \times 24\text{円} = 936\text{億円} \\ \text{乳製品} &: 340\text{万トン} \times 19\text{円} = 646\text{億円} \\ \text{計} & 730\text{万トン} \quad \text{計 } \underline{\text{1,582億円}} \end{aligned}$$

2. ナラシを拡充し、10年に一度の経営危機へも備え

酪農経営収支差の推移



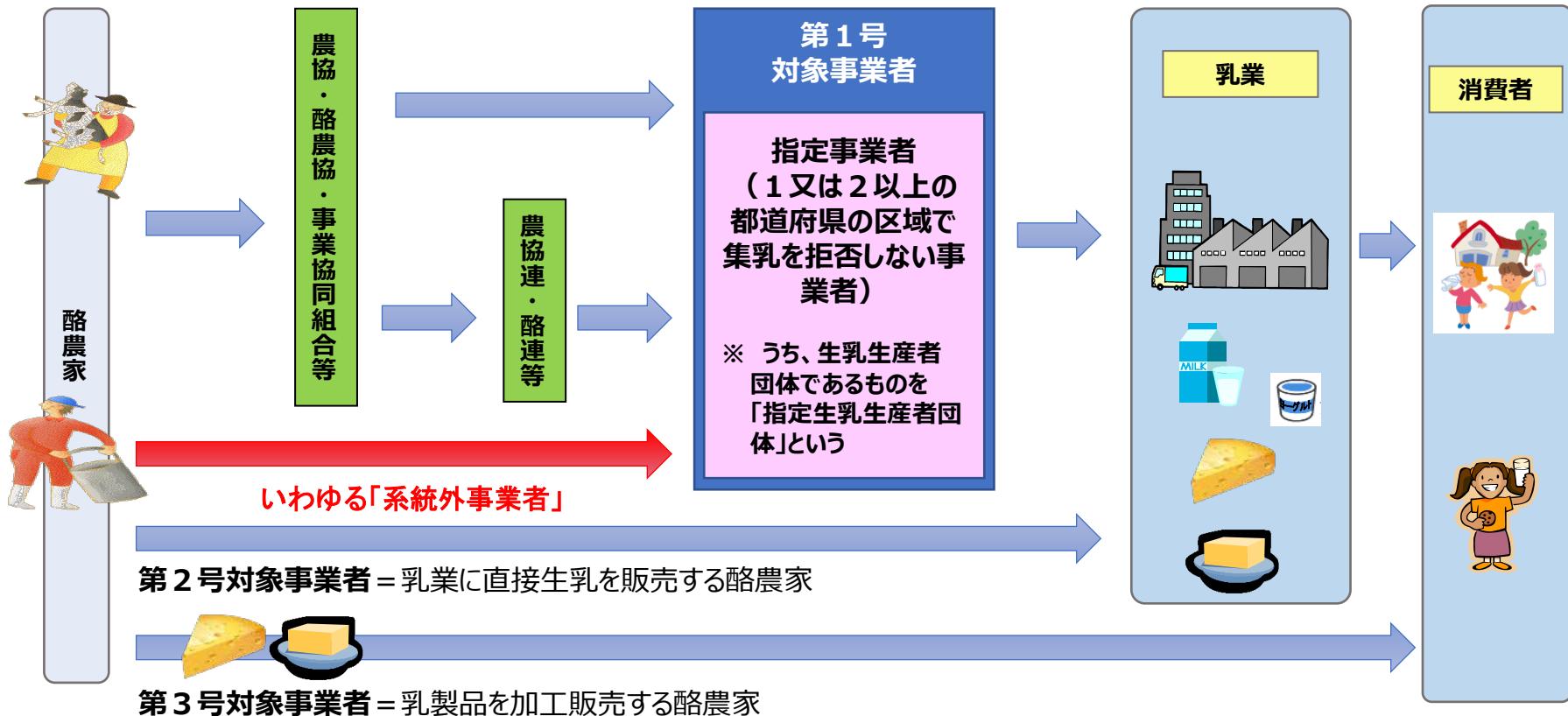
- 相対取引により生産者乳価が決まるため、公的支援の方法によっては乳価引き下げを誘発。
- これが起きないよう配慮しつつ、今後、まずは、加工原料乳生産者経営安定対策(ナラシ)のメニューを拡充し、危機に備えて内部留保を高めていく取組を広げていく。

令和7年度概算決定において、制度設計、システム構築等上記検討に必要な経費を計上

→ 上記に加え、中長期的には、飼養技術の向上や経営診断の活用などを通じて生産性の向上・経営の高度化を図りつつ、国産飼料など経営資源に見合った安定的な経営体を実現していくことが重要

改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は**「指定事業者」として指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、 消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。

→飲用牛乳の需要が落ちる冬でも、原料となる生乳を引き取ること。

2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。

用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。

→飲用牛乳の需要が落ちる冬には飲用牛乳の投げ売りが生じやすい。

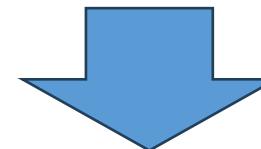
売れない飲用牛乳分の原料となる生乳は、乳製品に加工すること。

3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。**全国的な対策**への関係者の参加。

→全ての関係者が全国協調対策※に参加すること。

〔※ 生産者団体と乳業が負担し合う形で実施している、原料となる生乳の需給環境を改善するための取組。〕

例えば、脱脂粉乳を子牛のミルク用に仕向け、脱脂粉乳の在庫を削減。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じて促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

- 生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等。

令和6年冬までの取組

(1)畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- 需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- 翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定することが可能となるよう省令改正を実施。

更なる課題

- 季節変動に沿った数量で取引契約が結ばれているが、期中に出荷先を一部変更する等契約を違反する生産者がいる。
- しかし、一般的に出荷数量は暑熱や分娩のタイミングでも大きく変動するため、こうした生産者に数量の変動のみで違反を問い合わせにくい。

令和6年冬以降の対応方向

- 指定団体が契約違反への対応を強化するための省令改正等を実施(令和7年4月改正済み)
 - 生産者に事情の説明を求め、期中の出荷先の変更等にはきちんと契約違反を問えるよう運用を明確化する
 - その上で、契約違反を繰り返す生産者からの翌年度分の取引の申出は拒むことができるようにする等

(2)系統及び系統外との需給調整に関する 情報交換会の積み重ね

- 生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- 令和6年冬まで情報交換会を8回実施し、飲用の投げ売り防止のため加工が重要であることを牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組があること等を議論。

- 投げ売り防止のための不需要期を中心とした加工仕向け先の確保・拡充

- 需給調整施設の整備を支援する事業を措置(令和6年度補正予算)
- 稼働率向上にも資する既存加工施設の融通について議論

- 脱脂粉乳在庫低減対策等、全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加

- 令和7年度から、全国的に必要な取組への拠出を、幾つかの主要な補助事業への申請要件とする措置(クロスコンプライアンス)を導入

(3)令和7年4月の酪肉近への反映

上記(1)(2)も含め、需給調整の在り方等に係る今後の取組を整理・議論し、酪肉近に反映(令和7年4月の酪肉近に反映済み)

○主要な酪農関係の補助事業の交付を受ける際に、**全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等を要件とする「クロスコンプライアンス」を令和7年度から段階的に導入。**

1 対象となる補助事業

- 以下の8つの事業を軸にクロスコンプライアンスを導入。
 - ①国産チーズ生産奨励等事業
 - ②生乳流通改善緊急事業
 - ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
 - ④中小酪農等対策事業
 - ⑤酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
 - ⑥乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
 - ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
 - ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

注1:令和7年1月時点に措置されている事業のうち、コンプライアンスを導入する可能性のある事業を例示しているもの。

注2:上記に記載のない補助事業(飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛产地支援等)については、今後、事業の実施状況等を踏まえて、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討

2 申請時の提出書類

- クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシート(又は申請様式にチェックを行う)を補助事業者に提出**
- 補助事業者が、生乳出荷全量に対する拠出実績を確認できない場合、伝票(乳代精算書、拠出金の領收書、請求書)の提出を追加的に求める(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断。)

3 拠出先事業

- 令和6年度中に拠出先事業を指定予定。
(Jミルクの脱脂粉乳対策事業を想定)

4 拠出要件の詳細

(1) 令和7年4月以降、申請する場合

[対象事業:1の①~④の事業]

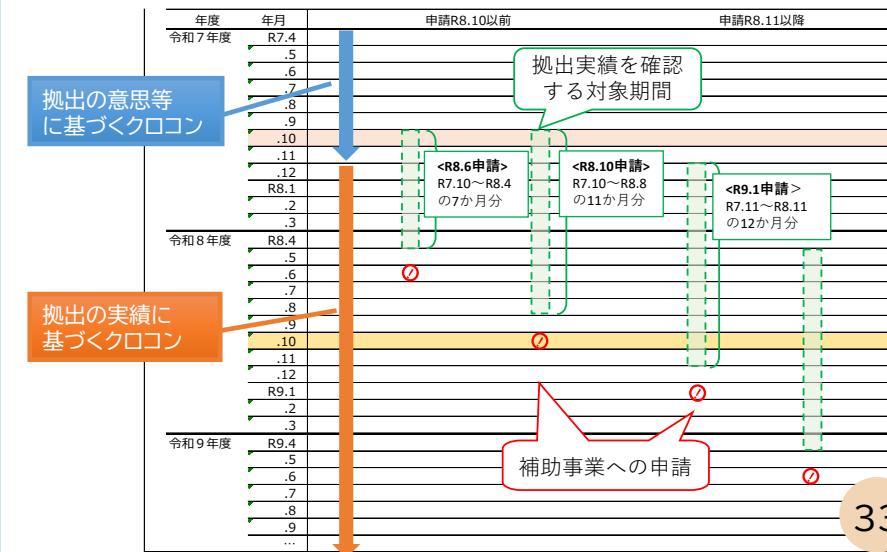
- 拠出の意思を有していること等が交付の要件。

(2) 令和7年12月以降、申請する場合

[対象事業:1の①~⑦の事業]

- 補助事業の**申請月の前々月までの12か月分の全出荷乳量**に基づき、継続して拠出していることが交付の要件。

〔令和7年4月から9月まではクロコン導入の移行期間とし、
令和7年10月以降の拠出実績が確認対象。〕



乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、年率3~5%程度の減少傾向で推移。
- 飼養頭数は、平成30年から増加傾向で推移してきたが、令和5年以降減少。
- 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移。

| 区分／年 | 29 | 30 | 31 | 31参考値 ※注4 | 令和2 ※注5 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------------------------------|------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 乳用牛飼養戸数（千戸） (対前年増減率) (%) | 16.4 (▲3.5) | 15.7 (▲4.3) | 15.0 (▲4.5) | 14.9 - | 14.4 (▲3.4) | 13.8 (▲4.2) | 13.3 (▲3.6) | 12.6 (▲5.3) | 11.9 (▲5.6) | 11.3 (▲5.0) |
| うち成畜50頭以上層(千戸) 戸数シェア (%) | 6.4 (40.6) | 6.2 (41.1) | 5.9 (40.8) | 5.9 (40.6) | 5.8 (41.3) | 5.8 (42.9) | 5.8 (44.5) | 5.6 (45.3) | 5.5 (46.8) | 5.4 (48.5) |
| 乳用牛飼養頭数（千頭） (対前年増減率) (%) | 1,323 (▲1.6) | 1,328 (0.4) | 1,332 (0.3) | 1,339 - | 1,352 (1.0) | 1,356 (0.3) | 1,371 (1.1) | 1,356 (▲1.1) | 1,313 (▲3.2) | 1,293 (▲1.5) |
| うち 経産牛頭数（千頭） | 852 | 847 | 839 | 841 | 839 | 849 | 862 | 837 | 826 | 820 |
| うち 未経産牛 (乳用後継牛) 頭数 (千頭) | 471 | 481 | 492 | 499 | 513 | 507 | 510 | 519 | 486 | 473 |
| うち成畜50頭以上層(千頭) 頭数シェア (%) ※注2 | 934 (73.4) | 961 (75.3) | 962 (75.9) | 981 (74.2) | 999 (74.6) | 1,026 (76.6) | 1,057 (78.2) | 1,054 (78.8) | 1,048 (80.7) | 1,046 (81.8) |
| 一戸当たり 経産牛頭数 (頭) ※注3 | 全国 北海道 都府県 | 54.3 76.4 40.5 | 56.1 78.8 41.8 | 58.3 82.2 42.9 | 57.6 78.2 44.1 | 59.9 81.1 45.2 | 62.9 84.7 47.5 | 66.3 89.1 50.1 | 68.0 90.0 51.6 | 70.6 93.0 53.9 |
| 経産牛一頭当たり 乳量 (kg) ※注6 | 全国 北海道 | 8,581 8,518 | 8,636 8,568 | <8,767>※注6 <8,945> | 8,806 8,943 | 8,938 9,066 | 8,871 8,946 | 8,809 8,901 | 8,957 9,087 | — — |

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1:各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値^(注6)。

2:平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

4:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

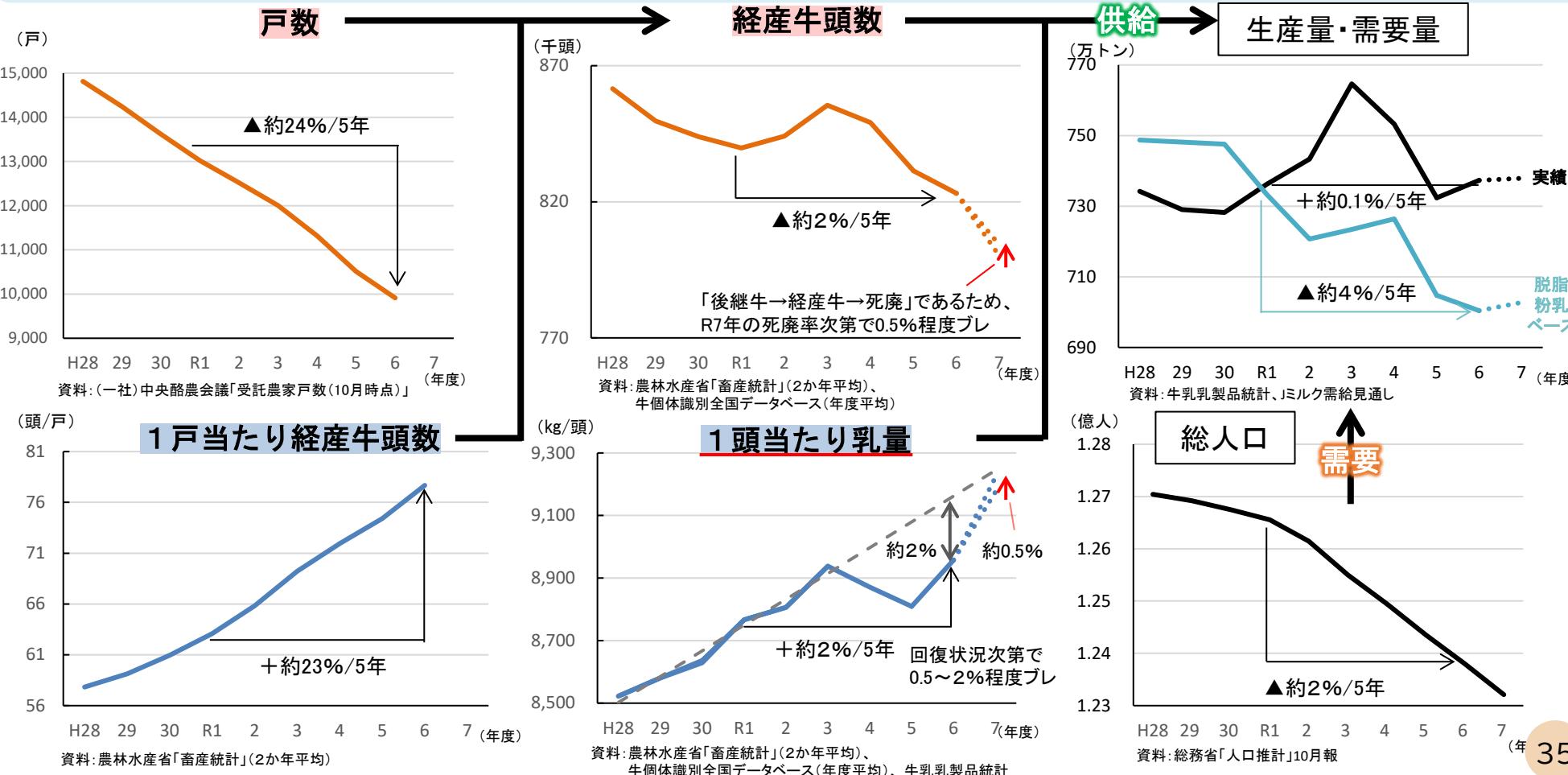
5:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6:経産牛一頭当たり乳量は、翌年度に「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出。平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

その他②

戸数、頭数、1頭当たり乳量と生産量の関係

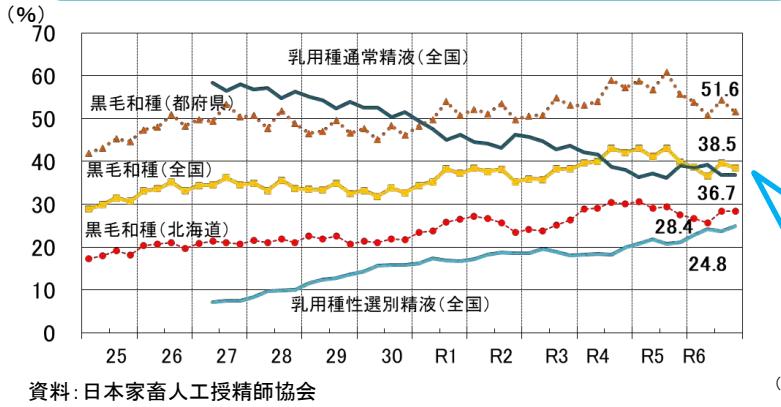
- 生産量は、「戸数」と「1戸当たり頭数」を基とした「経産牛頭数」の動向だけではなく、「1頭当たり乳量」の動向にも左右される。特に、現在の「1頭当たり乳量」には令和4、5年の生産抑制等の影響が残存。令和7年度以降、これがどの程度回復していくかを正確に見通すのは難しいが、中長期的には回復。
- 中長期の需要に合った生産のためには、毎年の「経産牛頭数」に加えて「1頭当たり乳量」の回復状況等を基に、頻繁に見通しを更新し情報発信することが重要。



乳用後継牛の確保に向けた取組

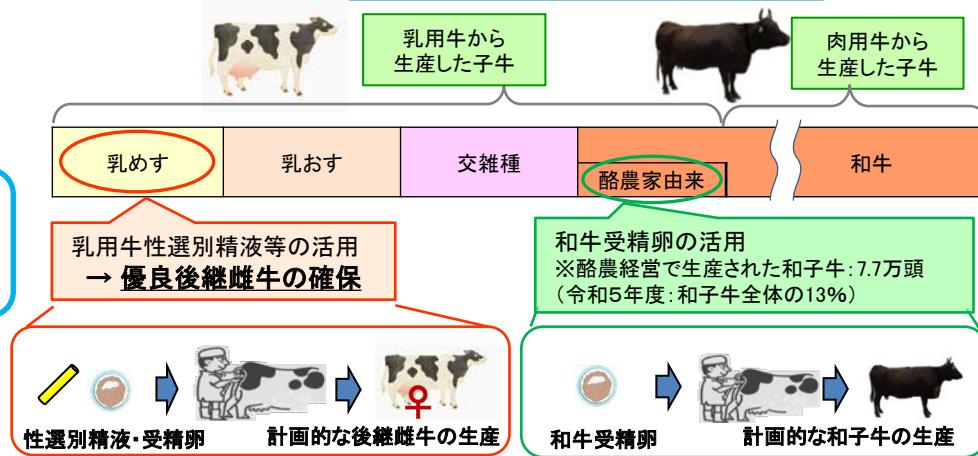
- 性選別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。更に、黒毛和種精液による交配率の上昇もあり、乳用雄子牛の出生頭数は、平成25年度の頭数と比較し10万頭程度減少。
- 預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成していくことが重要。

乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況

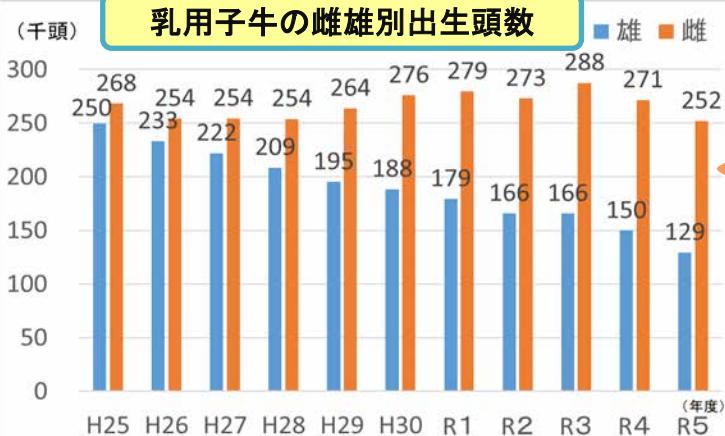


乳用種精液による人工授精に占める性選別精液の割合は40.3%

性選別精液等と和牛受精卵の活用



乳用子牛の雌雄別出生頭数



乳用種の出生頭数に占める雌の割合は66%

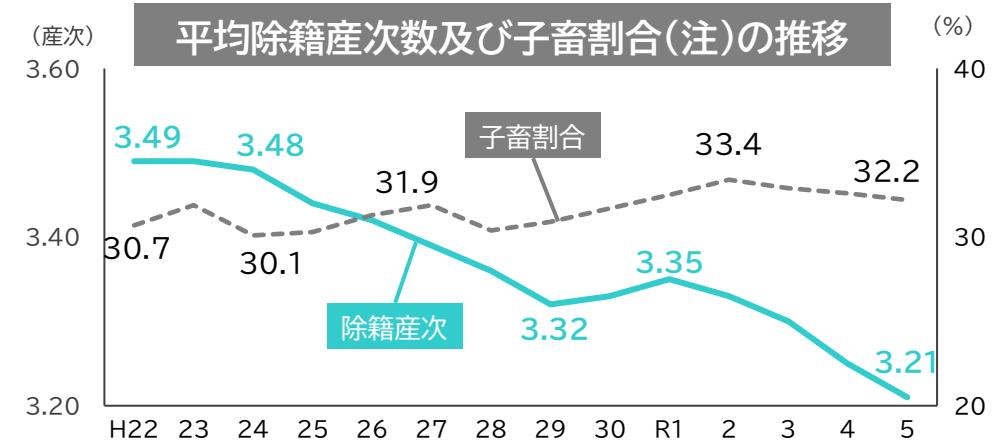
乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業(R6補正)

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産能力の高い乳用種雄牛の精液又は受精卵を利用する取組に対して奨励金を交付。



その他④ 長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理を通じた生産コストの低減

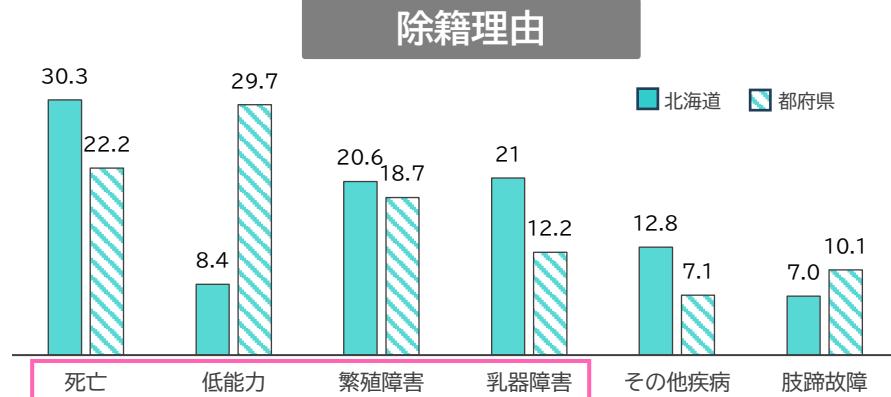
- 乳用牛の平均除籍産次数は年々低下傾向で推移。疾病・足の故障や不受胎等により廃用となるケースが多い。
- 生産コストの低減には、長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理を通じて、不要な廃用を減らすことが有効。



資料：（一社）家畜改良事業団「乳用牛群能力検定成績のまとめ」

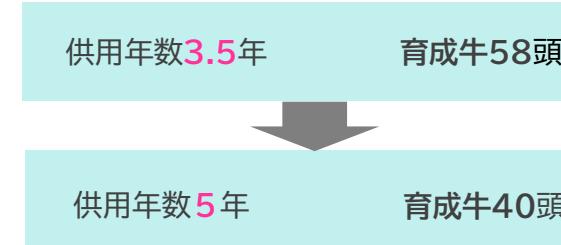
農林水産省「畜産統計」

注：子畜割合＝子畜（2歳未満の未経産牛）/飼養頭数



資料：（一社）家畜改良事業団「乳用牛群能力検定成績のまとめ」（令和5年度）

供用年数の延長による飼料費の削減効果



※：業界聞き取りをもとに畜産局推計

注：100頭の搾乳牛を維持する場合。廃用する頭数と同じ頭数の育成牛を導入。
生乳生産を開始するまで2年要するため、毎年廃用する頭数の2倍の育成牛が必要。

不要な廃用を減らすための飼養管理のポイント(例)

乳房炎等の発生予防



過搾乳防止や適切な消毒による乳房炎をはじめとする乳器障害の予防

繁殖成績の向上



発情兆候の確認や十分な飼料給与による繁殖成績の向上

事故の低減



分娩前後の観察や適切な削蹄、牛舎環境の改善による事故の低減

資料：「乳用牛のベストパフォーマンスを実現するために（パンフレット）」を基に作成
出典：兵庫県乳質改善マニュアル、アニマルウェルフェアの実践に向けて（乳用牛）

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働負担の軽減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(令和5年)

| 酪農 | 肉用牛 | 養豚 | 製造業 |
|-------|-------|-------|-------|
| 2,261 | 1,806 | 1,694 | 1,882 |

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働負担の軽減に向けた国の支援策

- 畜産クラスター事業(R6補正(一部基金))
 - 省力化機械の導入等を支援
- 酪農経営支援総合対策事業(R7ALIC事業)
 - 省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援
- 酪農ヘルパーの利用拡大(R7ALIC事業)
 - 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

○ 労働負担の軽減に向けた取組

- (1)飼養管理方式の改善
 - ・つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧
- (2)機械化
 - ・搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入
- (3)外部化
 - ・キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

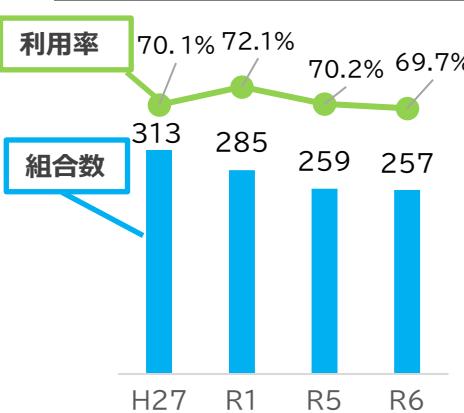
| 酪農ヘルパ一年間 利用日数(1戸あたり) | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 23.1 | 23.6 | 23.7 | 24.1 | 24.0 | 24.9 | |

(単位:日)

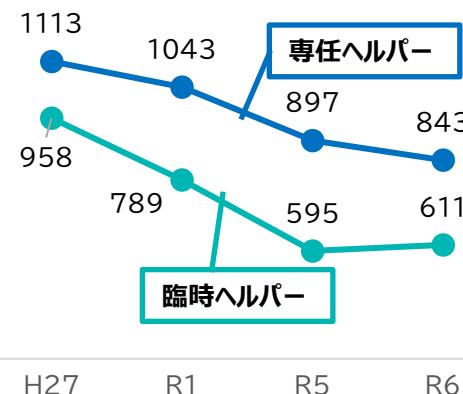
労働力不足対応（酪農ヘルパー）

- 酪農ヘルパーは、特に**中小規模の家族経営の休日確保等に重要な役割**を担うほか、ヘルパーからの新規就農など、**知識や技術の習得の場**としても重要。
- 組織数・要員数は減少。組合**運営の安定化**や、**ヘルパー人材の確保・育成、定着**に向けた取組が必要。
- **若手ヘルパーの定着**に向けて、ヘルパーの待遇改善や、酪農家とヘルパーとの円滑な関係づくりも重要。

酪農ヘルパーの
利用組合数・利用率の推移



酪農ヘルパー要員数の推移（全国）

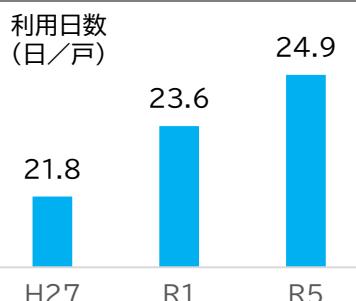


専任酪農ヘルパーの主な離職理由（R4）

| | 勤続年数 | 3年未満 | 3～7年未満 | 7年以上 |
|---|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 | | 牧場へ就職 | 牧場へ就職 | 家庭の事情 (結婚・介護・病気等) |
| 2 | | 家庭の事情 (結婚・介護・病気等) | 異業種へ転職 | 異業種へ転職 |
| 3 | 人間関係 | | 家庭の事情 (結婚・介護・病気等) | 定年退職 |
| 4 | 仕事内容 | | 給与・待遇 | ヘルパー開業 牧場へ就職 |

（令和4年の離職者154人から聞き取り。複数回答あり）

酪農ヘルパーの1戸当たり
年間利用日数の推移



専任酪農ヘルパーの年齢別構成（R6）

| 年齢層 | 人数 |
|--------|-----|
| 20歳代以下 | 222 |
| 30歳代 | 183 |
| 40歳代 | 242 |
| 50歳以上 | 196 |

酪農ヘルパーからの新規就農者数

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|----|----|
| 新規就農者数 | 21人 | 14人 | 13人 | 5人 | 5人 |

👉 酪農ヘルパーは、技術や経営を学ぶ機会となるだけでなく、地域の酪農経営者との関係が築けることで、就農後も相談できる環境が得られることが利点



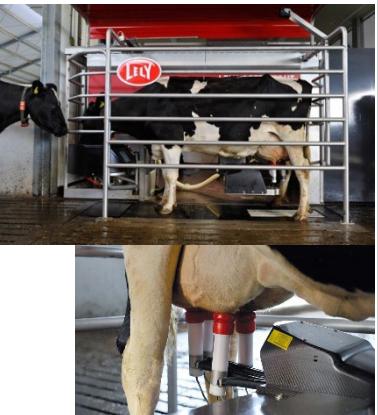
資料：（一社）ヘルパー全国協会「酪農ヘルパー利用に関する資料」を基に農林水産省で作成

その他⑦

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



| 機械装置 | 搾乳ロボット | 搾乳ユニット自動搬送装置 | 発情発見装置 | 分娩監視装置 | 哺乳ロボット |
|------|--|---|---|--|--|
| 導入前 | 搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要 | 自力で搾乳機（約9kg）を移動させるため、労働負担が大きい | 毎日一定時間の発情監視が必要（夜間の発情見落とし等の懸念） | 分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視 | 子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要 |
| 導入後 | 自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくなるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果 Ex：導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減 | 搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果 Ex：導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少 | 発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex：導入後、分娩間隔419日まで短縮（全国平均432日） | 分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex：導入後、分娩事故率が大幅に減少（2.2→0.3%） | 自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex：導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。 |

畜産・酪農の就農・後継者支援対策

- ・ 担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・ 後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

| | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|---|---------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 酪農 | 全国 | 離脱者数 | 504 | 472 | 794 | 700 | 567 |
| | | 新規就農者数 (うち新規参入者) | 105 (37) | 92 (38) | 56 (22) | 95 (42) | 73 (36) |
| | うち北海道 | 離脱者数 | 134 | 151 | 243 | 249 | 220 |
| 肉用牛 | 全国 | 新規就農者数 (うち新規参入者) | 72 (28) | 53 (26) | 35 (17) | 59 (33) | 38 (19) |
| | | 離脱者数 | 1,354 | 1,487 | 1,644 | 2,016 | 2,181 |
| | うち九州・沖縄 | 新規就農者数 (うち新規参入者) | 235 (61) | 223 (69) | 156 (84) | 162 (64) | 115 (65) |
| 「新規就農者」：経営者として新規に就農した者（新規参入者、Uターン就農者） 「新規参入者」：農地等を調達し、新たに畜産経営を開始した者 「Uターン就農者」：農業経営者の世帯員であり、他産業従事後に親の経営に参加又は経営を継承した者 | | | | | | | |

資料)農林水産省調べ

【R6補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(所要額)
319億円の内数

- ・新規就農者に対し、施設整備や家畜導入に要する経費、経営資源の継承手続きに要する経費を支援。

【R7当初】新規就農者育成総合対策

107億円

- ・経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援。
- ・就農に向けた研修資金、経営開始資金を交付。

【R7当初】雇用就農資金

30億円

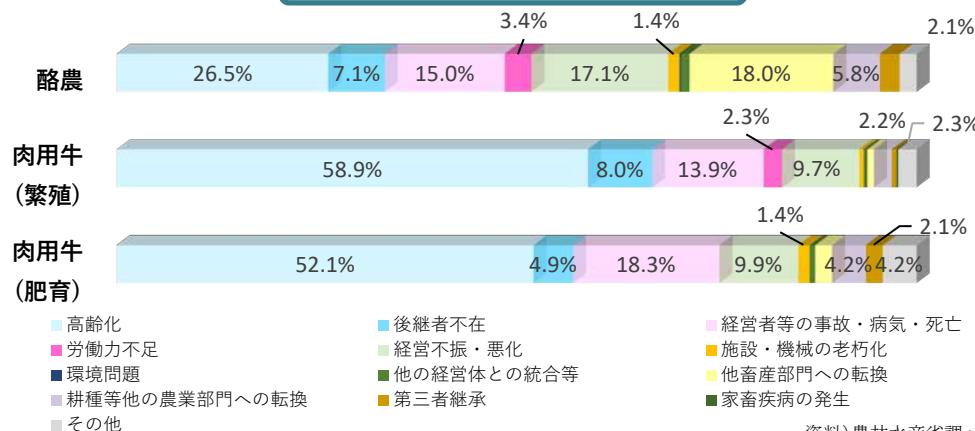
- ・雇用就農の促進のための資金を交付。
- ・就農希望者が農業にチャレンジしやすくなるトライアル雇用就農の推進を支援。

【R7当初】青年等就農資金

融資枠 180億円

- ・新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金(資材等)を支援。

離脱要因(R6)



【R7 ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R7当初】農地利用効率化等支援交付金

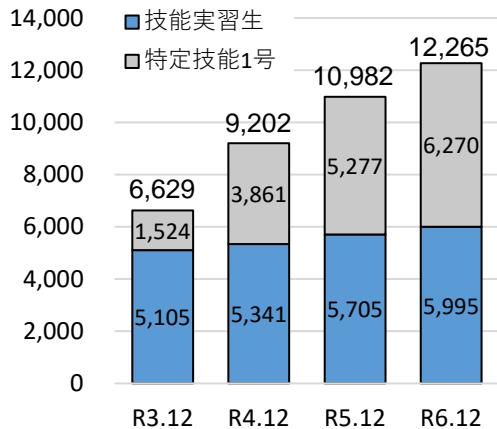
20億円

- ・地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

畜産における労働力不足対応(外国人材の活用)

- 技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用も進展。
- 入管法等の改正(R6.6)に伴い、人材確保・育成を目的とした育成労制度が創設(R9施行予定)。
- 外国人材の定着・活躍には、待遇や仕事面だけでなく、生活面の支援や地域の理解醸成等の環境整備が重要。

畜産分野の技能実習生数及び
特定技能外国人数の推移



国籍・都道府県別特定技能1号
外国人数ベスト3
(畜産分野・R6年末時点)

| | |
|--------|--------|
| ベトナム | 2,274人 |
| インドネシア | 2,152人 |
| フィリピン | 612人ほか |
| 北海道 | 1,689人 |
| 茨城県 | 516人 |
| 千葉県 | 479人 |

出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」、「特定技能在留外国人数」

【優良事例】株式会社メイプル牧場（酪農・肉牛一貫、島根県）

<経営の概況>

肉用牛 330頭（うち繁殖雌牛200頭弱）

乳用牛 1,600頭（搾乳1,100頭）

職員 日本人28名、外国人18名



<受け入れのための取組>

- ・常に登録支援機関に相談できる体制（SNS）
- ・通訳を介した、毎月の個人面談
- ・家具・家電、Wi-Fi等完備の宿舎を整備。
- ・日本人と区別をしないキャリアアップ
- ・地域の行事にも積極的に参加。



敷地内の宿舎

資料：農業分野における特定技能外国人受け入れ優良事例集を基に作成

現行制度と育成労制度の比較

| | 技能実習制度(現行) | 育成労制度(R9～) |
|--------|---|---|
| 目的 | 技能移転による国際貢献 | 人手不足分野における人材確保と人材育成 |
| 在留期間 | 1号:1年 2号及び3号:2年 (実習終了後は原則帰国) | 3年 →特定技能1号水準の人材を育成。 特定技能への移行により、 長期間産業を支える人材を確保。 |
| 従事可能業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・畜産農業全般(第1号) ・酪農、養豚、養鶏 (第2号、第3号) | 畜産農業全般 |

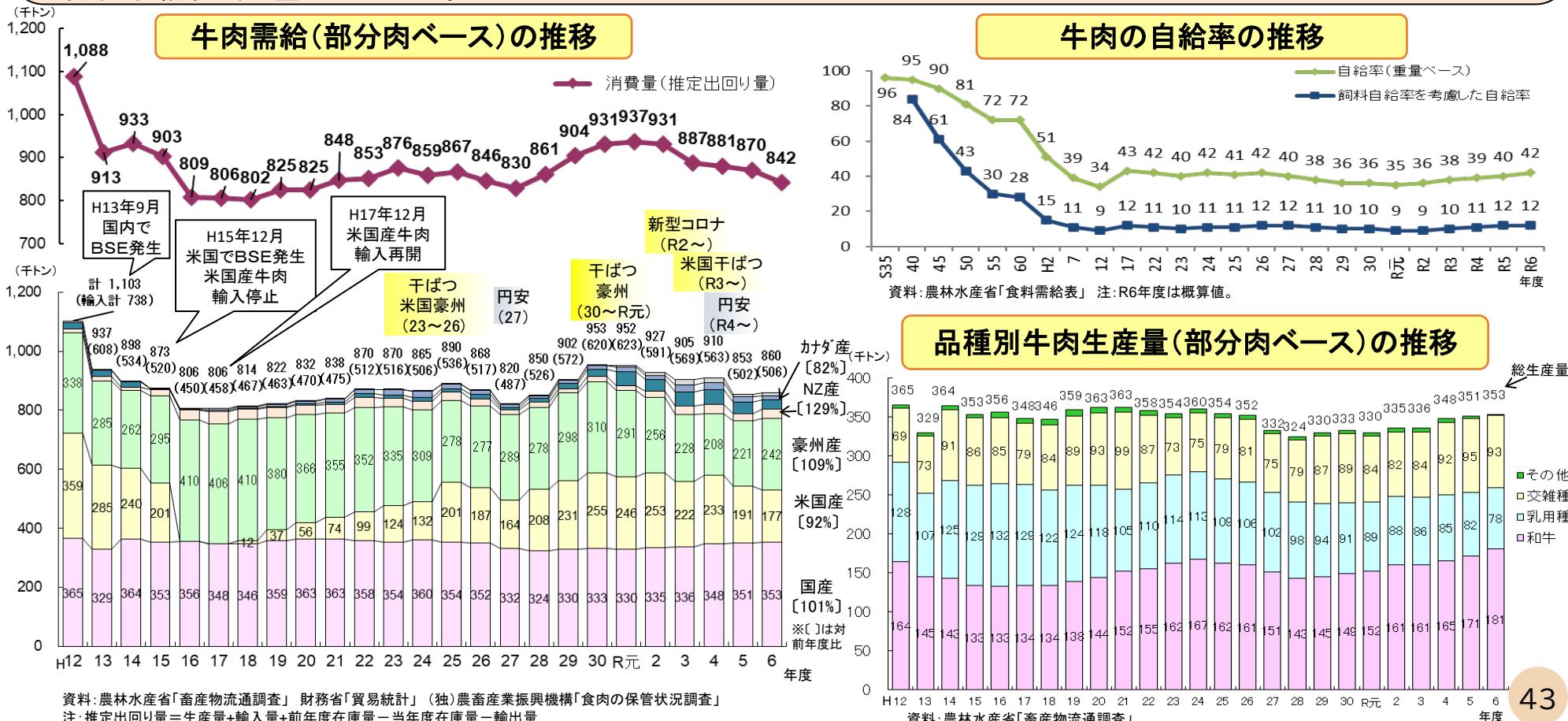
特定技能制度の概要

| | 特定技能1号 | 特定技能2号 |
|--------|--------------------------|--|
| 目的 | 人手不足分野における人材確保 | |
| 技能水準 | 相当程度の知識・経験 (即戦力となる人材) | 熟練した技能 (高度な技術的・専門的判断が可能な人材) (監督者として業務を統括できる人材) |
| 在留期間 | 最大5年 (1年以内の期間で更新) | 制限なし (3年以内の期間で更新) ※条件を満たせば家族の帯同も可能 |
| 従事可能業務 | | 畜産農業全般 |

牛肉關係

牛肉の需給動向

- ・ 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降5年連続で減少。令和6年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響により、84.2万トンで推移。
- ・ 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向だが、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和6年度は、全体では35.3万トンと前年度よりも増加。
- ・ 牛肉の自給率は、重量ベースで42%。



牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 和牛の価格は、令和元年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下したが、令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月には、コロナ前(R元年.11月)を上回る水準まで回復。
- 令和3年度は、断続的なコロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等の低迷により、コロナ前(R元年1～12月)を下回って推移。
- 令和4年度及び5年度は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響により、前年を下回って推移。
- 令和6年度は、年度全体では前年を下回って推移したが、後半にかけて比較的値ごろな4等級等では前年を上回る水準で推移。
- 令和7年度は、物価高の影響を依然受ける中、前年を若干上回る水準で推移している。

円/kg

3,300

2,800

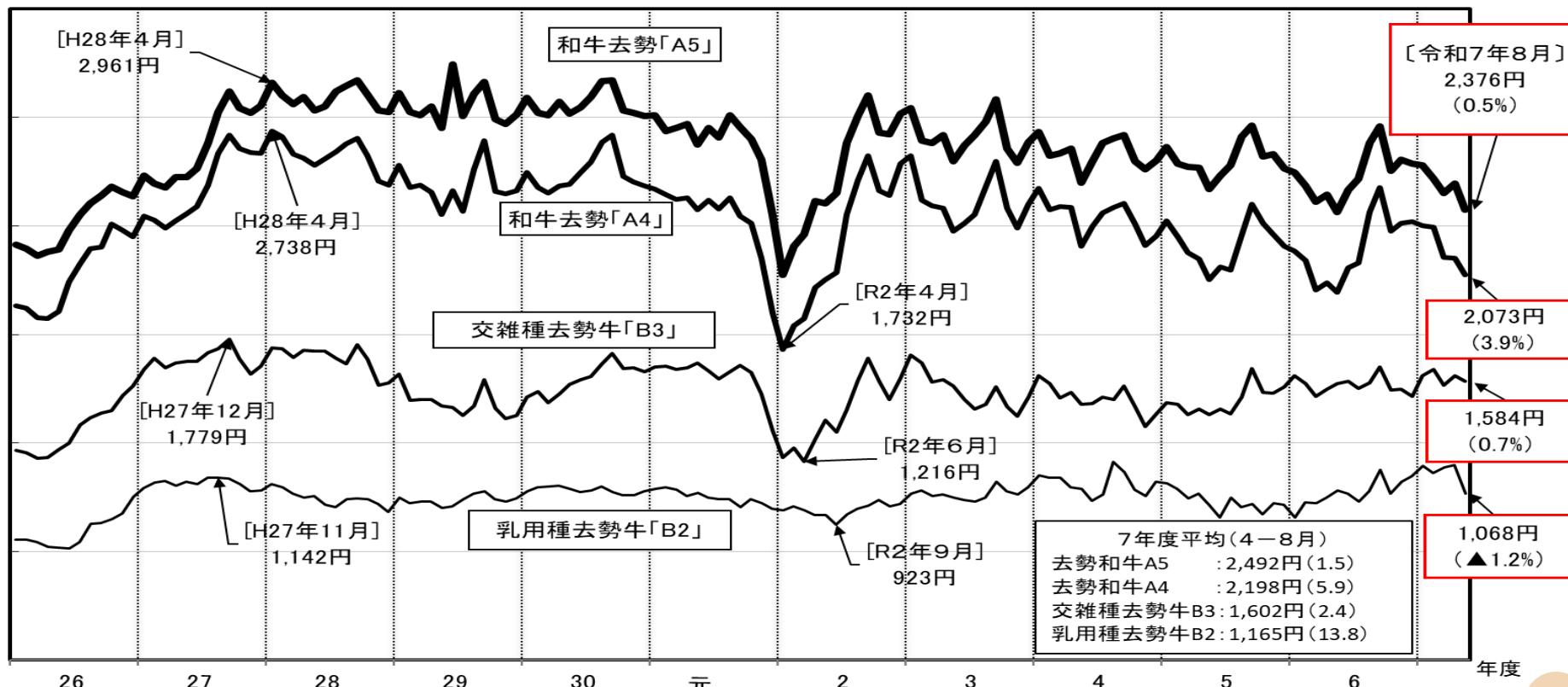
2,300

1,800

1,300

800

300

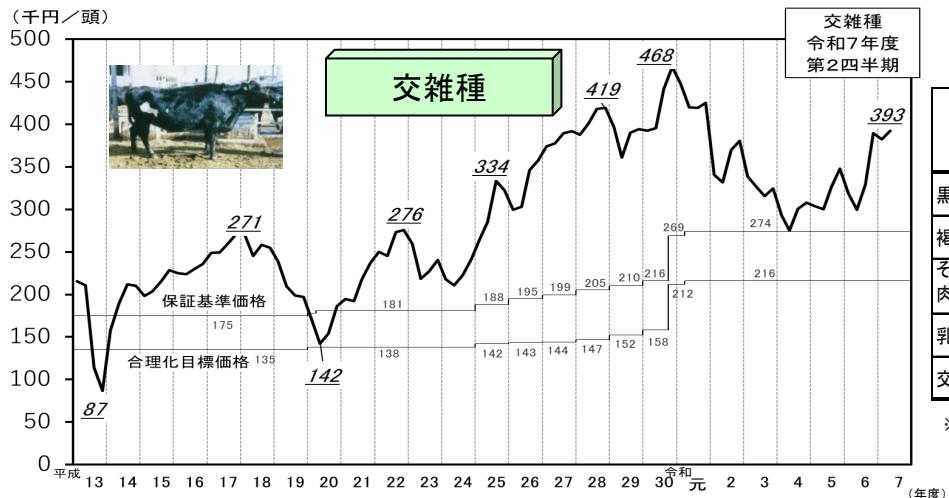
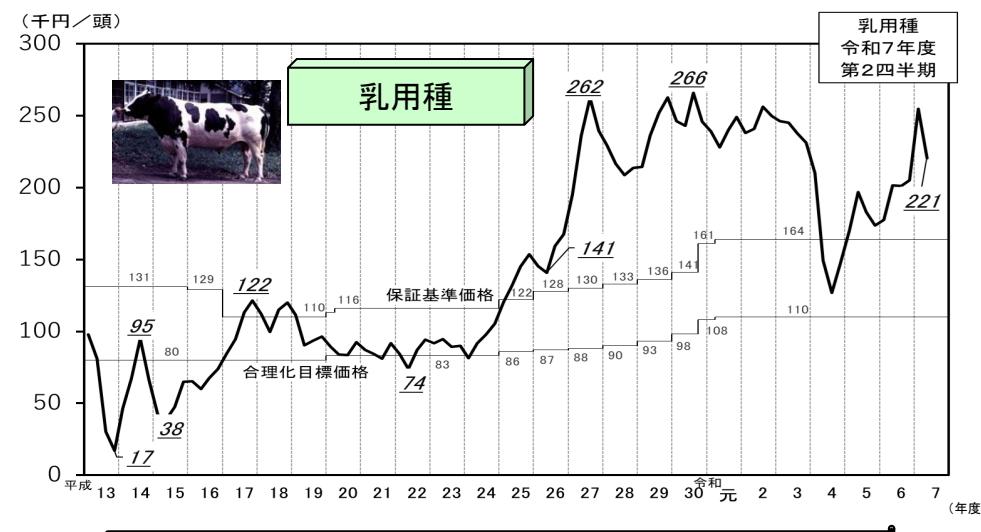
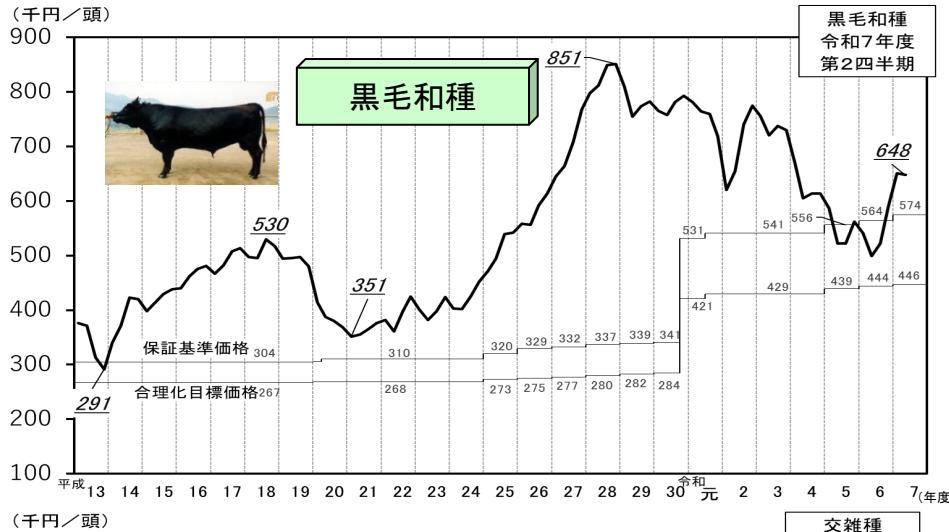


資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注:()内は前年同月比。

肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月以降、再び下落。直近の令和7年度第2四半期は、3品種とも保証基準価格を上回って推移。



令和4～7年度補給金単価(単位:千円／頭)

| 品種 | R4年度 | | | | R5年度 | | | | R6年度 | | | | R7年度 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 |
| 黒毛和種 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34.40 | 33.50 | 0 | 22.60 | 65.10 | 42.10 | 0 | 0 | 0 |
| 褐毛和種 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の肉専用種 | 67.63 | | | | 90.51 | | | | 49.90 | | | | - | |
| 乳用種 | 0 | 14.50 | 36.60 | 15.90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 交雑種 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。
- 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成28年から増加傾向で推移していたが、令和6年及び7年は減少。

| 区分／年 | | 29 | 30 | 31 | 31参考値 ※注3 | 令和2 ※注4 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------------|-------------|--------|--------|--------|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 肉用牛 | 戸数(千戸) | 50.1 | 48.3 | 46.3 | 45.6 | 43.9 | 42.1 | 40.4 | 38.6 | 36.5 | 34.0 |
| | (対前年増減率)(%) | (▲3.5) | (▲3.6) | (▲4.1) | — | (▲3.7) | (▲4.1) | (▲4.0) | (▲4.5) | (▲5.4) | (▲6.8) |
| | 頭数(千頭) | 2,499 | 2,514 | 2,503 | 2,527 | 2,555 | 2,605 | 2,614 | 2,687 | 2,672 | 2,595 |
| うち 繁殖雌牛 | (対前年増減率)(%) | (0.8) | (0.6) | (▲0.4) | — | (1.1) | (2.0) | (0.3) | (2.8) | (▲0.6) | (▲2.9) |
| | 1戸当たり(頭) | 49.9 | 52.0 | 54.1 | 55.4 | 58.2 | 61.9 | 64.7 | 69.6 | 73.2 | 76.3 |
| | 戸数(千戸) | 43.0 | 41.8 | 40.2 | 40.1 | 38.6 | 36.9 | 35.5 | 33.8 | 31.8 | 29.4 |
| うち 肥育牛 | 頭数(千頭) | 597 | 610 | 626 | 605 | 622 | 633 | 637 | 645 | 640 | 611 |
| | 1戸当たり(頭) | 13.9 | 14.6 | 15.6 | 15.1 | 16.1 | 17.1 | 17.9 | 19.1 | 20.1 | 20.8 |
| | 戸数(千戸) | 11.3 | 10.8 | 10.2 | 10.1 | 10.0 | 9.7 | 9.5 | 9.5 | 9.6 | 9.5 |
| ※注2 | 頭数(千頭) | 1,557 | 1,550 | 1,522 | 1,542 | 1,548 | 1,575 | 1,601 | 1,635 | 1,617 | 1,577 |
| ※注2 | 1戸当たり(頭) | 137.8 | 143.5 | 149.2 | 152.7 | 155.1 | 161.7 | 168.8 | 171.7 | 168.7 | 166.0 |

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2:肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3:令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4:令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用子牛対策の全体像(令和7年度)

- 肉用子牛生産者補給金は、全国の平均売買価格が保証基準価格(黒毛和種は57.4万円)を下回った場合に、その差額の10/10を国が交付。
- 優良和子牛生産推進緊急支援事業は、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて最大3万円/頭を定額で交付。
- 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業(緊急特別対策)を新設。和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格が発動基準(黒毛和種は最大61万円)を下回った場合に、取組に応じて1万円/頭(離島等は5万円/頭)を定額で交付。

61万円(黒毛)

【発動基準・発動額】(R7.4~R8.3)

| 品種区分 | 発動基準 | 発動基準 | 発動基準 |
|-------|--------|--------|--------|
| 黒毛和種 | 61万円未満 | 59万円未満 | 58万円未満 |
| 必要取組数 | 2つ | 3つ | 4つ |
| 奨励金単価 | 1万円/頭 | 2万円/頭 | 3万円/頭 |
| 褐毛和種 | 56万円未満 | 54万円未満 | 53万円未満 |
| その他肉専 | 36万円未満 | 34万円未満 | — |

【発動基準・発動額、取組】(R7.4~R8.3)

| 品種区分※1 | 発動基準 | 発動額 | |
|--------|---|-------|-------|
| | | 離島等以外 | 離島等※2 |
| 黒毛和種 | 61万円 | | |
| 褐毛和種 | 56万円 | 1万円 | 5万円 |
| その他肉専 | 36万円 | | |
| 必要取組 | 各和子牛産地※3で下の内容を含む基盤強化計画を作成。 下の取組のいずれか1つを行う生産者に対し、奨励金を交付。 ① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産(子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施) | | |

【飼養管理向上の取組】

| 母子共通メニュー | 子牛メニュー | 母牛メニュー |
|-------------|----------------|--------------|
| ・飼料効率の改善 | ・疾病防止のワクチン接種 | ・疾病防止のワクチン接種 |
| ・添加物による栄養補助 | ・疾病的早期治療 | ・疾病的早期治療 |
| ・駆虫・防虫対策 | ・栄養状態を強化する人工哺乳 | ・発情発見機等の活用 |
| ・寒冷・暑熱対策 | | ・高度な栄養管理 |
| ・牛体管理の徹底 | | |

57.4万円

保証基準価格

10/10



全國平均売買価格

臨時対策

子牛補給金

緊急特別対策
(新設)

※1 自家保留牛も対象

※2 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

※3 都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和7年度) (単位:千円/頭)

| | 黒毛和種 | 褐毛和種 | その他 肉専用種 | 乳用種 | 交雫種 |
|---------|------|------|-------------|-----|-----|
| 保証基準価格 | 574 | 523 | 334 | 164 | 274 |
| 合理化目標価格 | 446 | 406 | 259 | 110 | 216 |

[生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)

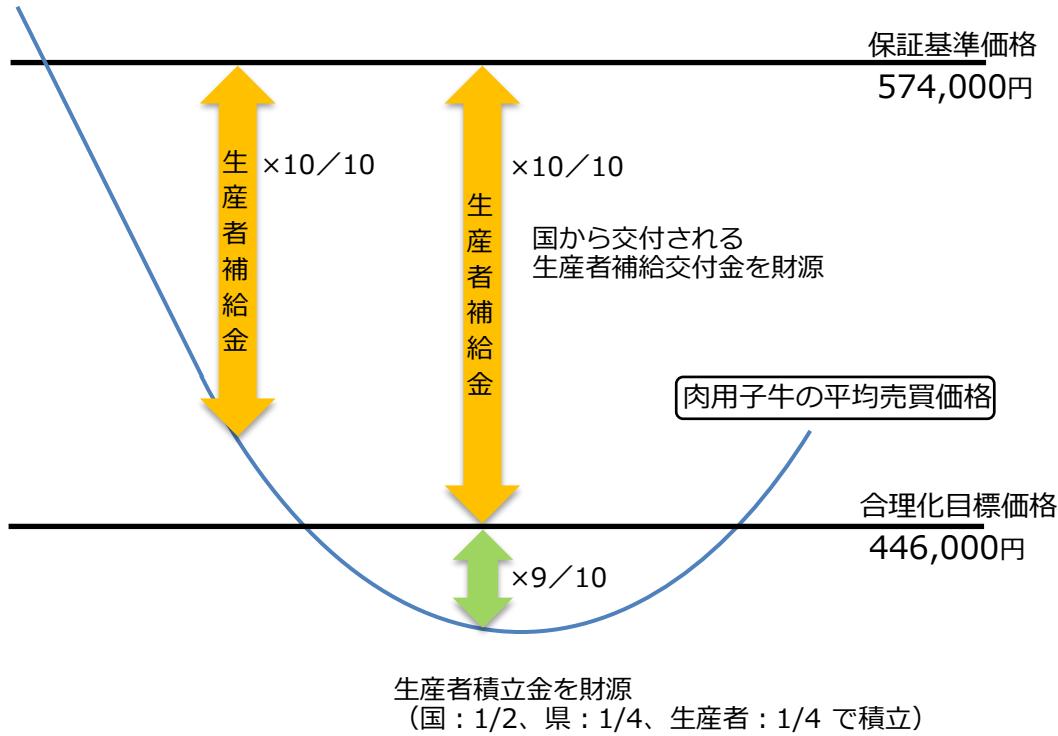
褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)

その他肉専用種: 20,000円/頭 (5,000円/頭)

乳用種: 5,000円/頭 (1,250円/頭)

交雫種: 2,400円/頭 (600円/頭)

【黒毛和種の場合】



«R7年度所要額:662億円»

優良和子牛生産推進緊急支援事業(令和7年度)

1 事業の目的

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により
肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、
飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して、奨励金を交付する。

| 発動基準 (税込) | 黒毛和種 | 61万円 | 59万円 | 58万円 |
|--------------|----------|-------|-------|------|
| | 褐毛和種 | 56万円 | 54万円 | 53万円 |
| | その他の肉専用種 | 36万円 | 34万円 | — |
| 必要取組数 | 2つ | 3つ | 4つ | |
| 奨励金単価 | 1万円/頭 | 2万円/頭 | 3万円/頭 | |

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

<飼養管理向上のための取組メニュー>

| 母子共通メニュー | 子牛メニュー | 母牛メニュー |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・飼料効率の改善・駆虫・防虫対策・牛体管理の徹底 <ul style="list-style-type: none">・添加物による栄養補助・寒冷・暑熱対策 | <ul style="list-style-type: none">・疾病防止のワクチン接種・疾病的早期治療・栄養状態を強化する人工哺乳 | <ul style="list-style-type: none">・疾病防止のワクチン接種・発情発見機等の活用・高度な栄養管理 |

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 令和7年度の発動実績

| | 黒毛和種 | | | | | 褐毛和種 | その他の 肉専用種 |
|-----------|------|----|-----------|-----|-------|------|--------------|
| | 北海道 | 東北 | 本州関東以西・四国 | 兵庫県 | 九州・沖縄 | | |
| 令和7年4月～6月 | - | - | - | - | - | - | |
| 令和7年7月～9月 | - | - | - | - | - | - | |

和子牛產地基盤強化緊急特別対策事業(令和7年度)

1 事業の目的

仔肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛產地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

2 事業の内容

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※1、2、3が、発動基準（下表）を下回った場合に、優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて、「和子牛產地基盤強化計画」を作成した地域において、產地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭（離島等※4は5万円/頭）を交付する。

| 品種区分 | 発動基準 | 取組メニュー | 発動額 | |
|---------|------|--|-------|-----|
| | | | 離島等以外 | 離島等 |
| 黒毛和種 | 61万円 | ① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産 | 1万円 | 5万円 |
| 褐毛和種 | 56万円 | | | |
| その他肉専用種 | 36万円 | | | |

※1: 黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2: 褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3: 黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4: 「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 令和7年度の発動実績

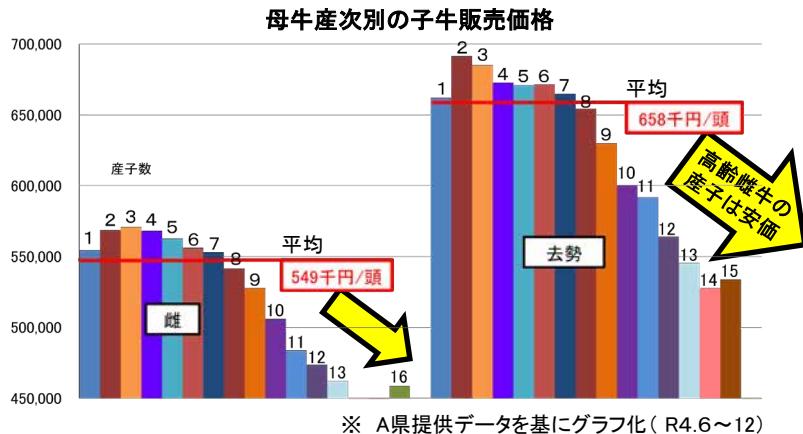
| | 黒毛和種 | | | | | 褐毛和種 | その他の肉専用種 |
|-----------|------|----|-----------|-----|-------|------|----------|
| | 北海道 | 東北 | 本州関東以西・四国 | 兵庫県 | 九州・沖縄 | | |
| 令和7年4月～6月 | - | - | - | - | - | - | |
| 令和7年7月～9月 | - | - | - | - | - | - | |

優良繁殖雌牛更新加速化事業①

R6補正所要額 4,600百万円

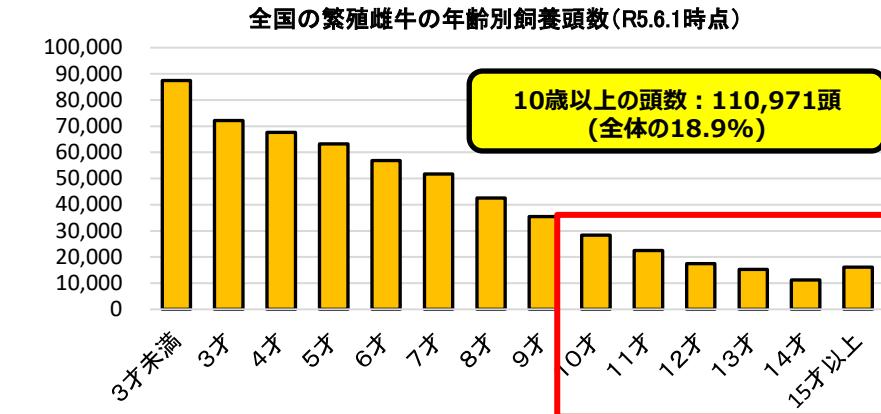
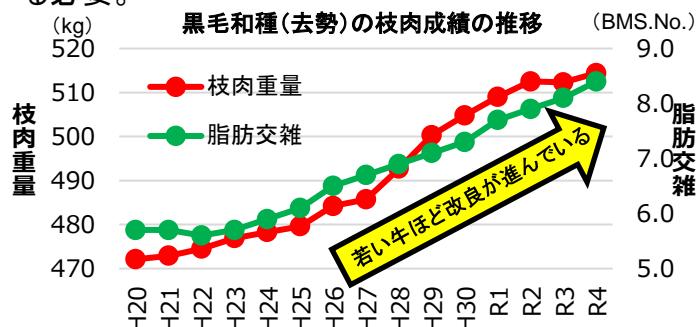
1. 現状と課題

飼料等生産コストの増大や牛肉価格の低迷等により肥育農家の畜産購買意欲が低下していることから、肉用子牛価格は低水準で推移しており、特に高齢の繁殖雌牛から生産された肉用子牛については低価格で取引される傾向が顕著。



2. 対応の方向

成長が良く肉質に優れた肉用子牛生産を推進するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新を加速化する必要。



3. 事業内容

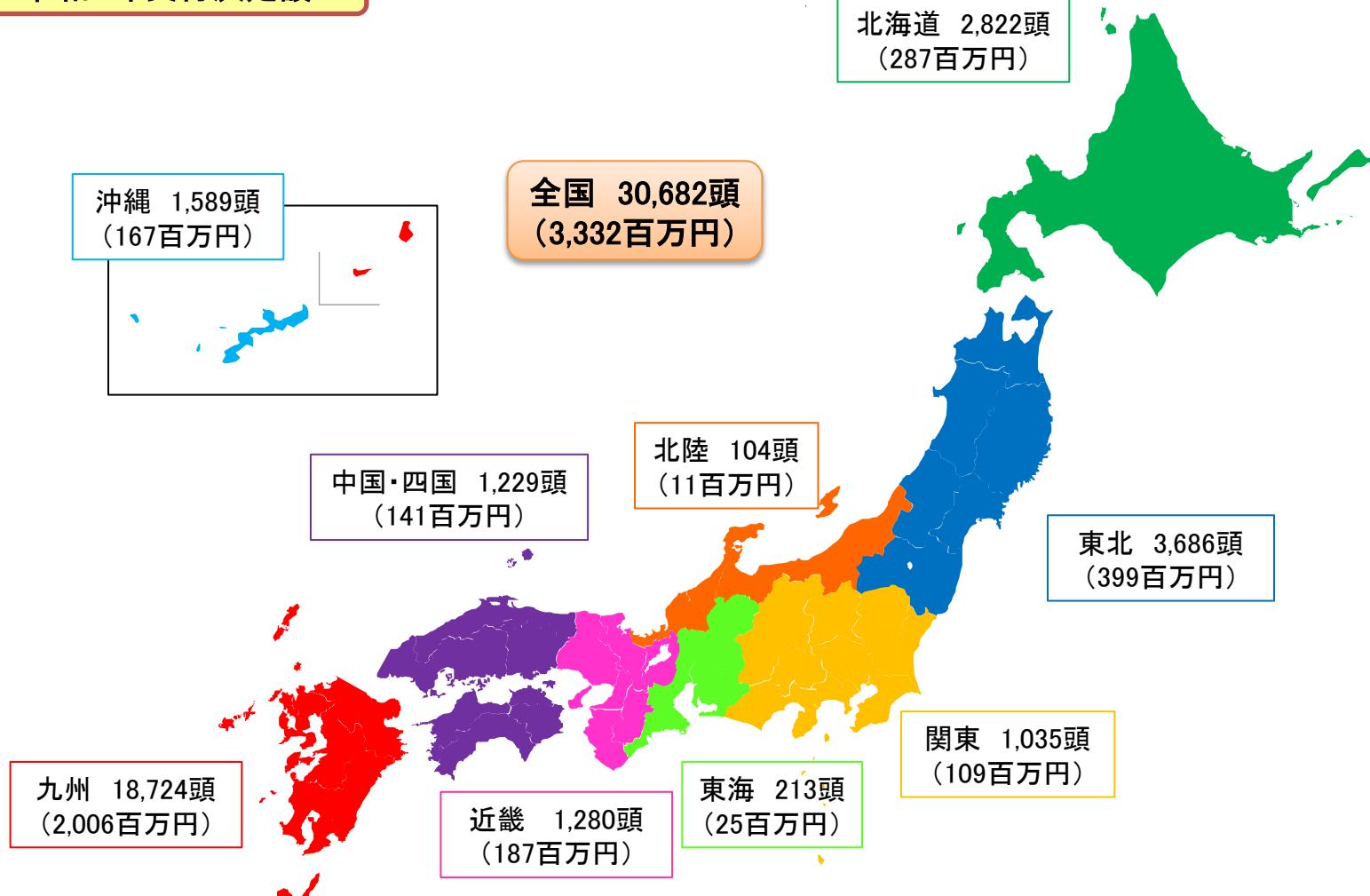
- 生産者が、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付（上限25頭/戸）
- 遺伝的多様性に配慮するため、特に希少な父牛に由来する繁殖雌牛への更新を手厚く支援し推進することとし、以下の単価を設定（黒毛和種のみ）

| | 優良な繁殖雌牛 | 希少な父牛に由来する繁殖雌牛 |
|-----|---------|----------------|
| 奨励金 | 10万円/頭 | 15万円/頭 |

優良繁殖雌牛更新加速化事業②

R6補正所要額 4,600百万円

4. 令和7年交付決定額



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

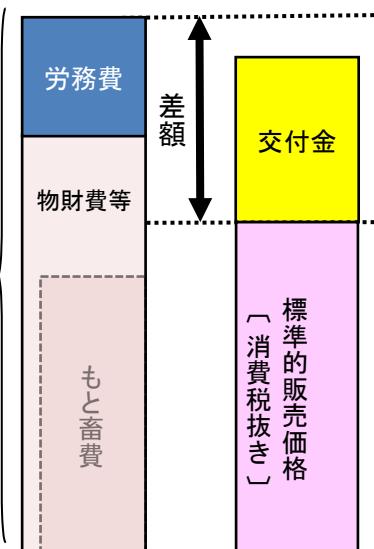
- ①負担割合 国：生産者 = 3 : 1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、
 標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
 交雑種：17,000円／頭
 乳用種：18,000円／頭

- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円



| 品種 | 区域 | 交付金単価 |
|------|------|--------|
| 肉専用種 | 北海道 | 66,069 |
| | 青森県 | 49,536 |
| | 岩手県 | 24,106 |
| | 宮城県 | 51,081 |
| | 秋田県 | 28,938 |
| | 山形県 | 26,164 |
| | 福島県 | 59,913 |
| 関東 | 茨城県 | 30,088 |
| | 栃木県 | 24,397 |
| | 群馬県 | 46,956 |
| | 埼玉県 | 27,825 |
| | 千葉県 | 9,936 |
| | 東京都 | 9,159 |
| | 神奈川県 | 12,168 |
| | 山梨県 | 9,765 |
| | 長野県 | 6,505 |
| | 静岡県 | — |

| 品種 | 区域 | 交付金単価 |
|----|------|--------|
| 北陸 | 新潟県 | — |
| | 富山県 | — |
| | 石川県 | ☆ |
| | 福井県 | — |
| 東海 | 岐阜県 | — |
| | 愛知県 | — |
| | 三重県 | — |
| | 滋賀県 | — |
| 近畿 | 京都府 | — |
| | 大阪府 | — |
| | 兵庫県 | ☆ |
| | 奈良県 | — |
| | 和歌山県 | — |
| 中国 | 鳥取県 | 23,297 |
| | 島根県 | — |
| | 岡山県 | — |
| | 広島県 | — |
| | 山口県 | — |

| 品種 | 区域 | 交付金単価 |
|-----|------|--------|
| 四国 | 徳島県 | — |
| | 香川県 | — |
| | 愛媛県 | — |
| | 高知県 | — |
| 九州 | 福岡県 | — |
| | 佐賀県 | — |
| | 長崎県 | — |
| | 熊本県 | — |
| | 大分県 | — |
| | 宮崎県 | — |
| | 鹿児島県 | — |
| 沖縄県 | | — |
| 交雑種 | | 10,432 |
| 乳用種 | | 33,977 |

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てで記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



脂肪交雑の状況

- 脂肪交雑を重視し、生産者・関係者が改良努力を行ってきた結果、近年、**脂肪交雑の改良は飛躍的に進展**。
- 今後は、食味に関連した**脂肪酸組成や小ザシなどの脂肪交雑以外の要因**にも注目する必要。

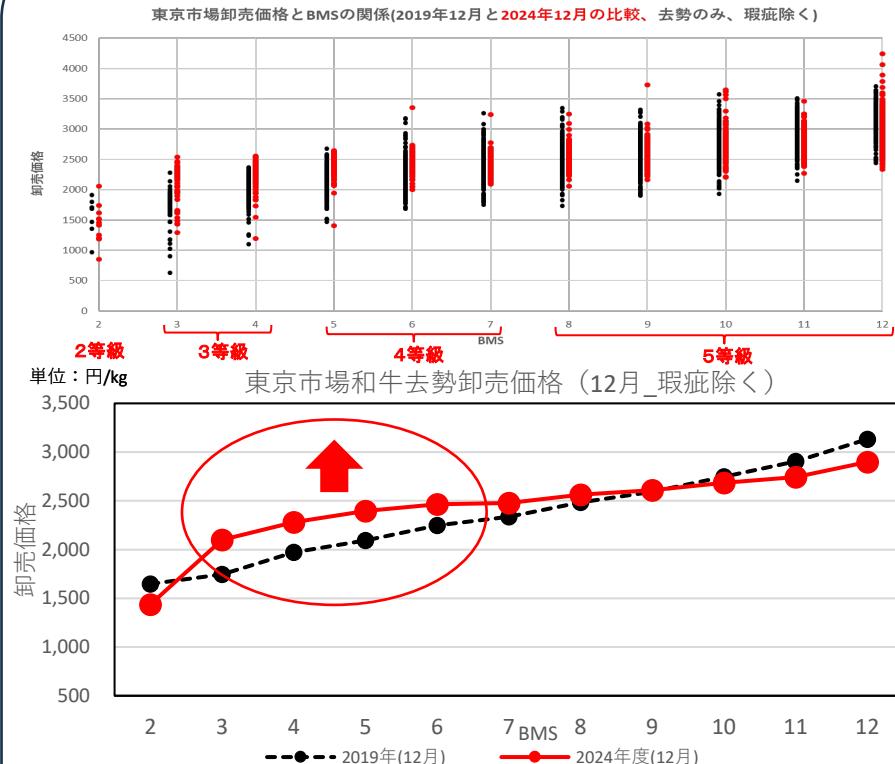
脂肪交雑の現状

- 和牛肉の脂肪交雑の多さは、外国産牛肉と差別化できる強み。また、高齢化が進む我が国において、柔らかい牛肉を好む傾向は今後も継続する見込み。
- 家畜改良の推進や肉質向上に向けた生産者の努力の結果、A5の生産割合は大幅に上昇し、和牛去勢において約7割。

| | 2014年度 | 2019年度 | 2024年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 和牛去勢A5等級 | 28.7% | 46.7% | 69.6% |
| 和牛去勢A4等級 | 41.9% | 34.8% | 23.7% |

- 他方、一部の消費者からは、脂肪が多くて量が食べられないなどの声もでている。
- また、脂肪交雑の多い一部の種雄牛の利用が集中している結果、遺伝的多様性が減少していくことが危惧される。

脂肪交雑と枝肉価格の傾向



BMS No.の高い牛が高値で取引される傾向にある一方、BMS No.3～6の価格優位性が上昇傾向。

おいしさに関する改良形質の取組状況

- 改良関係機関では、脂肪酸組成等のおいしさ評価に関する科学的知見の蓄積に努め、消費者の視点に立った評価として利用可能な「食味」に関する成分含有量等の指標化に向けた検討を行っている。
- 全国の和牛産地においても、脂肪酸組成等のおいしさに関するブランド化の取組が普及しつつある。

【新たな指標の検討】

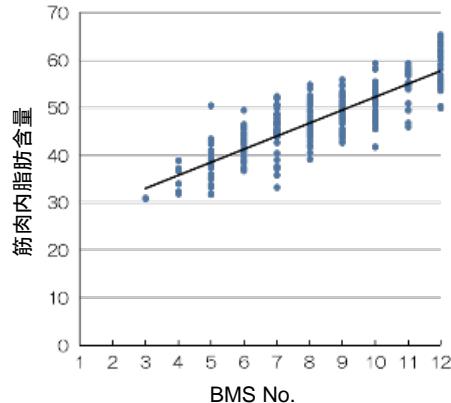
脂肪交雑(BMS)と同じでも筋肉内脂肪含量(IMF)はバラつきがあり(下図)、IMFが高いものは粗ザシとなる傾向(画像)。小ザシ化はBMSを下げずに、IMFを低下させる可能性。(独)家畜改良センターにおいて、小ザシと食味の関係を調査中。

既に食肉処理施設への普及が進みつつある光学測定機器により簡便に測定可能な、小ザシの度合いを表す指標を検討。



画像：同じBMSにおける粗ザシと小ザシの例

資料：JRA事業・和牛の遺伝的多様性等活用調査研究事業報告書



図：BMS No.と筋肉内脂肪含量の関係

【全国の和牛産地におけるブランド化の取組】

- オレイン酸等の脂肪交雑以外の新たな価値観を訴求したブランド化を展開。繁殖雌牛のオレイン酸等のゲノミック育種価を評価。

- 種雄牛パンフレットにおいて、枝肉断面の画像解析技術により測定した脂肪交雑の形状（小ザシ）やオレイン酸の育種価を公表（（一社）ジェネティクス北海道、岡山県等）。

- 独自の小ザシ基準を認定要件に取り入れたブランドを展開。（茨城県・茨城県常陸牛振興会）

| 県 | 和牛肉のブランド名 | 発足年月 |
|-----|------------|----------|
| 鳥取県 | 鳥取和牛オレイン55 | 2011年2月 |
| 長野県 | 信州プレミアム牛肉 | 2009年3月 |
| 石川県 | 能登牛プレミアム | 2011年12月 |

資料：(独)農畜産業振興機構(畜産の情報 2019年6月)
「オレイン酸に着目したブランドと牛生産の実態と課題」中村学園大学 中川准教授



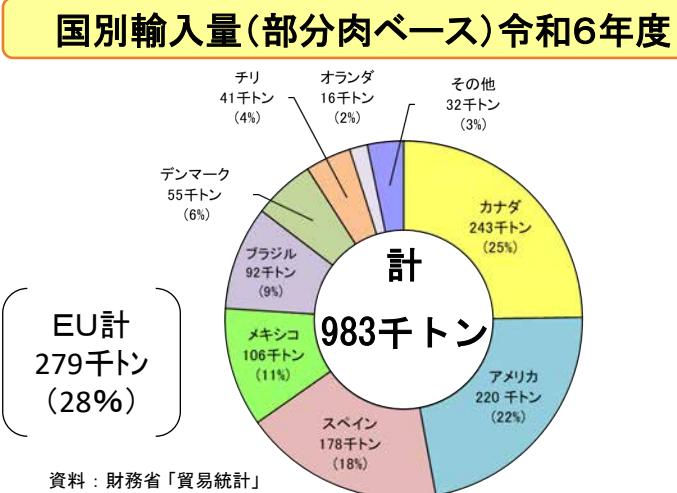
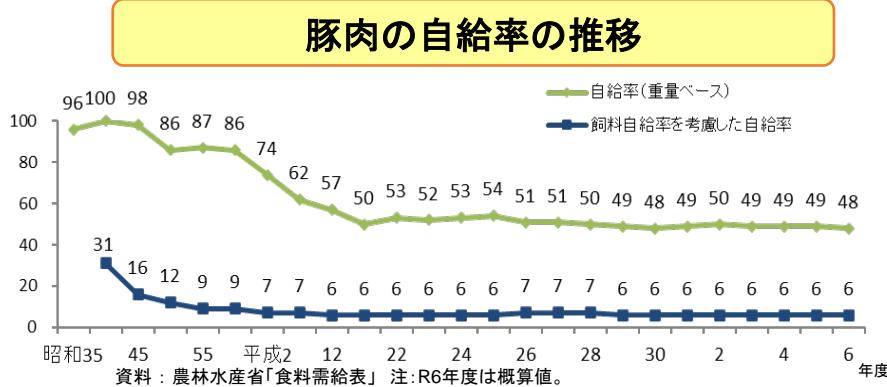
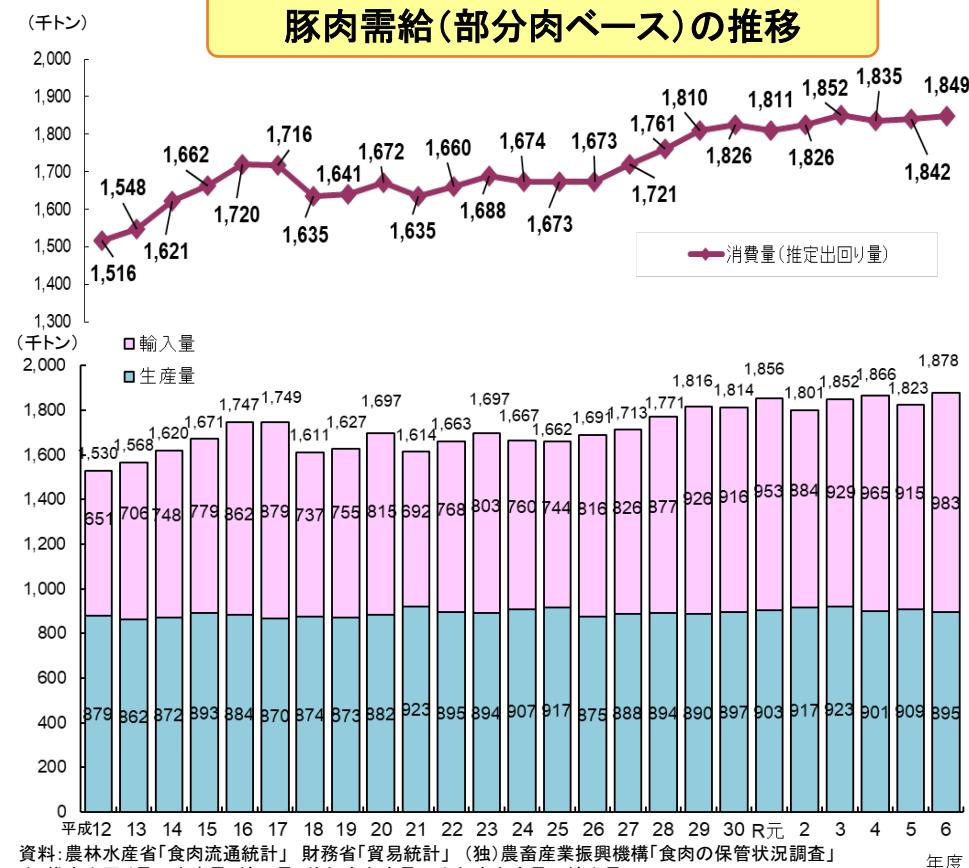
資料：岡山県黒毛和種種雄牛案内2024(岡山県農林水産総合センター畜産研究所)



豚肉関係

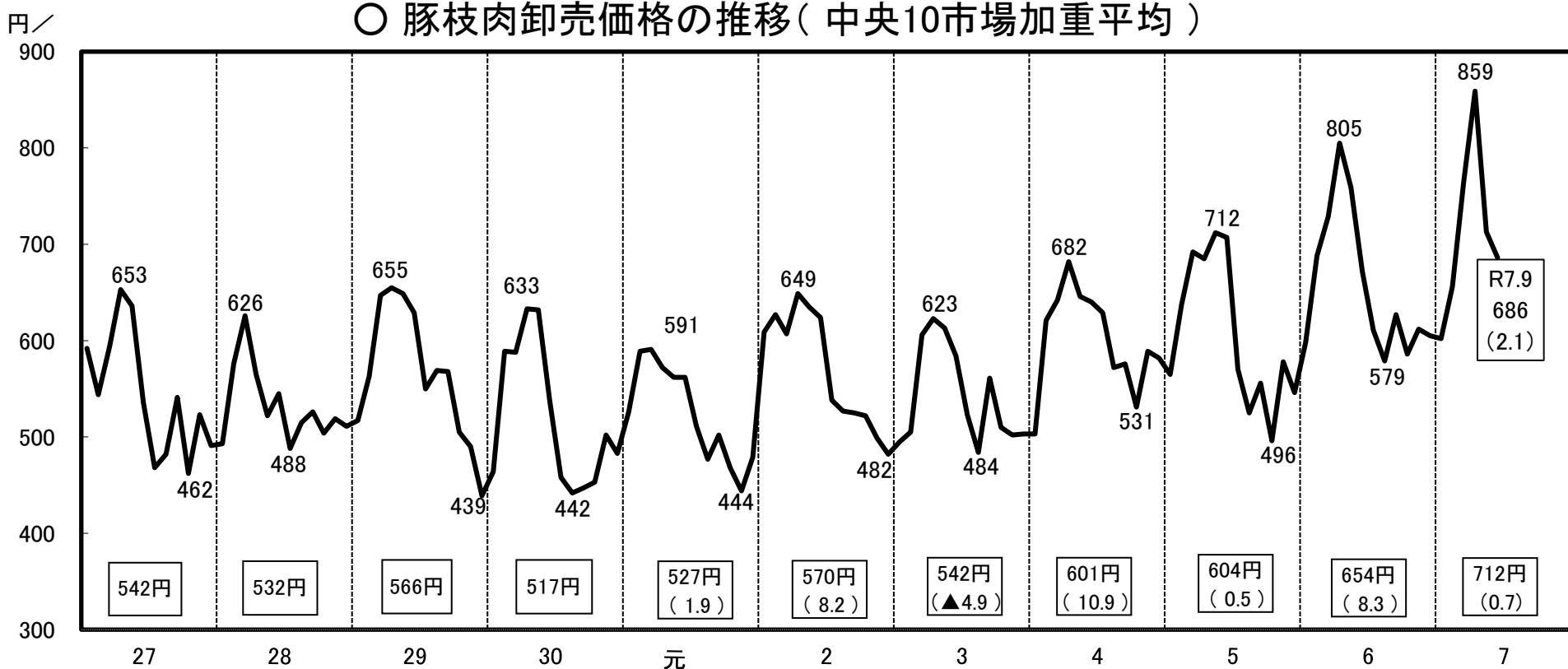
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。さらに平成29年度以降、豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和6年度は、輸入量の増加により、185万トンで推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和6年度では89.5万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで48%。



豚枝肉卸売価格の推移

- 令和3年度は、旺盛な「巣ごもり需要」により、前年を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4・5・6年度は、節約志向の高まり等による需要の増加により、国産豚肉の引き合いが高く、堅調に推移し、3年連続過去最高の平均価格を更新。
- 令和7年度も、高い水準で推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比：20.1%)。



資料:「畜産物流通調査」農林水産省統計部、食肉鶏卵課調べ

注1:中央10市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)

注2:卸売価格は税込価格

豚飼養戸数・頭数の推移

- 飼養戸数及び飼養頭数は、減少傾向で推移。
- 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は増加しており、大規模化が進展。

| 区分／年 | 26 | 28 | 29 | 30 | 31 | 令和3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 飼養戸数(戸) | 5,270 | 4,830 | 4,670 | 4,470 | 4,320 | 3,850 | 3,590 | 3,370 | 3,130 |
| (対前年増減率) (%) | (▲5.4) | (▲8.3) | (▲3.3) | (▲4.3) | (▲3.4) | (▲10.9) | (▲6.8) | (▲6.1) | (▲7.1) |
| うち肥育豚2千頭以上層(戸) | 1,020 | 961 | 990 | 1,030 | 1,030 | 997 | 958 | 972 | 910 |
| 戸数シェア (%) | (21.5) | (21.8) | (23.2) | (25.2) | (26.1) | (28.6) | (29.7) | (32.0) | (31.8) |
| 飼養頭数(千頭) | 9,537 | 9,313 | 9,346 | 9,189 | 9,156 | 9,290 | 8,949 | 8,956 | 8,798 |
| (対前年増減率) (%) | (▲1.5) | (▲2.3) | (0.4) | (▲1.7) | (▲0.4) | (1.5) | (▲3.7) | (0.1) | (▲1.8) |
| うち子取用雌豚(千頭) | 885 | 845 | 839 | 824 | 853 | 823 | 789 | 792 | 758 |
| (対前年増減率) (%) | (▲1.6) | (▲4.6) | (▲0.6) | (▲1.9) | (3.6) | (▲3.5) | (▲4.1) | (0.3) | (▲4.2) |
| うち肥育豚2千頭以上層(千頭) | 6,528 | 6,309 | 6,479 | 6,606 | 6,664 | 6,880 | 6,692 | 6,753 | 6,634 |
| 頭数シェア (%) | (70.7) | (70.0) | (71.9) | (74.5) | (75.6) | (77.8) | (78.3) | (79.1) | (78.8) |
| 一戸当たり平均 飼養頭数(頭) | 1809.7 | 1928.2 | 2001.3 | 2055.7 | 2119.4 | 2413.0 | 2492.8 | 2657.6 | 2810.9 |
| 一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭) | 206.4 | 214.4 | 220.9 | 226.3 | 246.6 | 270.8 | 286.9 | 299.9 | 317.3 |

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2:肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

鵝肉關係

鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移。
- 生産量は、需要が堅調に推移していることから、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新。
- 輸入量は、国内消費量の3~4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイ・中国。

鶏肉需給の推移(調製品を含む)



資料:農林水産省「食料需給表」

注1:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

2:鶏肉調製品を含む

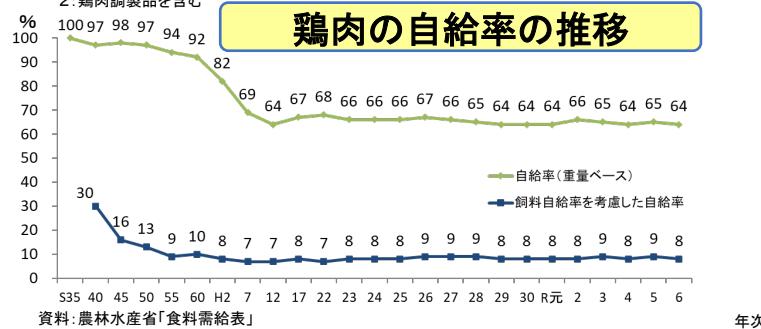
鶏肉輸入量の推移



資料:農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」

注:鶏肉調製品は、骨付き肉量ベース

鶏肉の自給率の推移

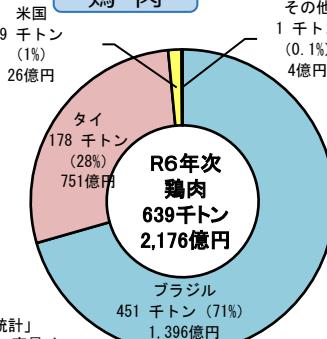


資料:農林水産省「食料需給表」

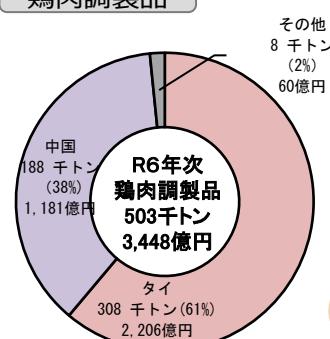
注1:R6年は概算値

注2:H20年度以前は年度ベース。

鶏肉

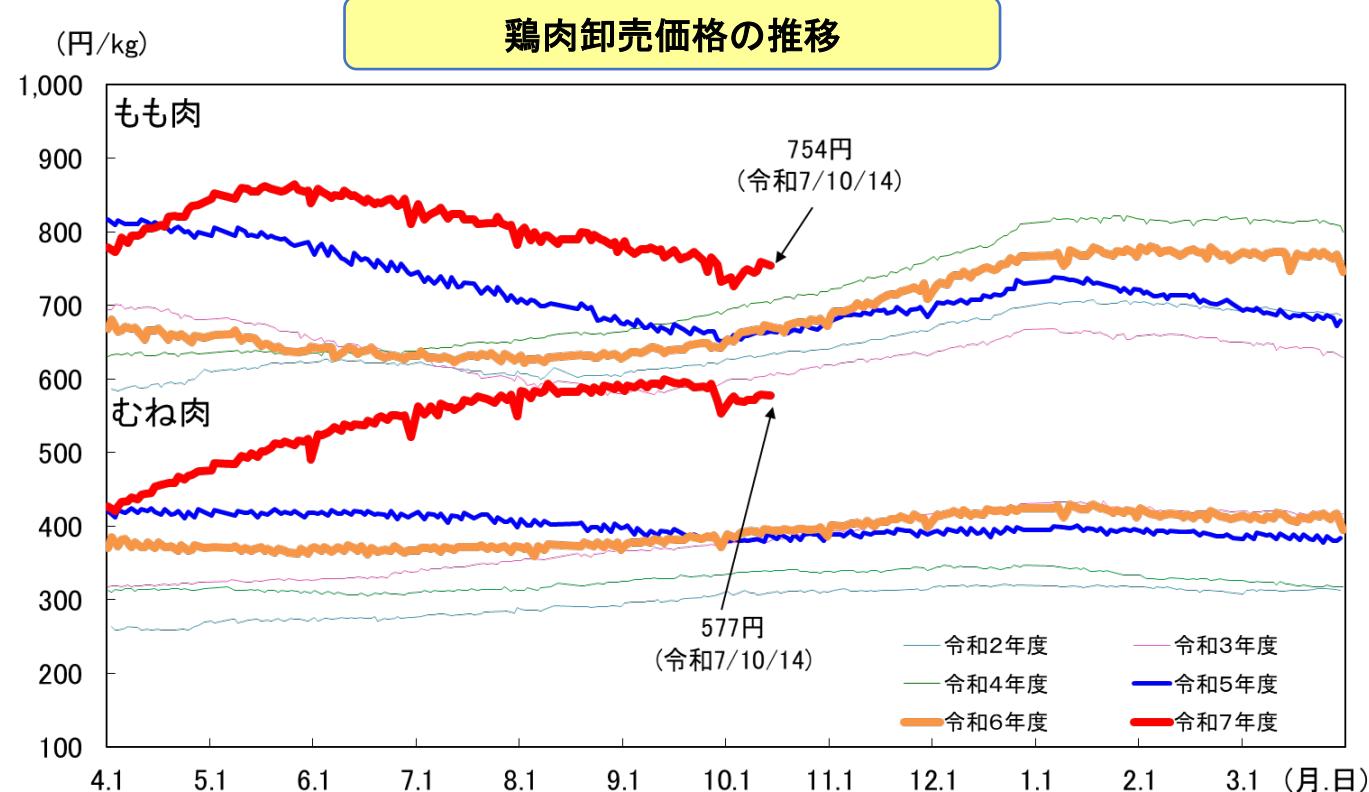


鶏肉調製品



鶏肉卸売価格の推移

- 令和4年度は、もも肉は需要が安定期に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を大きく上回る水準で推移。
- 令和5年度は、令和4年度と同様の状況が続いたものの高値疲れもあり、もも肉およびむね肉の価格は下落傾向で推移したが、例年を上回る水準で推移。
- 令和6年度は、節約志向の高まり等により、鶏肉の需要は堅調であり、もも肉、むね肉ともに例年を上回る水準で推移。
- 令和7年度は、堅調な需要を背景に例年を上回る水準で推移。



鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移しているものの、大規模層は増加傾向で推移。
- 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移。

| 区分／年 | 26 | 28 | 29 | 30 | 31 | 令和3 | 4 | 5 | 6 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 飼養戸数(戸) | 2,380 | 2,360 | 2,310 | 2,260 | 2,250 | 2,160 | 2,100 | 2,100 | 2,050 |
| (対前年増減率)(%) | (▲1.7) | (▲0.8) | (▲2.1) | (▲2.2) | (▲0.4) | (▲4.0) | (▲2.8) | (0.0) | (▲2.4) |
| 飼養羽数(千羽) | 135,747 | 134,395 | 134,923 | 138,776 | 138,228 | 139,658 | 139,230 | 141,463 | 144,859 |
| (対前年増減率)(%) | (3.1) | (▲1.0) | (0.4) | (2.9) | (▲0.4) | (1.0) | (▲0.3) | (1.6) | (2.4) |
| 出荷戸数(戸) | 2,410 | 2,360 | 2,320 | 2,270 | 2,260 | 2,190 | 2,150 | 2,120 | 2,100 |
| うち50万羽以上層(戸) | 230 | 266 | 268 | 272 | 282 | 298 | 313 | 277 | 312 |
| 戸数シェア(%) | (9.5) | (11.3) | (11.6) | (12.0) | (12.5) | (13.7) | (14.6) | (13.1) | (14.9) |
| 出荷羽数(千羽) | 652,441 | 667,438 | 677,713 | 689,280 | 695,335 | 713,834 | 719,186 | 720,878 | 731,847 |
| うち50万羽以上層(千羽) | 270,971 | 294,138 | 296,577 | 312,229 | 321,553 | 343,025 | 355,116 | 350,874 | 387,559 |
| 羽数シェア(%) | (41.5) | (44.1) | (43.8) | (45.3) | (46.2) | (48.1) | (49.4) | (48.7) | (53.0) |
| 一戸当たり平均飼養羽数(千羽) | 57.0 | 56.9 | 58.4 | 61.4 | 61.4 | 64.7 | 66.3 | 67.4 | 70.7 |
| 一戸当たり平均出荷羽数(千羽) | 270.7 | 282.8 | 292.1 | 303.6 | 307.7 | 326.0 | 334.5 | 340.0 | 348.5 |

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2:平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

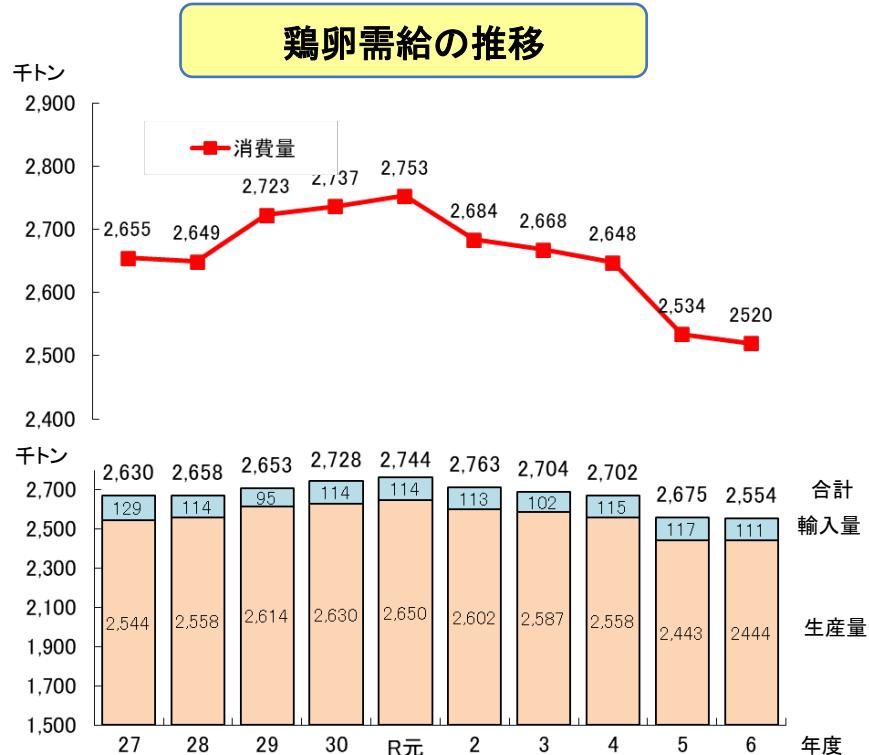
3:2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

鵝卵關係

鶏卵の需給動向

- 消費量は平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による需要の減少や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による供給の減少により、それぞれ前年度を下回って推移。
- 生産量は、平成26年度以降概ね安定的に推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生により、それぞれ前年度を下回って推移。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

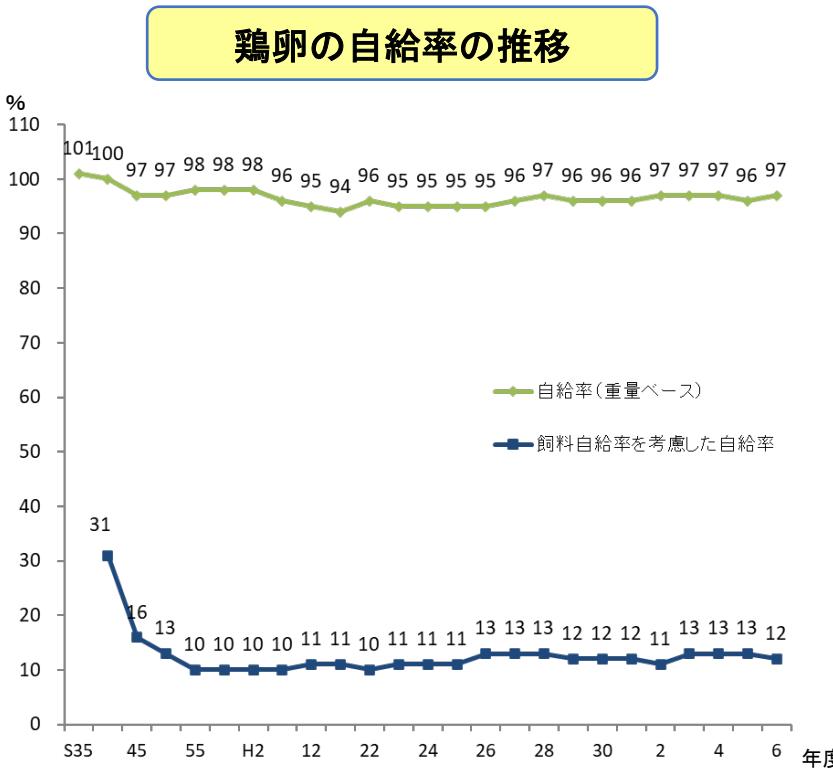


資料:農林水産省「食料需給表」

注1:R6年度は概算値。

2:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量」により推計。

3:輸入量は殻付き換算。

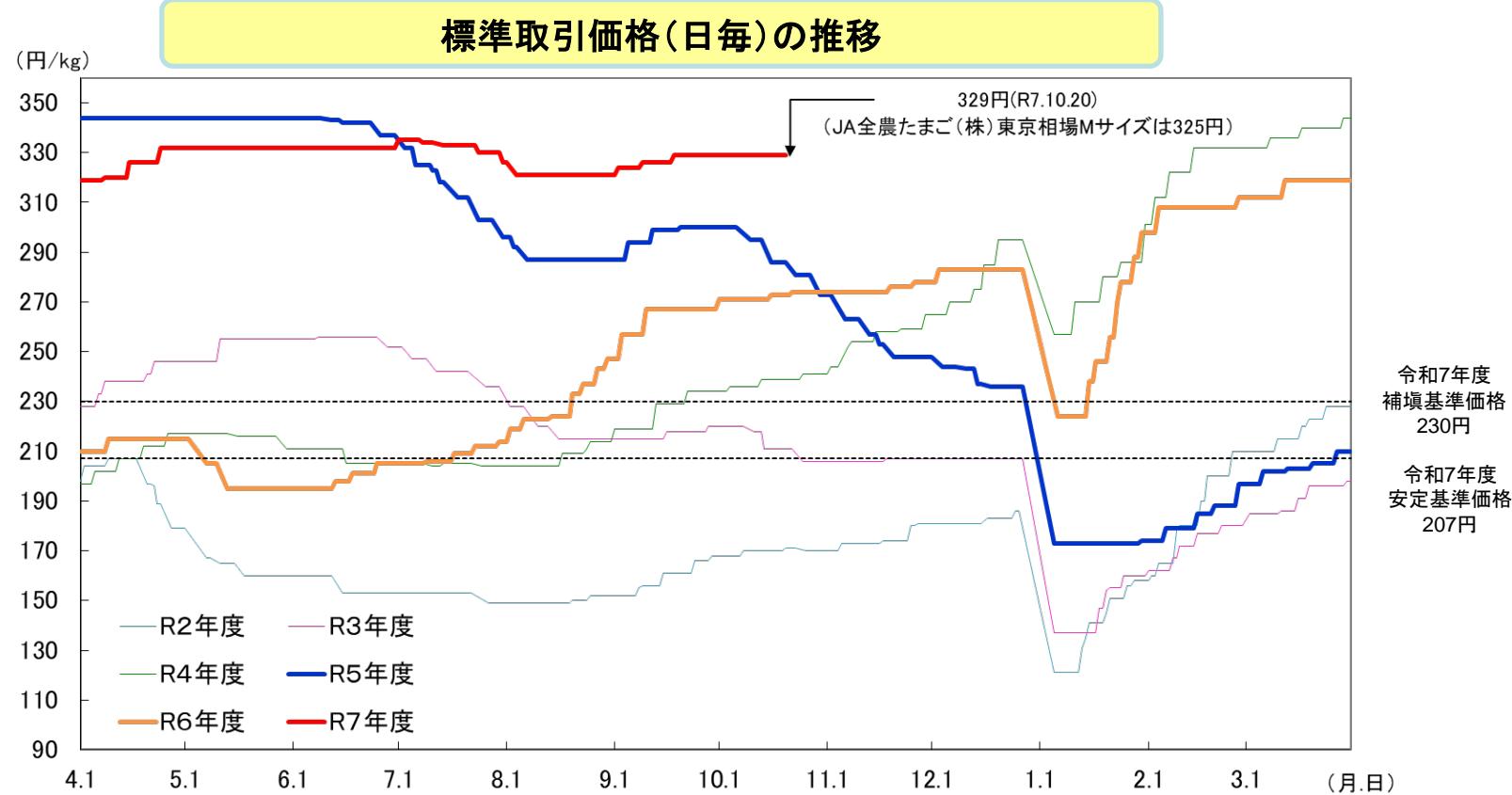


資料:農林水産省「食料需給表」

注:R6年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和7年度は、前年度の鳥インフルエンザの影響により、例年よりも高い水準で推移していたが、鳥インフルエンザの発生農場における再導入が徐々に進んでいること等により、7、8月は下落したが、9月以降は、外食での月見需要等により再び上昇。なお、年末は需要が高まる時期であることから、年内は高い水準が継続する見通し。



資料:一般社団法人 日本養鶏協会

注:標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- 成鶏めす飼養羽数は令和3年以降減少傾向で推移していたが、令和6年はわずかに増加。
- 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

| 区分／年 | 平成26 | 28 | 29 | 30 | 31 | 令和3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 飼養戸数(戸) | 2,560 | 2,440 | 2,350 | 2,200 | 2,120 | 1,880 | 1,810 | 1,690 | 1,640 |
| (対前年増減率) (%) | (▲3.4) | (▲4.7) | (▲3.7) | (▲6.4) | (▲3.6) | (▲11.3) | (▲3.7) | (▲6.6) | (▲3.0) |
| うち成鶏めす10万羽以上層(戸) | 324 | 347 | 340 | 332 | 329 | 334 | 334 | 306 | 313 |
| 戸数シェア (%) | (14.0) | (15.7) | (16.1) | (16.7) | (17.1) | (19.6) | (20.5) | (20.1) | (21.3) |
| 成鶏めす飼養羽数(千羽) | 133,506 | 134,569 | 136,101 | 139,036 | 141,792 | 140,697 | 137,291 | 128,579 | 129,729 |
| (対前年増減率) (%) | (0.3) | (0.8) | (1.1) | (2.2) | (2.0) | (▲0.8) | (▲2.4) | (▲6.3) | (0.9) |
| うち10万羽以上層(千羽) | 93,476 | 99,395 | 101,048 | 104,515 | 107,734 | 112,535 | 109,002 | 102,908 | 105,162 |
| 羽数シェア (%) | (70.0) | (73.9) | (74.3) | (75.2) | (76.0) | (80.0) | (79.4) | (80.1) | (81.1) |
| 一戸当たり平均 成鶏めす飼養羽数(千羽) | 52.2 | 55.2 | 57.9 | 63.2 | 66.9 | 74.8 | 75.9 | 76.1 | 79.1 |

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

[2. の事業への協力金の拠出が要件]

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

<奨励金単価（）内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間 60日以上～90日未満 210円/羽 (310円/羽)
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽 (620円/羽)
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽 (930円/羽)
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。

(1及び2の事業)

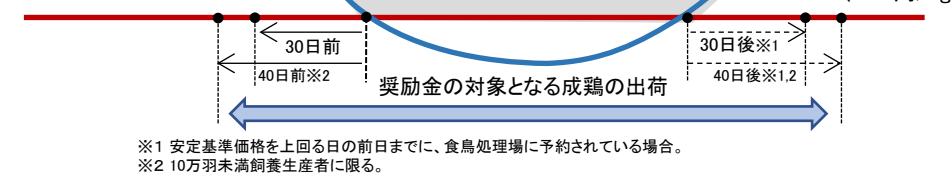
[価格]

標準取引価格

令和7年度
補填基準価格
(230円/kg)

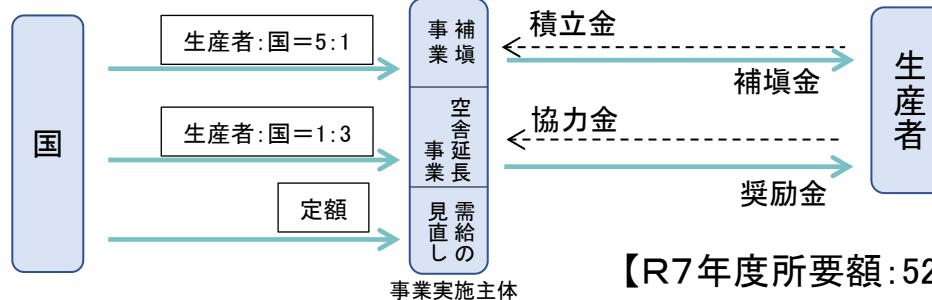
令和7年度
安定基準価格
(207円/kg)

差額の9割を補填



※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

※2 10万羽未満飼養生産者に限る。



【R7年度所要額: 52億円】

令和7年度補填金単価(単位:円/kg)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補填金 単価 | 0.000 (6.831) | 0.000 (18.000) | 0.000 (18.000) | 0.000 (11.943) | 0.000 (0.000) | 0.000 (0.000) | (0.000) | (0.000) | (0.000) | (0.000) | (0.000) | (0.000) |

()内は令和6年度実績。

飼料關係

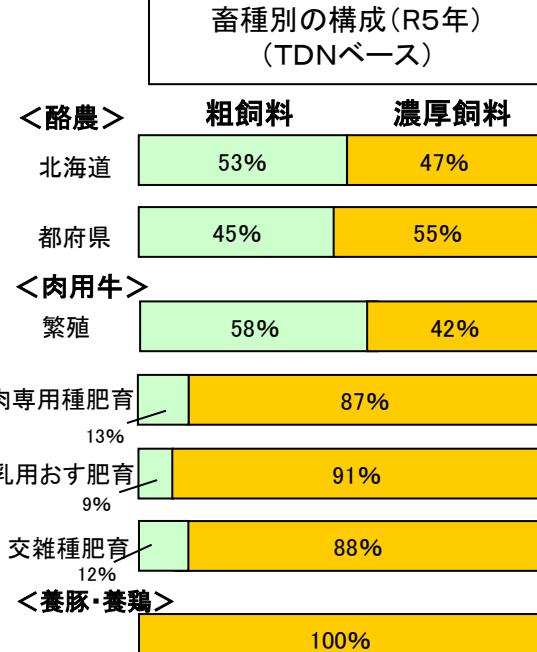
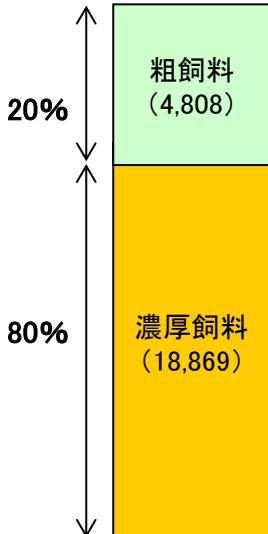
畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和6年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~6割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

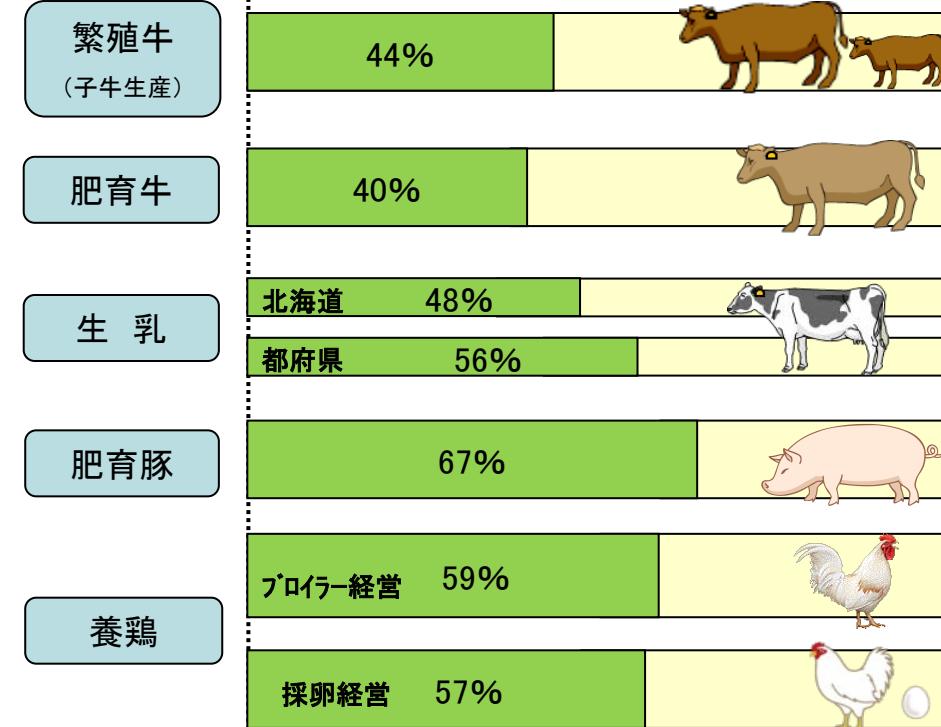
注:TDN(Total Digestible Nutrients):家畜が消化できる養分の総量。
カロリーに近い概念。1TDNkg=4.41Mcal

R6年度供給量(概算)
23,677千TDNトン



農林水産省「令和6年度飼料需給表(概算)」 農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」より試算

経営コストに占める飼料費の割合(R5年)



資料:農林水産省「令和5年畜産物生産費統計(確報)」および
「令和5年畜産物生産費統計(確報)」

注1:繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり
生乳は実搾乳量100kg当たり、養鶏は1経営体当たり

飼料自給率の現状と目標

- 令和6年度(概算)の飼料自給率は、前年度から1ポイント低い26%となった。
- 令和7年4月に策定された食料・農業・農村基本計画において、令和12年度の飼料自給率目標を28%と設定している。

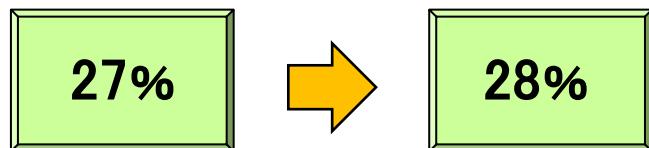
近年の飼料自給率の推移

| 年度 | H17 | H22 | H27 | H29 | H30 | R元 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全 体 | 25% | 25% | 28% | 26% | 25% | 25% | 25% | 26% | 26% | 27% | 26% |

資料:農林水産省「令和6年度飼料需給表(概算)」

食料・農業・農村基本計画における 飼料自給率の現状と目標

[令和5年度概算(基準年)] [令和12年度目標]



資料:農林水産省「食料・農業・農村基本計画(令和7年策定)」

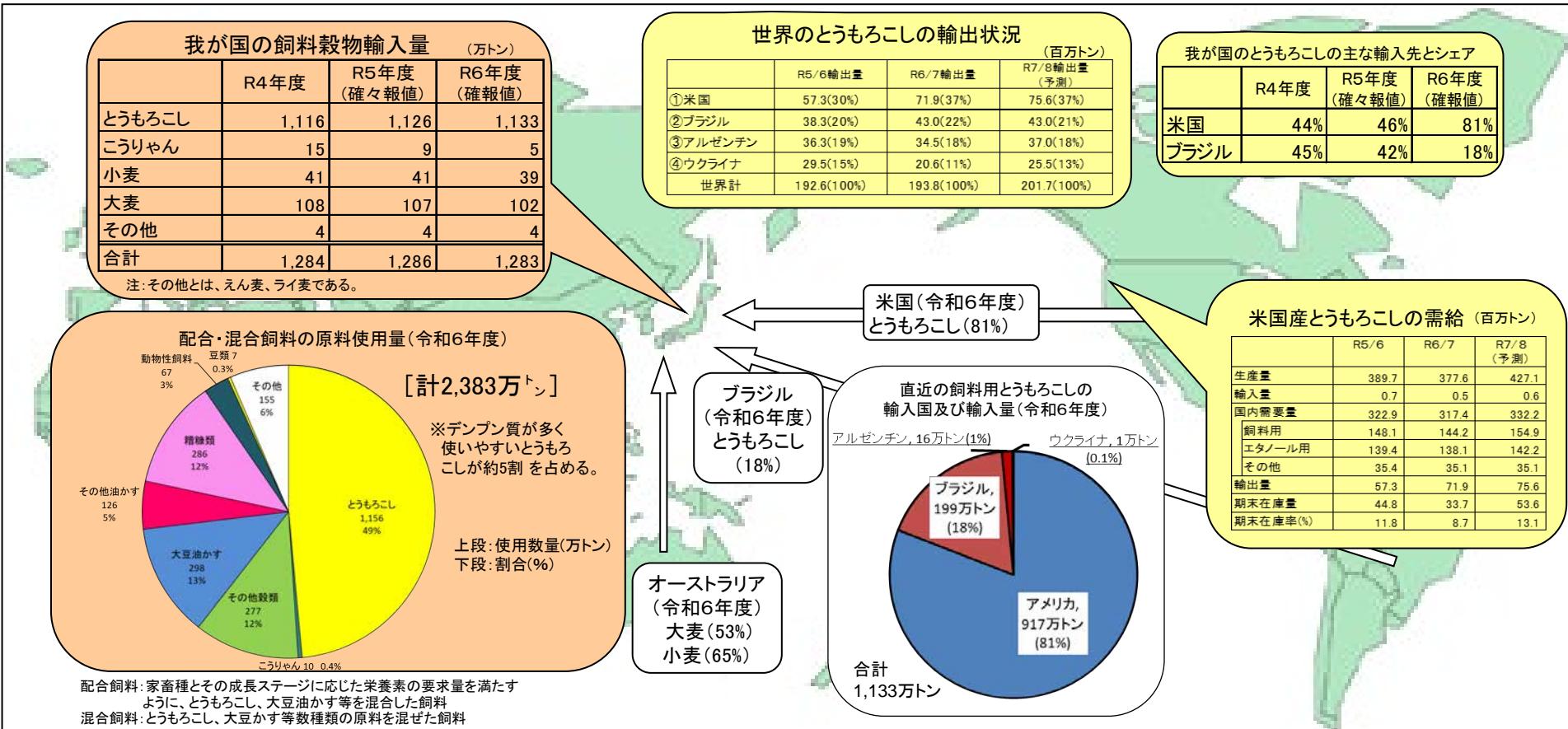
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針における 国産飼料の生産・利用の拡大に向けた取組の方向性

飼料生産も含めた地域計画のブラッシュアップを図りつつ、
国産飼料の生産・利用を拡大していくために、以下の取組を強力に推進。

- 飼料生産組織の運営強化
- 草地基盤整備の着実な実施
- 労働生産性や単収の面で有利な飼料作物の作付拡大
- 飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- 耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、
効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- スマート農業技術の開発・普及
- 飼養管理の省力化等につながる放牧の更なる活用や公共牧場の
有効活用の推進

近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン弱で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。



資料:財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (Sep 12, 2025)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注:米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

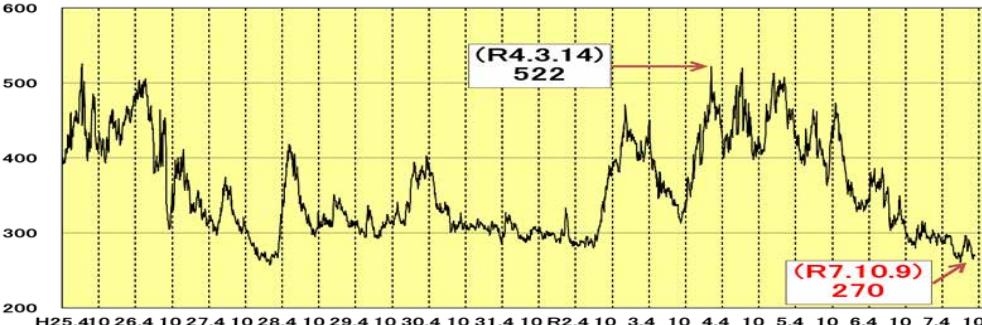
- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシュルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和7年10月現在は4ドル/ブッシュル台前半まで下落。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和7年10月現在は200ドル/ショートン台後半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和7年10月現在は50ドル/トン程度で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和7年10月現在は150円/ドル程度で推移。

<とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)>



注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ブッシュル=25.4kg

<大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)>



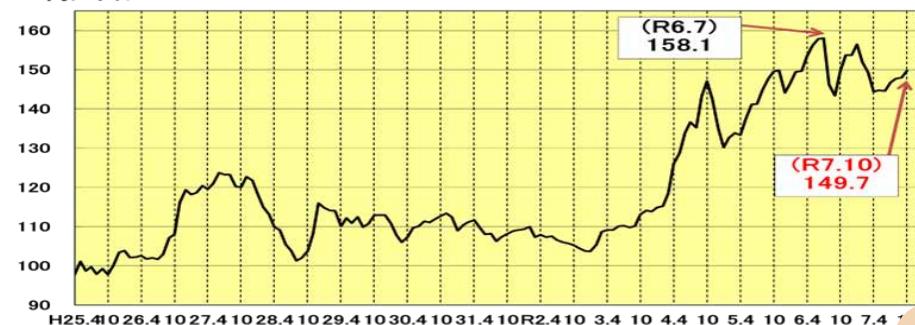
注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ショートトン=907.2kg

<海上運賃の推移(ガルフ～日本)>



注:月平均値である。(令和7年10月の値は第1週までの平均値)

<為替相場の推移>

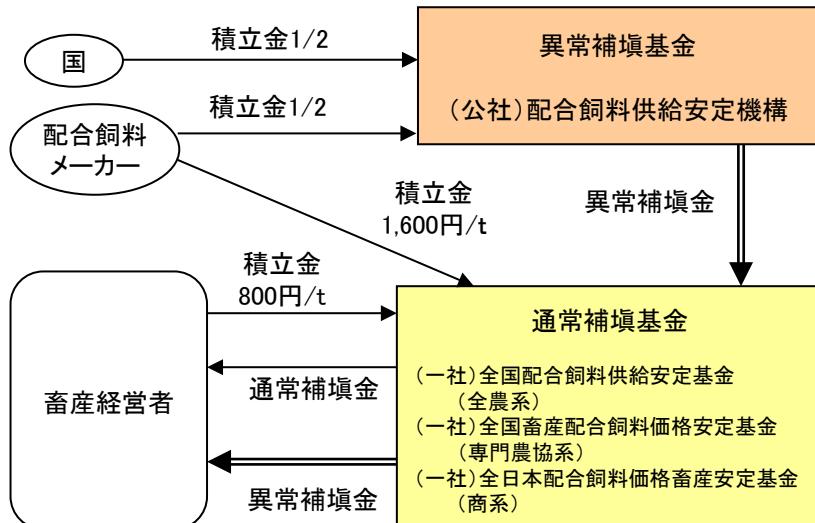


注:日々の中心値の月平均である。(令和7年10月の値は9日までの平均値)

配合飼料価格安定制度の概要

- ・ 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- ・ 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- ・ 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1~3月)まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- ・ この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- ・ 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)に緊急補填が発動。

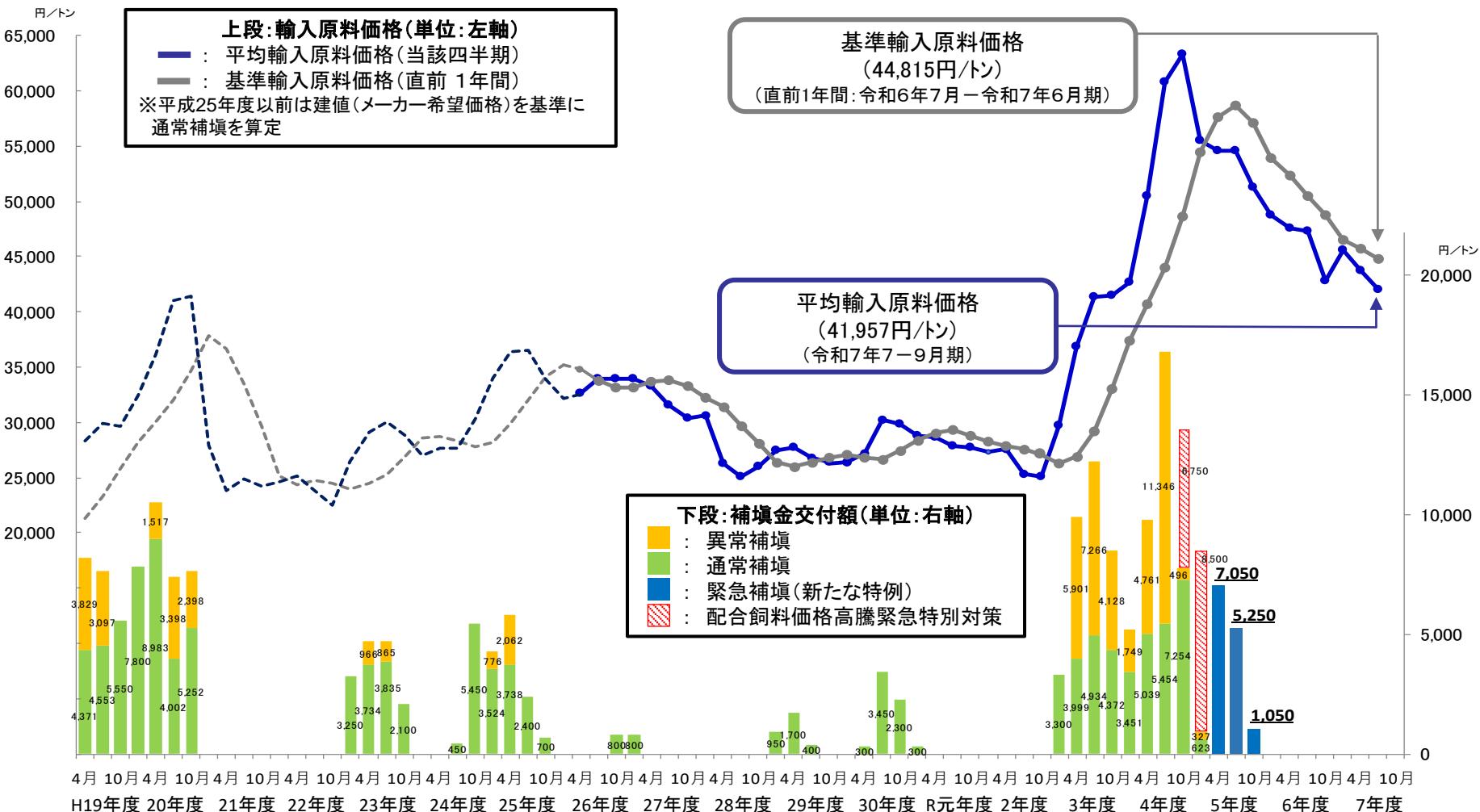
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

| | |
|--|---|
| 異常補填基金 国とメーカーが 1/2ずつ拠出 | <ul style="list-style-type: none">当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均と比べ115%を超えた場合 |
| 通常補填基金 生産者(800円/t)と 飼料メーカー(1,600円/t) が拠出 | <ul style="list-style-type: none">当該四半期の輸入原料価格が、直前1か年(直前4四半期)の平均を上回った場合 |

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりやん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出

注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国:民間=2:3)を実施。

注5: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間160万～200万トン程度で推移。令和6年度の輸入先については、米国が6割、豪州が2割、カナダが1割と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、54.5円/kg(令和7年8月現在)。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格(通関価格)は令和4年11月をピークに高騰、その後下落している。

上段:輸入量(千トン)
下段:輸入シェア(%)

乾牧草の国別輸入量の推移

| 年 度 | 米国 | 豪州 | カナダ | その他のうちロシア | 合計(前年比) | |
|-----------------------|-----------------|---------------|--------------|-------------|---------------|-----------------|
| | | | | | (%) | (%) |
| H28 | 1,364 (73.1) | 367 (19.6) | 106 (5.7) | 29 (1.6) | 1,866 | (102%) |
| H29 | 1,362 (70.3) | 400 (20.6) | 142 (7.3) | 34 (1.8) | 0.05 (0.0) | 1,938 (104%) |
| H30 | 1,394 (68.3) | 455 (22.3) | 146 (7.2) | 44 (2.2) | 2.85 (0.1) | 2,039 (105%) |
| R1 | 1,440 (71.3) | 403 (19.9) | 130 (6.4) | 48 (2.4) | | 2,021 (99%) |
| R2 | 1,413 (69.8) | 402 (19.9) | 156 (7.7) | 54 (2.7) | 0.05 (0.0) | 2,026 (100%) |
| R3 | 1,340 (64.1) | 489 (23.4) | 191 (9.1) | 71 (3.4) | 0.39 (0.0) | 2,091 (103%) |
| R4 | 1,172 (60.9) | 489 (25.4) | 177 (9.2) | 86 (4.5) | 0.02 (0.0) | 1,925 (92%) |
| R5 (確々報値) | 994 (59.9) | 447 (26.9) | 156 (9.4) | 62 (3.7) | | 1,659 (86%) |
| R6 (確報値) | 1,049 (62.2) | 399 (23.7) | 162 (9.6) | 76 (4.5) | | 1,687 (102%) |
| R7 (4~8月) (速報値) | 465 (60.5) | 175 (22.8) | 89 (11.6) | 39 (5.1) | | 768 (104%) |

資料:財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

乾牧草の輸入価格(通関価格)



為替相場の推移

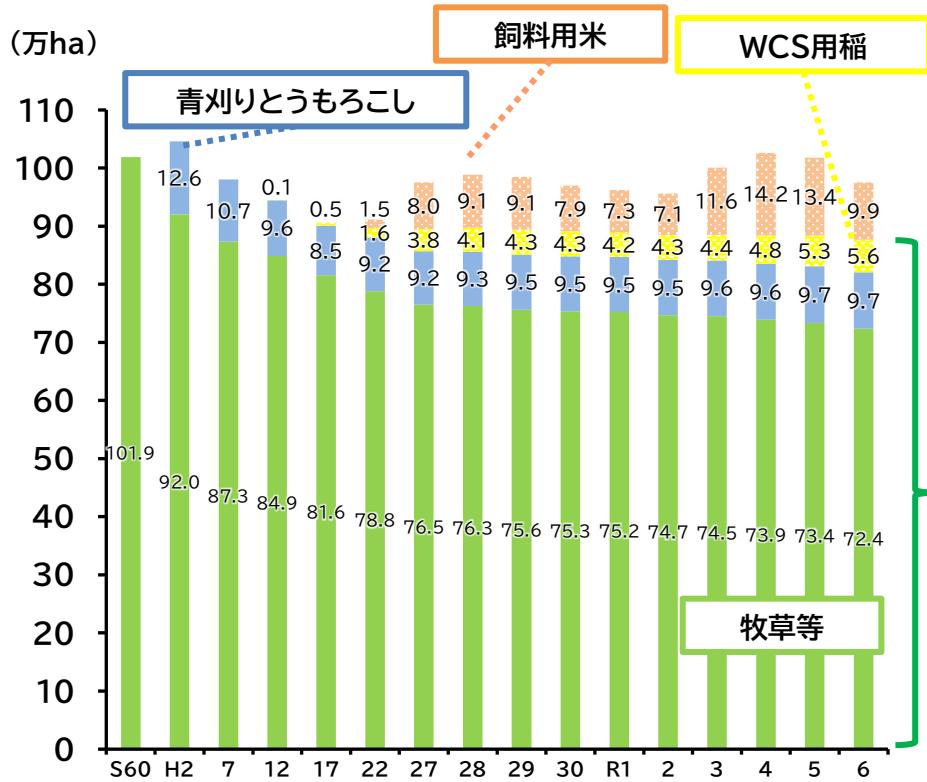


注:日々の中心値の月平均である。

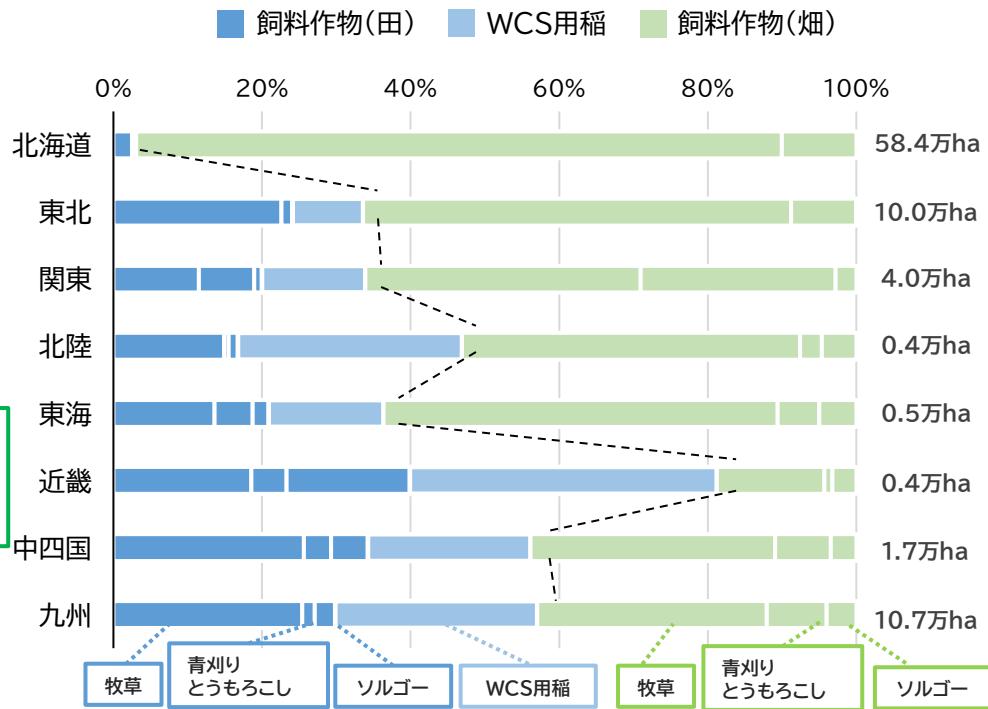
飼料生産の現状(農地)

- 作付面積は、牧草や青刈りとうもろこしは減少傾向であるものの、H27年以降の飼料用米やWCS用稻の作付拡大等から、近年は横ばいで推移。
- 飼料用米は、主食用米の需給等に応じて作付面積は増減。一方、WCS用稻は徐々に増加。
- 飼料生産は地域の環境に合わせて行われており、特に都府県では水田での飼料生産の占める割合が高い。

全国の飼料作物作付面積の推移



地域別飼料作物の作付割合(田畠別)



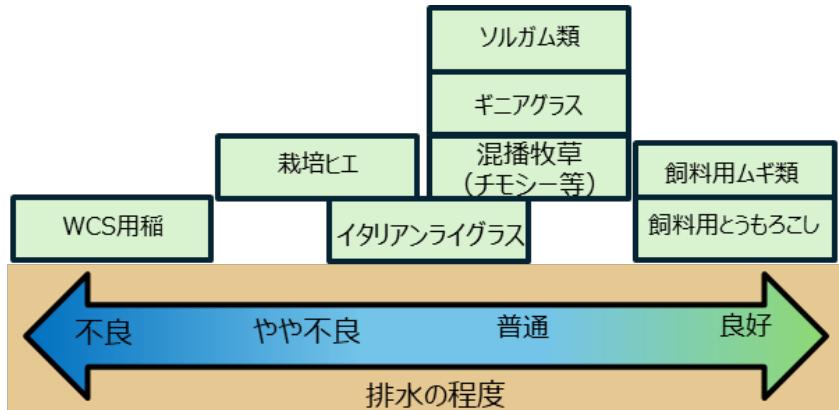
資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

資料:農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

飼料生産の現状(作物特性と土地条件)

- とうもろこしは作物の中でも耐湿性が低いため、水田で栽培する場合は、排水対策を行う必要がある。水田で作付けを行う場合に比べ、水田を畠地化して作付けを行った場合には単収は約2倍となる。
- 青刈りとうもろこしの単収は温暖化や優良品種の普及により、年々増加傾向にある。一方、栽培にあたっては台風等による倒伏のリスクがあり、またクマ等による食害の報告例もあり、獣害対策も重要。

主な作物の耐湿性の違い



出典:「草地管理指標—飼料作物生産利用技術編—平成13年10月」を一部編集

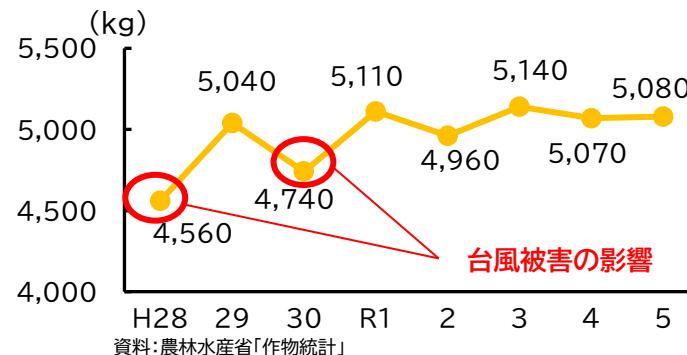
資料:農研機構畜産研究部門 森田聰一郎
「水田転作における子実用トウモロコシ栽培に向けて」より引用・飼料課加工

| | 単収 (kg/10a) |
|-------|----------------|
| 初年度 | 2,743 |
| 5年後以降 | 5,080 |

畠地化により
単収が約2倍

資料:日本草地学会誌24:118-122、農林水産省「作物統計」等から畜産局飼料課推計

青刈りとうもろこしの10a当たりの収量



栽培上の課題



台風による倒伏



イノシシ被害



クマによる被害
(電気牧柵を敷設済)

飼料生産の現状(労働力)

- 畜産農家等から、播種や収穫など飼料の生産作業を受託する外部支援組織であるコントラクター等(※)は、高性能機械の活用や専門技術者による作業等を通じて、飼料生産作業の効率化に貢献。
- コントラクター等では、「機械の更新・追加」、「オペレーターの確保」、「受託料や販売価格の値上げ」に課題を抱える組織が多い。
- 「機械の更新・追加」等の投資には、経営の安定化が不可欠。経営安定のための一つのポイントになりうる複数年契約をしている組織は全体の約3割。

(※:契約に基づく粗飼料生産・販売のみを行う組織も含む。(以下、コントラクター等))

コントラクター組織数の推移、地域別組織数(R6)

○コントラクター等の組織数(※)は、令和6年には966組織に増加。北海道が2割強、九州及び東北が2割弱を占める。

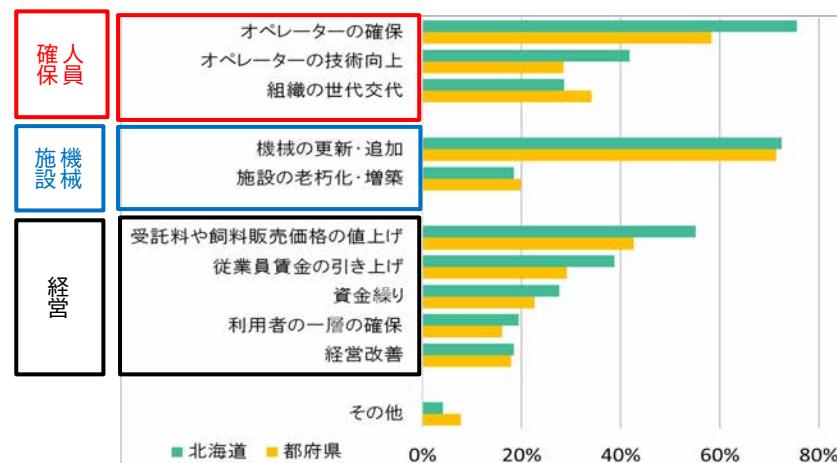
| | H20 | H25 | H30 | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全国 | 522 | 581 | 826 | 828 | 852 | 966 |

※ 事業への申請や問い合わせを通じて、把握できている組織。R6では、直近の補助事業で採択した組織を追加した結果、前年より数が大きくなつたが、R5年以前から活動していた組織も多数含まれる。

《地域別組織数(R6年)》

| 北海道 | 東北 | 関東 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中四国 | 九州 | 沖縄 |
|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|
| 228 | 178 | 150 | 35 | 51 | 18 | 116 | 185 | 5 |

コントラクター等の組織運営上の課題(R6)



回答組織: 602組織(北海道98、都府県504)。データは回答組織数に占める割合。
複数回答あり
資料: 農林水産省畜産局飼料課調べ

地域計画の策定を通じた飼料産地づくり

- 限られた担い手の中で農地を有効活用するためには、耕種農家を含めて地域一体となって飼料産地づくりに取り組むことが有効。将来の農地の担い手等を定める「地域計画」の協議に畜産農家も参加し、飼料の需要を地域で共有することが重要。
- 飼料生産組織が話し合いに参加している地域においては、10年後の経営作物に飼料作物が明確に位置づけられている傾向。労働生産性や単収の面で有利な飼料作物の作付けについて話し合っていくことが地域の将来像を描く上でも重要。

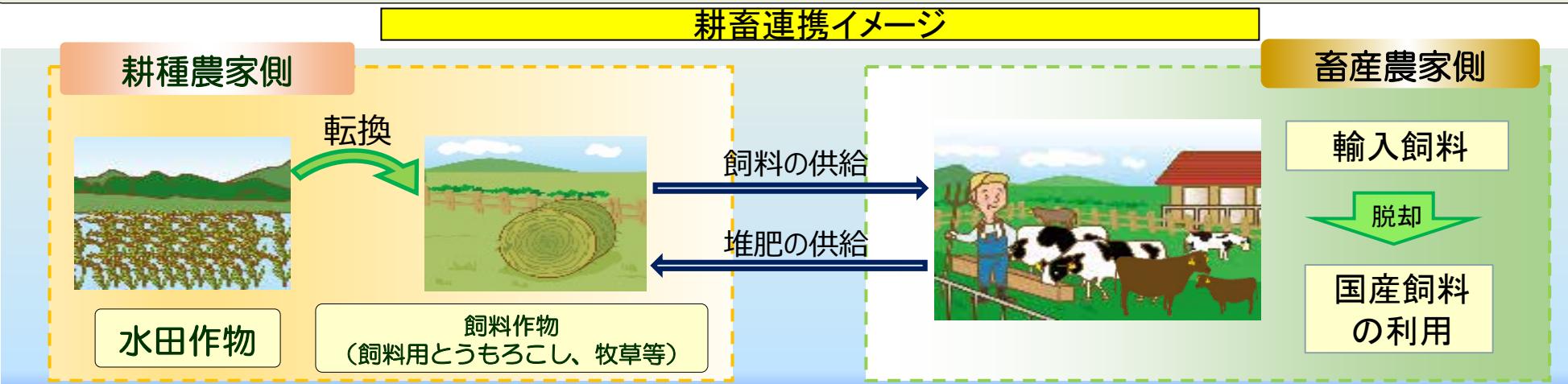
飼料生産を含めた地域計画の事例

畜産農家やコントラクター等の飼料生産者組織も積極的に協議に参加し、畜産農家側の需要を明らかにしながら、地域計画に飼料生産を位置づけていくことが重要。

| | 地域計画のポイント | 飼料生産の状況 | 策定の工夫 |
|--------|---|---|---|
| 青森県東北町 | <ul style="list-style-type: none">✓ サービス事業者として地域の飼料生産組織を位置付け、耕畜連携として将来的に取り組む内容を詳細に記述 | <ul style="list-style-type: none">✓ 複数のコントラクターやTMRセンターが畜産農家の飼料生産を実施✓ 農協を核として、地域内で稻WCSのマッチングを実施 | <ul style="list-style-type: none">✓ 畜産農家も話し合いに参加✓ 地域計画の策定を通じて地域の課題、飼料の需給状況を共有 |
| 鳥取県大山町 | <ul style="list-style-type: none">✓ 青刈りとうもろこしや稻WCSの生産拡大や堆肥センターの活用促進を記載✓ 畜産農家等による飼料生産を明確に位置づけ | <ul style="list-style-type: none">✓ 酪農家による自給飼料生産が中心✓ 稲WCSは県・町・酪農・畜産農家が連携して生産 | <ul style="list-style-type: none">✓ 畜産農家も含めて、一件ずつ個別に働きかけを行い、協議の場には耕畜合わせて250名ほどが集まる✓ 7つのブロックに分けて協議を行い、地域の将来を詳細に議論 |
| 宮崎県串間市 | <ul style="list-style-type: none">✓ コントラクターが農地の受け手となり、飼料生産を実施 | <ul style="list-style-type: none">✓ コントラクターが畜産農家の需要を把握し、地域の農地を引き受け品質の良い飼料を生産✓ 畑地での牧草生産も実施 | <ul style="list-style-type: none">✓ コントラクターが中心となり、飼料生産を進めていく意向を地域で再確認✓ コントラクターや飼料生産を行う農家も位置付けた目標地図を作成 |

耕畜連携の推進による飼料の国産化

- 飼肥料の高い海外依存からの脱却、農地の維持・農業従事者の確保等の課題に対応し、畜産物の持続的な生産を実現するため、国産飼料の安定的な生産・供給体制の確立、粗放的管理が可能な飼料作物の導入を通じた農地の有効利用・改善等が必要
- このため、地域において、耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取組、すなわち「耕畜連携」を推進して、持続的な国産飼料作物の生産・利用の拡大が不可欠



耕畜連携の推進において必要となる取組

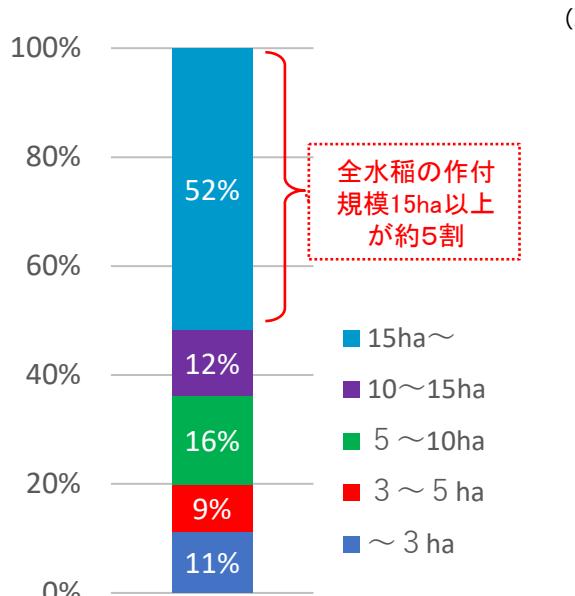
- 飼料作物生産のために必要な農地の確保（輪作・裏作での飼料作物の導入、畑地化後の飼料作物の本作化、耕作放棄地の活用）
- 効率的かつ安定的な飼料生産体制の構築・飼料作物の品質確保（専用機械・人員の確保、技術の習得等）
- 生産した飼料作物の持続的な取引先(耕種農家・畜産農家・飼料製造販売業者)の確保（長期の利用・供給契約の確保、マッチングの推進）
- 家畜排せつ物の適切な堆肥化（堆肥の高品質化・ペレット化）
- 堆肥の有効かつ適切な利用（施肥技術の普及）

耕種農家と畜産農家が連携して、省力的な国産飼料の生産・利用を拡大するための仕組みづくりが必要。

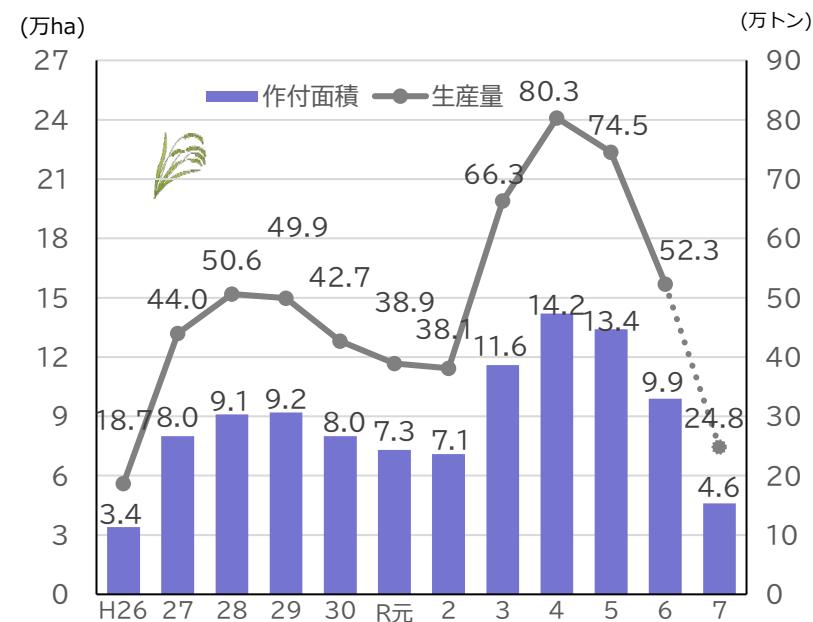
飼料生産の現状(飼料用米)

- 主食用米と作期の異なる飼料用米を作付けすることで作業ピークを分散できる等のメリットもあり、飼料用米は、経営規模15ha以上の大規模の耕種農家による生産が、全体の約5割を占める。
- 飼料用米の作付面積は主食用米等の需給事情に応じて増減。主食用米の価格高騰の影響等により、令和7年の作付面積は前年から半減。
- 米の特性を生かして畜産物の差別化を図っている畜産農家の中には、必要量が確保できず飼料設計の見直しや取引先との交渉などの対応に苦慮しているとの声もある。

飼料用米生産者の経営規模(全水稻の作付面積)別分布状況(令和6年産)



飼料用米の作付面積と生産量の推移



資料：農林水産省調べ

資料：農林水産省「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」
※令和7年の生産量については認定計画ベースであり、作柄等が反映された実績ベースではない。

飼料用米を活用した養豚の事例

A株式会社（東北地方）

- ・湿田等の条件不利水田で堆肥を活用して資源循環型の飼料用米生産を推進
- ・飼料用米を15%配合した飼料を給与し、ブランド豚として販売
- ・飼料用米作付面積は平成19年の10.6haから令和6年には130.5haに拡大
- ・令和7年は107haと対前年18%減に留まる

B有限会社（関東地方）

- ・生産調整への対応に苦慮していた地元の自治体と連携し、耕畜それぞれの協議会を設立し、平成20年から飼料用米の生産・利用に取り組む
- ・肥育期飼料に地元の飼料用米を35%以上ブレンドした、ブランド豚として販売
- ・令和7年には飼料用米作付け面積が前年度から約半減したが、MA米の活用等により対応

国産飼料基盤に立脚した畜産への転換

- 畜産経営コストの4~7割程度を飼料費が占めているものの、飼料の多くを輸入に依存している。国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが必要。
- 地域の実情に応じ、青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上、耕畜連携を推進。加えて、飼料生産組織による飼料生産の効率化や、地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定や実現に向けた取組に畜産関係者も参加しながら、計画に飼料生産を位置づけることを通じて、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

○ 飼料増産の推進

- ①青刈りとうもろこし等の省力的で栄養価の高い飼料作物の生産拡大



- ②草地整備や難防除雑草の駆除による生産性向上



- ③草地や耕作放棄地の活用による放牧の推進



連携・
支援

○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

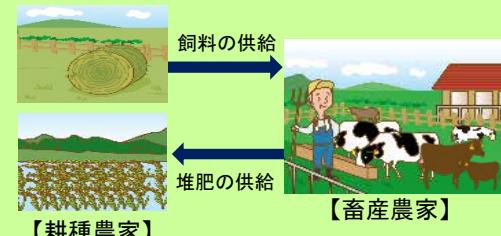
- 作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



連携・
支援

○ 耕畜連携等の推進

- ①耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大



○ 飼料も含めた地域計画の策定

- 「地域計画」の策定に畜産関係者も参加し、将来の農地利用に飼料生産も位置づけ、飼料産地づくりを推進



- ②子実用とうもろこしや稲わら等の生産・利用拡大



※1 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

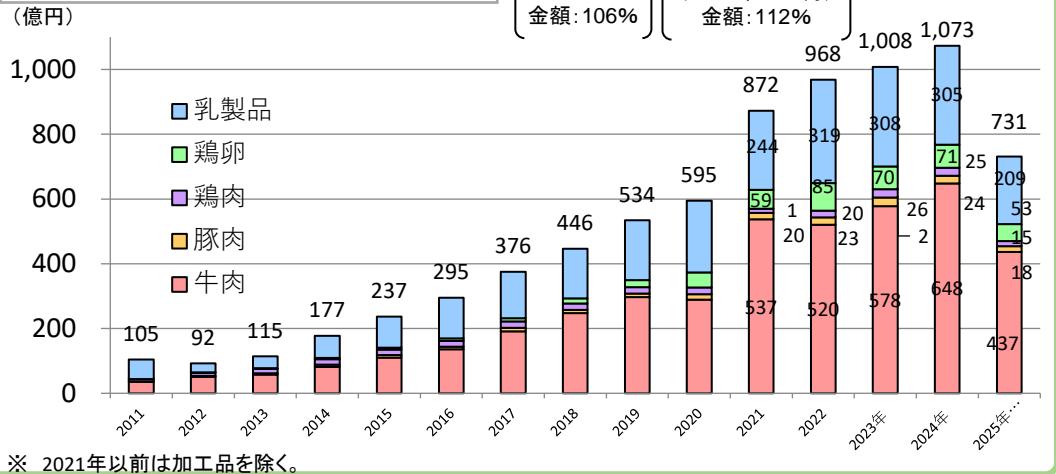
※2 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設

その他

畜産物の輸出について

- 2024年の畜産物の輸出実績は1,073億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の648億円、全体の約60%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となつた輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

2030年輸出目標額

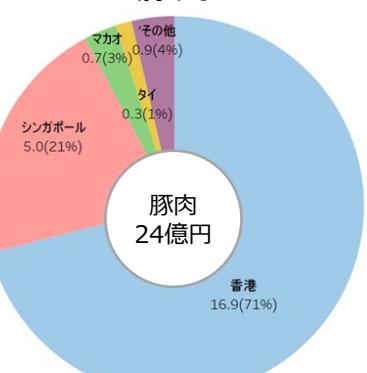
| | | |
|--------|---|---------|
| 牛 肉 | : | 1,132億円 |
| 豚 肉 | : | 52億円 |
| 鶏 肉 | : | 44億円 |
| 鶏 卵 | : | 109億円 |
| 牛乳・乳製品 | : | 883億円 |

品目毎の国・地域別輸出実績(2024年)

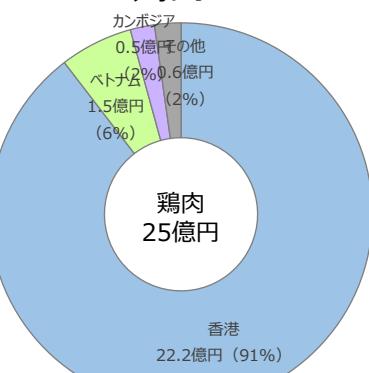
<牛肉>



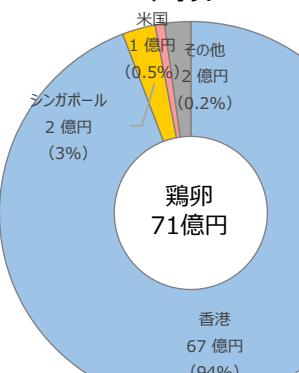
<豚肉>



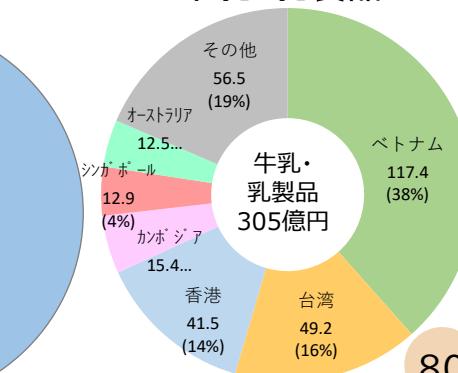
<鶏肉>



<鶏卵>



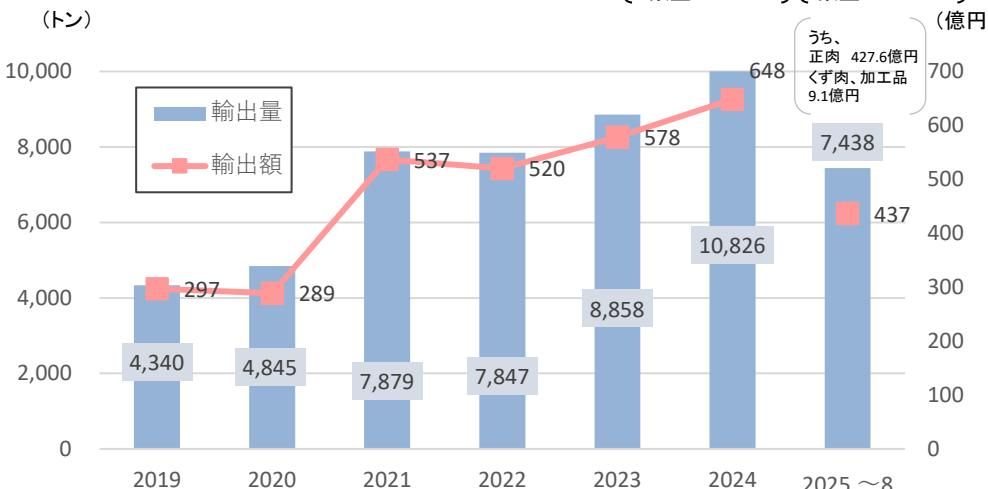
<牛乳・乳製品>



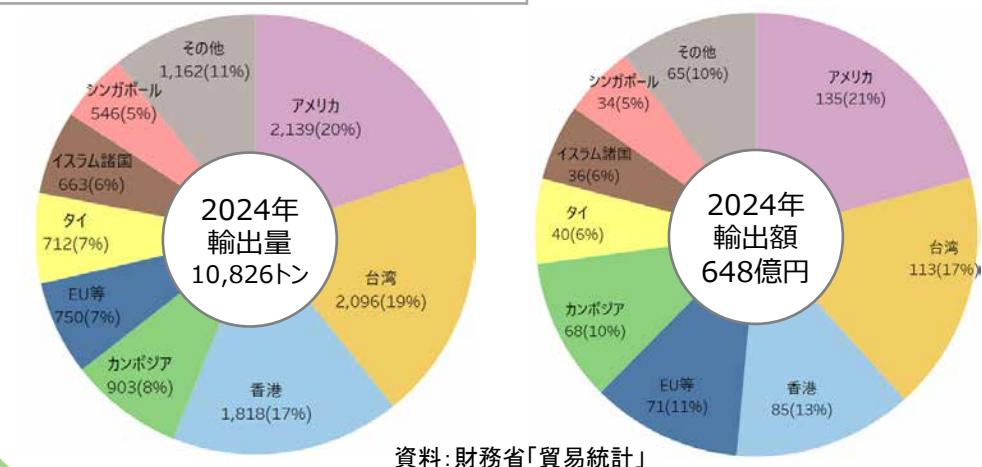
注)中国は、第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ

牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



牛肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:1,132億円

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国、ブルネイ、パラグアイ、ウクライナ

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2025年9月末現在)

| | 香港 | 台湾 | 米国 | シンガポール | EU | タイ | マカオ |
|-----|----|----|----|--------|----|----|-----|
| 施設数 | 15 | 30 | 17 | 21 | 14 | 85 | 79 |

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の規制や市場ニーズに合わせた生産
- 畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 輸出先国の多様化・複雑化するカットオーダーに対応するための省力化機械の導入等の取組
- 和牛肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的プロモーション



豚肉の輸出について

最近の輸出実績※

(トン)

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500

0

■ 輸出量 ■ 輸出額

2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025.~8

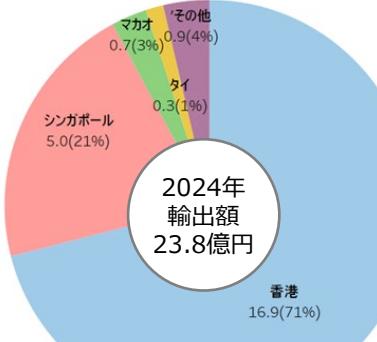
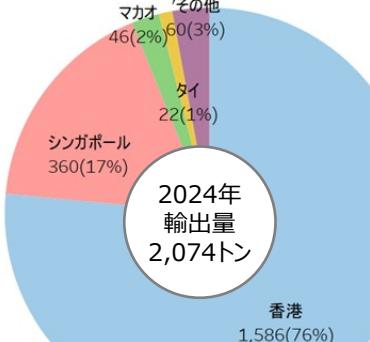
※ 正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

前年比
(2024年)
金額: 89%
数量: 83%

前年同期比
(2025年1~8月)
金額: 125%
数量: 109%

(億円)

豚肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:52億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

<輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

| | 香港 | シンガポール | ベトナム | タイ |
|-----|-----|--------|------|----|
| 施設数 | 113 | 12 | 38 | 5 |

(2025年9月末現在)

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

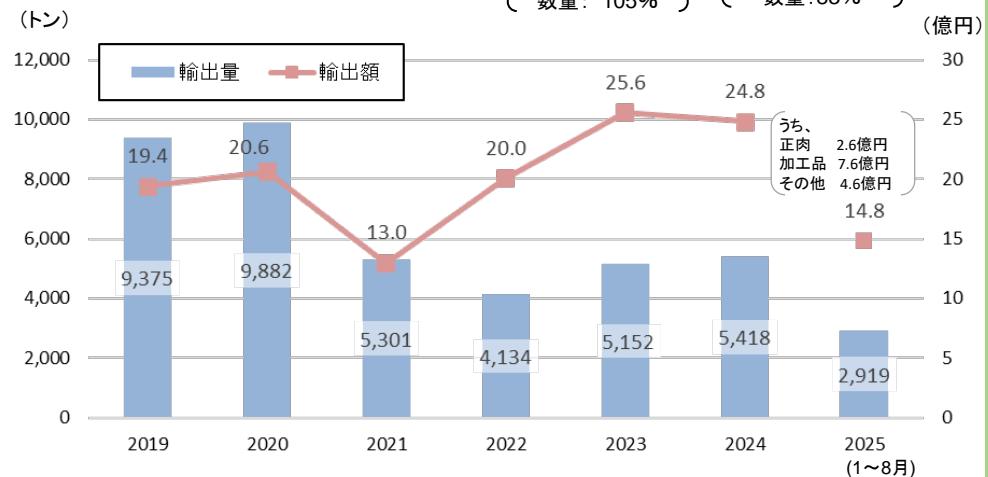
- 畜産農家等・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 日本産豚肉及び豚肉加工品の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



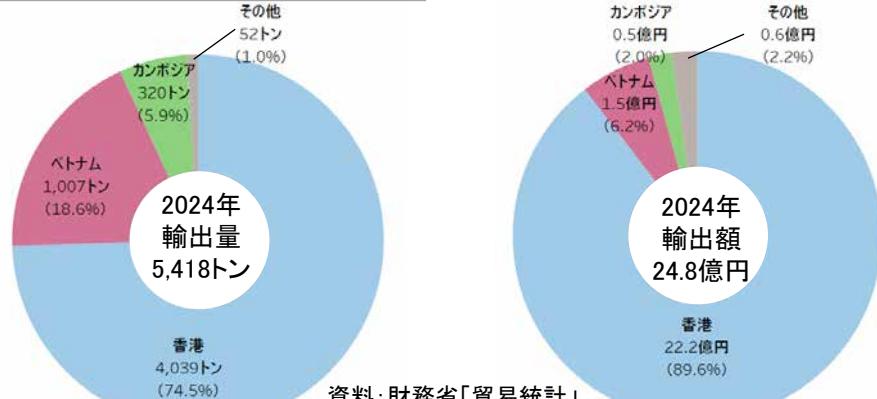
日本豚
JAPANESE PORK

鶏肉の輸出について

最近の輸出実績※



鶏肉の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:44億円

○ 輸出可能国・地域

香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等

○ 輸出解禁協議中の国・地域

中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年9月末現在)

| | 香港 | ベトナム | シンガポール | マカオ |
|-----|----|------|--------|-----|
| 施設数 | 76 | 70 | 2 | 23 |

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 輸出先国が要求する高度な衛生水準への対応した食鳥処理施設の整備
- 日本産鶏肉の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



国産チキン

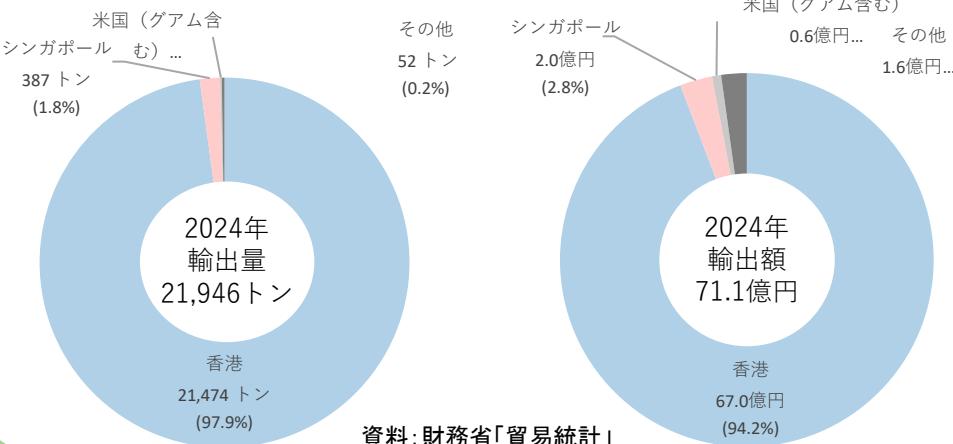
あんしんも、おいしさも。

鶏卵の輸出について

最近の輸出実績※



鶏卵の国・地域別輸出実績



2030年輸出目標:109億円

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2025年9月末現在)

| | 香港 (殻付き卵) | 香港 (卵製品) | シンガポール (殻付き卵) | シンガポール (卵製品) | EU (卵製品) |
|-----|--------------|-------------|------------------|-----------------|-------------|
| 施設数 | 255 | 41 | 17 | 6 | 1 |

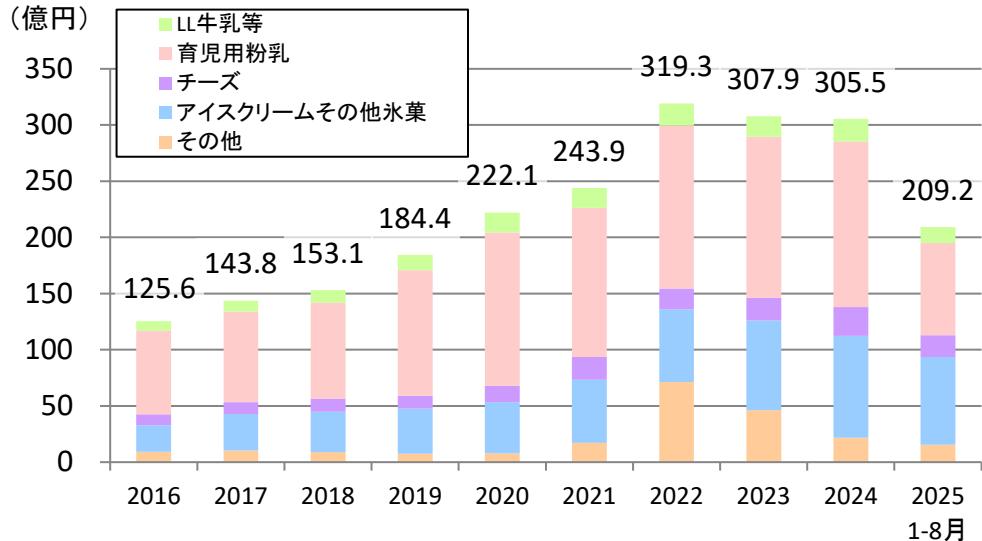
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 日本産鶏卵の認知度向上、現地系商流への参入のための産地やオールジャパンでの戦略的なプロモーション



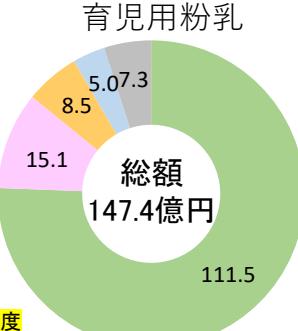
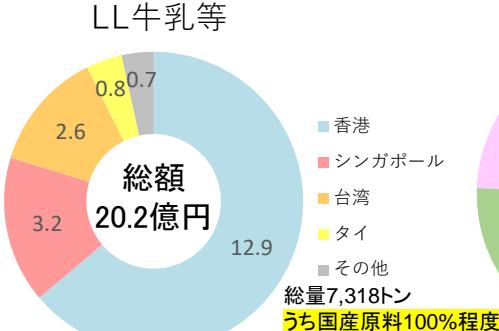
牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

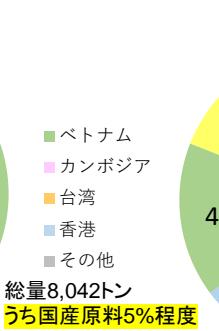


資料:財務省「貿易統計」

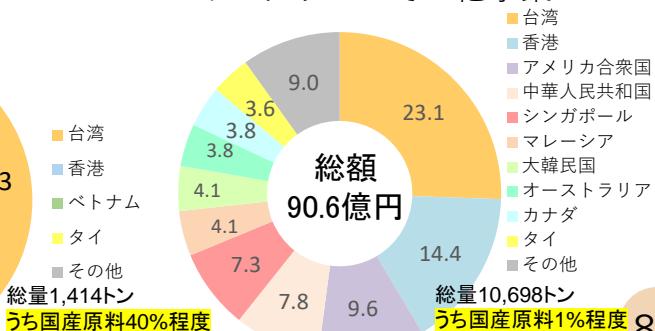
主要品目の国・地域別輸出実績(2024年)



資料:財務省「貿易統計」



アイスクリームその他氷菓



2030年輸出目標:883億円

○ 輸出可能国・地域

ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国(チーズ、アイスクリーム等)、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等

○ 輸出解禁協議中の国・地域

中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))、インド、インドネシア、韓国(ヨーグルト等)

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの日本産牛乳・乳製品の認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築

アニマルウェルフェア(AW)の推進

- 畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、令和5年7月、国際基準に沿った「アニマルウェルフェア(AW)に関する飼養管理指針」を発出し、関係者に対する周知を精力的に実施。
- 同指針の普及・定着のため、令和6年度より、生産現場における指針の取組状況に係る調査を実施。
- 令和7年度、調査結果を踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定に係る検討を開始。
- 将来的に、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、AWの考え方に対応した飼養管理の普及・推進を図る方針。

AW推進の取組

- 令和5年度
- ・「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の発出
 - ・全国向け、ブロック別、畜種別等の説明会の開催
 - ・生産現場における指針の取組状況に関する試行調査を実施

- 令和6年度
- ・試行調査の結果を公表
 - ・本格調査を実施

- 令和7年度
以降
- ・本格調査の結果を公表
 - ・調査結果を踏まえた「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定
 - ・定期的な調査の実施

➤ 定期的な実態把握(調査)により目標の達成状況を確認しつつ、将来的に、可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とすること等を検討

生産者におけるAWに関する飼養管理指針の認知度

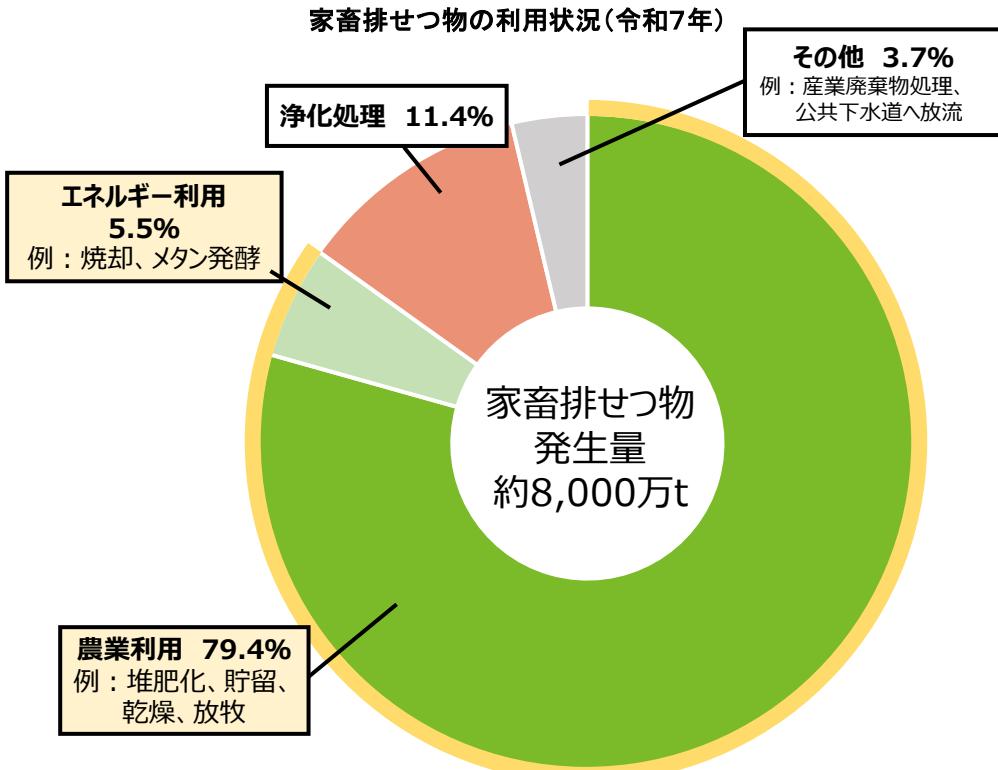
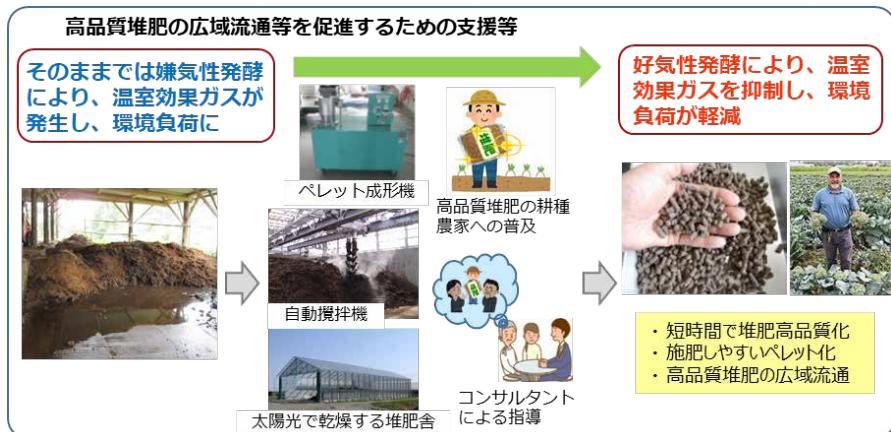
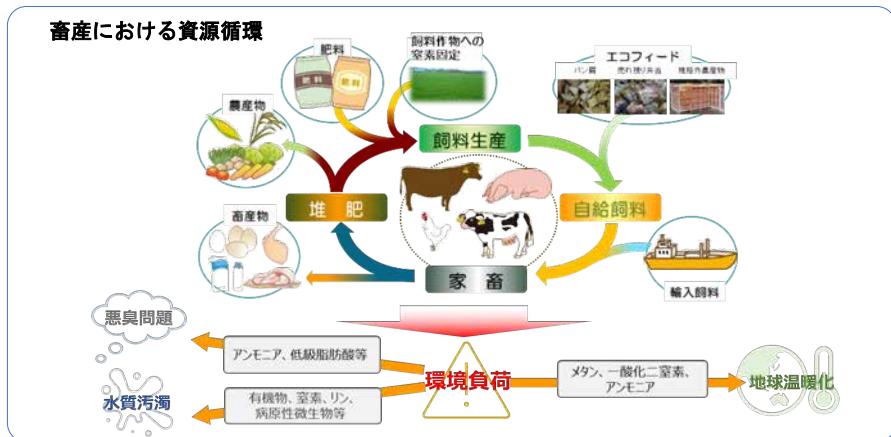
- 知っている □ なんとなく知っている
□ 名前は聞いたことがあるが、どのようなものか知らない
■ 聞いたことない



資料：農林水産省「『アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針』に関する生産現場における取組状況について(令和6年度に実施した本格調査の結果)」をもとに作成。

家畜排せつ物の利用の推進

- 家畜排せつ物は、廃棄物処理法に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。適切に処理されないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- 家畜排せつ物は、年間約8,000万t発生しており、堆肥等として農地に還元されるなどにより約8割が農業利用されている。
- 令和3年に策定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、堆肥利用により2050年までに化学肥料の使用量の30%低減の実現を目指すこととしており、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化を推進。



資料：畜産統計（令和7年）、家畜排せつ物管理方法等実態調査（令和6年）等に基づき畜産振興課が推計。
注）四捨五入の関係で内訳と計は一致しない。

畜産分野の脱炭素化への取組

新たな地球温暖化対策計画における畜産分野の目標と主な削減手法

- 本年2月、新たな地球温暖化対策計画を策定。日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度において、GHGを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することとした。
- 今般、畜産分野では初めてとなるGHG排出削減目標を策定し、その達成に向けて対策を進めていく。

地球温暖化対策計画における畜産分野での排出削減目標と対策内容

| 目標 | 2030年度 | 2035年度 | 2040年度 |
|--------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| メタン | 22万t-CO ₂ | 57万t-CO ₂ | 154万t-CO ₂ |
| 一酸化二窒素 | 7万t-CO ₂ | 20万t-CO ₂ | 49万t-CO ₂ |
| 合計 | 29万t-CO ₂ | 77万t-CO ₂ | 203万t-CO ₂ |

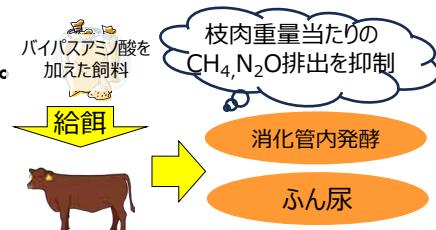
アミノ酸バランス改善飼料の給与

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出される一酸化二窒素を削減します。



肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与

- ▶ 成長促進により、畜産物当たりのメタン、一酸化二窒素を抑制します。



家畜排せつ物の管理方法の変更

- ▶ 家畜排せつ物管理から排出されるメタン、一酸化二窒素を削減します。



強制発酵

GHG削減に資する飼料添加物を含む飼料の給与

- ▶ 家畜の消化管から排出されるメタン(ゲップ)を削減します。



※ GHG削減効果や安全性が認められた飼料添加物「3-ニトロオキシプロパノール（3NOP）」及び「カシューナッツ殻液」が活用できます。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

- 家畜遺伝資源^(※)である和牛の精液・受精卵について、不正な取得等を防止し、生産事業者の利益を保護する制度を創設。（令和2年10月施行）

(※) 家畜改良増殖法で指定された特定家畜人工授精用精液等で、**契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの。**

1 不正競争の定義

- ✓ 家畜遺伝資源である和牛の精液・受精卵について、以下の不正取得等の行為を不正競争行為として定義

- ① 詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや、他人から預かったものを不正に取得、使用、譲渡等すること
- ② 契約に違反して使用、譲渡等すること
- ③ ①、②により生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等すること
- ④ ③により生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等すること
- ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

2 不正競争による損害への救済措置

- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争行為に関して、契約の当事者ではない第三者に対しても、差止請求、損害賠償請求が可能
- ✓ 損害賠償請求における損害額の推定方法、裁判所による信用回復命令について措置

3 罰則の導入

- ✓ 悪質性の高い不正行為（窃取等による取得等）については、重い罰則を適用

- 個人 10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（併科あり）
- 法人 3億円以下の罰金

- 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年10月施行）附則第三条

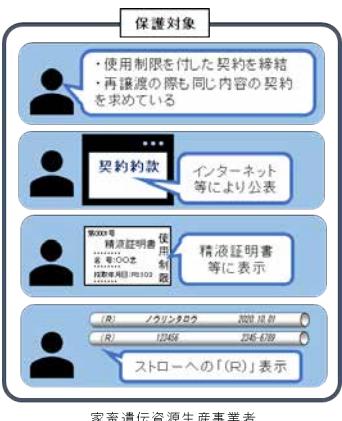
政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1. 家畜遺伝資源

- 1 未受精卵は、技術的・時間的な制約があるため、そのものが輻輳と流通するリスクは低く、法律に位置づけるような状況の変化はない。
- 2 和牛受精卵の需要が増加する局面では、未受精卵の流通が増加する可能性があるため、**体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所等に対して、立入検査等を通じて未受精卵の管理の徹底を図るとともに、生産と流通の実態を把握する必要。**
- 3 未受精卵の取扱いに係る技術の向上は日進月歩であることから、常に新しい技術の動向を注視する必要。

2. 譲渡契約等

- 1 **譲渡契約は、受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所において8割台まで普及しており、確実な家畜遺伝資源の管理・保護のためにはその実施率を100%にする取組が重要。**
- 2 **受精卵の譲渡契約等は、その生産実態から、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進する必要。**その際、生産に関与する獣医師、家畜人工授精師の協力を得ながら、立入検査の機会を活用し、推進する必要。
- 3 不正競争行為への抑止力を高めるため、**利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できるよう取組を推進するとともに、表示の手法と意義を再周知する必要。**



3. 成果冒用行為

R7.6公表

法律の規定を超える成果冒用行為は確認されていないため、現行の規定を維持。

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

4. 理解醸成のための方策

- 1 これまでの立入検査において、新規に開設された家畜人工授精所（以下「新規授精所」という。）では「**使用済みの精液証明書の不適切な管理」「譲渡等記録簿等の整備不備**」、受精卵の生産をしている家畜人工授精所では「**譲渡契約の締結等の実施**」が課題であることが判明したことを踏まえ、**今後の立入検査は、**
 - 新規授精所に対し、譲渡等記録簿等の整備状況の確認と「精液等情報システム」の利用推進**
 - 受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所に対し、受精卵の適正な生産と流通の確認と譲渡契約の締結等を推進****することを優先しつつ、速やかに和牛の精液や受精卵を取り扱う畜産農家に対しても立入検査を計画する必要。**
- 2 「**精液等情報システム**」は、操作性等の観点で利用が進んでいないという状況を踏まえ、同システムの課題や改善等を求める意見を踏まえ、**改善方策を検討し、その利用を推進する必要。**